

令和 3 年

第 1 回定例輪之内町議会会議録

令和 3 年 3 月 4 日 開会
令和 3 年 3 月 17 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長施政方針、提案説明	4
議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	13
議第2号(提案説明・質疑・討論・採決)	19
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	20
議第4号(提案説明・質疑・委員会付託)	26
議第5号及び議第6号(提案説明・質疑・委員会付託)	28
議第7号(提案説明・質疑・委員会付託)	31
議第8号(提案説明・質疑・委員会付託)	34
議第9号、議第10号及び議第11号(提案説明・質疑・委員会付託)	42
議第12号及び議第13号(提案説明・質疑・委員会付託)	48
議第14号(提案説明・質疑・委員会付託)	52
議第15号(提案説明・質疑・委員会付託)	56
議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)	58
議第17号(提案説明・質疑・討論・採決)	59
議第18号(提案説明・質疑・委員会付託)	61
議第19号(提案説明・質疑・討論・採決)	63
議第20号(提案説明・質疑・討論・採決)	69
散会	71

3月16日

議事日程	73
------	----

本日の会議に付した事件	7 3
出席議員	7 3
欠席議員	7 3
説明のため出席した者	7 3
職務のため出席した事務局職員	7 3
開議	7 4
一般質問	7 4
3番 土井田崇夫議員	7 4
2番 林 日出雄議員	8 0
4番 浅野重行議員	8 6
1番 大橋慶裕議員	8 9
6番 上野賢二議員	9 3
9番 田中政治議員	9 9
散会	1 1 1

3月17日

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 3
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 4
説明のため出席した者	1 1 4
職務のため出席した事務局職員	1 1 4
開議	1 1 5
諸般の報告	1 1 5
議第3号から議第15号まで及び議第18号（委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 5
閉会	1 3 9
会議録署名議員	1 4 0

令和3年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和3年3月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長施政方針、提案説明
- 日程第6 議第1号 専決処分の承認について
令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算
- 日程第14 議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第17 議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第19 議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について
- 日程第20 議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第16号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第19号 輪之内町行政無線同報系デジタル工事の変更契約の締結について
- 日程第25 議第20号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時01分 開会)

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第1回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和3年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって議長において、3番 土井田崇夫君、6番 上野賢二君を指名します。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって監査委員から令和2年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長施政方針、提案説明。

町長から、施政方針並びに本日の上程議案について議案説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

日ごとに暖かくなり、梅の花も鮮やかな色に咲き誇り、春の本格的な到来を感じる季節となりました。議員各位にはますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、本日、ここに令和3年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御出席を賜り、御苦労さまでございます。

それでは、本年最初の議会開会に当たり、新年度に向けての私の施政方針の一端を述べさせていただきます。

まず、1点目として新型コロナウイルス対策でございます。

御案内のように、新型コロナウイルスの感染者の県内初確認から去る2月26日で丸1年が経過をいたしました。

この間、同日現在で県内感染者数は4,610人、死亡者が109人に上っております。

さて、最近の状況を振り返ってみますと、第3波による国の緊急事態宣言が岐阜県を対象地域に指定されたのが去る1月14日、次いで2月2日にその延長が決定され、そして3月7日までとされていた緊急事態宣言が2月28日をもって解除されました。

しかしながら、岐阜県では、その解除後においても性急な全面緩和措置を取らず、その内容を一部見直ししながら、3月7日までの感染再拡大防止対策を講じていく旨を2月27日に発表したことは御案内のとおりでございます。

3月7日以降の感染再拡大防止対策については、また新たに発表される予定であります。現在、県のコロナ対策強化指標の基準値のうち、3指標がいまだ上回っている状況から、依然楽観視はできない状況にあります。

一方、当町の状況は、感染者数は、1月20日を最後に7人の感染者にとどまっておりますと書いておりましたが、昨日、1人また新規の感染者が出ましたので計8人ということになっておることを付け加えさせていただきます。感染者の数に関しては、県内42市町村のうち5番目に少ない、それから人口10万人当たりの感染者数でも同じく県内5番目の低さという状況でございます。

このことについては、私どもの自粛の呼びかけに対して、町民の皆様お一人お一人の行動変容に対する高いリスク管理意識のたまものと、そんなふうを受け止めておるところでございます。

そうしたことから、当町としても気を緩めることなく、引き続き対策を適時的確に進めてまいります。

また、町民の皆様の関心が高いワクチン接種についてであります。各種報道でも御案内のように、肝腎のワクチンの供給スケジュールが定まらない状況にあります。

国の発表では、65歳以上の高齢者への接種は4月12日以降とされましたが、計画のとおり進むかは予断を許さない状況であります。

しかしながら、当町としては、その供給スケジュールは別として、集団接種体制を確実なものとするべく、医師会の先生方とも連携しながら準備を進めております。

今までに決定実施している進捗の一端を申し上げますと、ワクチンの流通管理への適切な対応、医療関係者の人的負担の回避等の観点から、接種は集団接種として、その会場は、町保健センターを予定しております。

その他、現在、同時進行で進めておりますのが65歳以上の高齢者の方へのワクチン接種の意向調査の実施、接種券等の印刷発注業務、予約専用のコールセンター設置に向けた業務、またその予約のシステム改修、集団接種に必要な備品、医療材料の手配等があります。

また、3月中にはワクチンを保管するディープフリーザーが1台、2台目は6月中に支給される予定となっております。

いずれにしても、過去に前例のない業務ではありますが、医師会の先生方との連携や、職員が一丸となった協力体制を講ずることで確実に接種ができるようにしてまいります。

2点目は、安全・安心に資する防災体制のさらなる強化であります。

来る3月11日である東日本大震災から10年となります。改めて犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りし、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

震災の苛酷さ、悲惨さを教訓とし、さらにここ数年の相次ぐ水害や災害の激甚化の中で、災害発生時の対応について、いま一度認識を新たにしなければなりません。

国では、向こう5か年間で防災・減災、国土強靱化について事業規模15兆円をめどに、大雨予測の精緻化、遊水地や貯留施設の整備、土地利用の見直しなど、ハードとソフトの対策を講じていくこととしております。

当町でも、2年度から防災における「自助」「共助」に重点を置き、今まで各校下で実施していた総合的な防災訓練を、よりきめ細やかな各区単位での自主防災組織による防災訓練へと、その在り方をより具体化しております。

また、地方創生臨時交付金を活用して、各自主防災組織での防災備蓄品購入事業も実施したところであります。

こうした取組を促し、さらにきめ細かな防災意識の向上を図るには継続が重要であることは論をまちません。

そうしたことから、町単独での自主防災組織への活動等の補助金を創設し、その趣旨の浸透を加速させ、また2年度に発足した防災士連絡協議会とも連携を図りながら、「足腰の強い共助」を実現したいと考えております。

また、元年度、2年度にかけて実施した防災行政無線デジタル化工事の中で避難発令判断システムを導入いたしました。これを単体システムで稼働させるのではなく、災害情報が幾重にも行き渡るよう、町の情報発信媒体である町のホームページ、ケーブルテレビの12チャンネル、そして各個人へのメール配信システムと連動したシステムをつくり、災害情報が確実に行き渡る環境を整備したところであります。

これらを有効に使いながら、防災体制のさらなる強化につなげていきたいと考えております。

そして、大型ハード事業として平成25年から国土交通省木曾川上流河川事務所と共同で進めております防災拠点整備については、昨年度に水道、下水道、電気等のインフラ整備の概要、そして今年度に建物、施設等の設置に向けて計画を策定中であります。

現在、国土交通省による造成工事が進捗中ですが、その工事が完了次第、町の工事も着手すべく準備をまいります。

この拠点整備により、災害時の安全・安心の実現を図ってまいります。

また、暮らしの安全・安心も確保しなければなりません。

その一環として、かねてからお話がありました町内各所における防犯カメラの設置をまいります。あわせて、私人や各事業所の敷地内に防犯カメラを設置される場合の一部補助金も創設をしたところであります。

こうした事業が暮らしの安全・安心につながるよう進めてまいります。

次に、3点目として、町内に人の流れをつくることであります。

国においても東京一極集中の是正や地方の活性化は、長年叫ばれてきた課題であります。

当町においても人口減少問題は喫緊の課題であり、少子高齢化も相まって減少傾向に向かっていることは否めません。

これまでも定住人口の増加施策として、三世代同居・近居助成事業や住宅建設支援助成事業、さらには首都圏からの移住者には補助金制度なども展開してきたところであります。これらの施策もようやく周知され始め、徐々にではありますが効果は出てきておるところであります。今後も、手を緩めることなく、さらなる継続とPRに努めなければなりません。

また、他方、見方を変えれば、交流人口の増加施策も有効な手段だと考えます。

現在はコロナ禍で人の往来は厳しい環境下であります。終息に向かえば、観光事業を起爆として交流人口の増加を仕掛けることで、ひいては定住人口の増加にもつながるものと考えております。

この人口減少課題というものは一朝一夕に解決できるものではありません。

今後も各種データを調査・分析することで、具体的な施策として実現をさせてまいります。

次に、4点目は、社会インフラ整備、企業誘致の具現化であります。

現在、当町では、道路整備計画により、順次道路改良を進めております。その中でも、(仮称)新養老大橋の架橋は長年の悲願であり、養老町、海津市を通る東西軸一本を通すことで、当町の交通形態はもちろん、産業の流通形態も大きくさま変わりできると確信をしております。

これまでも、関係市町をはじめ県とも協議を進めてまいりました。今後も実現に向けて、都市計画道路の認定等、必要な事務手続を進めてまいります。

そして、企業誘致においては、楡俣北部区内で進めております約8.1ヘクタールの用地について、地元の御理解により、いよいよ面工事に取りかかる段階にまで至っております。

今後は、一日も早い進出企業との協定締結を目指してまいります。

次に、5点目として少子化対策についてでございます。

我が国では長年にわたり少子化が課題となっており、当町でも直近では例外ではありません。

結婚や出産、子育てを希望する方々の声に耳を傾けなければなりません。

統計数値によると、我が国では、年間で約5万7,000人のお子さんが不妊治療により生まれております。

当町では、早くから不妊治療の助成について取り組んでおりますが、その施策にもう一工夫加えることで、他市町村にはない施策を考える時期に来ているのではないかと、そんなふう考えております。

今後も、社会ニーズを的確に捉え、知恵を出し、町民の皆様の負託に応え得る子育て福祉施策を進めてまいります。

以上、5つの分野での今後の施政の方針を述べてまいりました。

最後に、現在、NHKでは大河ドラマの「青天を衝け」が放送されておりますが、その主人公は渋沢栄一をモデルとしていることは御案内のとおりであります。

同氏は、多種多様な企業の設立・経営に関わり、「日本資本主義の父」と称された人物であります。

その渋沢氏が残している名言の一つに、「できるだけ多くの人に、できるだけ多くの幸福を与えるよう行動するのが、我々の義務である」と残しておられます。

私も為政者として、微力ながら町民の皆様が幸せを感じていただける町政を目指してまいりましたし、その考え方はこれからも変わりません。町政の発展のため、そして町民の皆様幸せのために邁進してまいります。

今後も、議会議員の皆様方の深い御理解を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針とさせていただきます。

それでは、本日提出させていただいております議案についての御説明をさせていただきます。

きます。

提出議案の内訳は、専決処分の承認1件、人事案件1件、令和2年度補正予算5件、令和3年度予算6件、条例関係5件、その他2件の合計20件でございます。

まず、令和3年度一般会計及び特別会計の当初予算について御説明し、その後、順次議事日程に沿う形で御説明をいたします。

予算上の各施策の概要につきましては、後ほど参事のほうから説明させていただきますので、私からはそのコンセプトを中心に説明をさせていただきます。

それでは、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算について御説明いたします。

まず、当町の財政状況についてであります。先ほどの施政方針でも述べましたとおり、このコロナ禍において税収の落ち込みが厳しい状況下ではありますが、新たな自主財源を確保し、国・県の施策に左右されない財政構造へシフトしていかなければなりません。

一方、歳出では、当面はコロナ禍の終息に向けてコロナウイルワクチン接種など、喫緊の課題に立ち向かわなければなりません。

そんな状況下ではありますが、当面の大型事業が一段落しておりますので、きめ細かな行政サービスを展開することによって、町民の方々が安心して暮らせる環境づくりというのを念頭に編成をいたしました。

令和3年度の一般会計の予算規模は、対前年2億100万円減の42億8,700万円を計上しております。

大きく減となった主な要因は、大型事業であった防災行政無線同報系デジタル化整備工事が完了し、皆減したことに伴うものでございます。

では、具体的な各種事業展開については、新規・主要事業を総合計画に掲げる分類上で順次説明してまいります。

まず、環境部門では、「環境活動推進事業」として、町民の環境意識の向上及び環境リーダーの育成に努めるべく、廃棄物のリサイクル事業及び環境教育事業を実施してまいります。

次に、「ジャンボタニシ駆除事業」として、水田や用水路に広く繁殖するジャンボタニシの駆除期間を例年実施する6月から1月までに加え、水稻への被害拡大を防止すべく、今年度は4月及び5月も追加して実施してまいります。

続いて、防災等生活安全部門では、「ドライブレコーダー搭載補助事業」として、65歳以上の運転免許証保有者及び免許取得から1年未満の方を対象にドライブレコーダー搭載費用の一部を助成し、交通安全対策を図ります。

次に、「防犯カメラ設置事業」として、光ケーブル網を利用したネットワーク型の防犯カメラを町内に設置いたします。

また、私有地や事業所敷地内に設置を希望される町民等に対しては、その費用の一部

を助成し、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

そして、「大吉新田地内の防災拠点整備事業」として、防災拠点の整備に当たり、昨年度までのインフラ整備や上物計画を踏まえて、取付け道路の詳細設計及び丈量測量を実施いたします。

次に、「自主防災組織育成・強化事業」として、自主防災組織の活動に必要な防災用品等の購入及び修繕に対し、各区年度ごとに10万円を上限に補助金を交付いたします。

あわせて、各区で開催する自主防災組織の防災訓練に係る費用の一部を助成し、共助の防災意識の向上を図ります。

続いて、産業・観光部門では、「都市計画マスタープラン策定事業」として、輪之内町第六次総合計画及び県が策定する都市計画区域マスタープランの上位計画を踏まえ、道路や公園、下水道等の都市施設及び自然環境・景観といった都市計画・都市づくりに関する様々な分野の整備及び指針となるマスタープランを策定します。

そして、「企業誘致事業」として、現在、楡俣北部区内で進めております約8.1ヘクタールの企業誘致事業については、いよいよ面工事に取りかかります。

一日も早い進出企業との協定締結を目指すとともに、地域の雇用創出や安定的な自主財源確保に努めてまいります。

次に、福祉部門では、「中核機関設置事業」として、高齢者、障がい者の権利擁護のため、成年後見制度利用の体制を整備すべく、地域連携ネットワークの中核となる機関を設置し、関係機関との連携や相談業務を行ってまいります。

また、「産後ケア事業」として、産後鬱や虐待を防止するため、助産師による訪問型・通所型ケアや産婦健診を実施し、産婦の心身をケアし、身体的・精神的安定につなげてまいります。

また、任意予防接種のメニューの拡大ということで、「成人帯状疱疹予防接種費用助成事業」として、50歳以上の方を対象に帯状疱疹ワクチン予防接種の接種費用の一部を助成してまいります。県下初の事業となる予定であります。

そして、「高齢難聴者補聴器購入費用助成事業」として、65歳以上の方で、かつ障害者手帳交付の対象とならない加齢により難聴者を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成する予定であります。

次に、教育部門では、導入したタブレットパソコンを有効に活用すべく、「学習者用デジタル教科書導入事業」として、学校以外でも学習できる環境を整えるためにデジタル教科書を導入してまいります。

また、「タブレット用デジタルドリル導入事業」として、タブレットで稼働するデジタルドリルを導入し、朝学習を行い、個人ごとの分析機能により苦手分野を反復する等、効果的な学習につなげてまいります。

最後に、行財政部門では、令和2年度に創設した助成事業であります、「住宅建設支援助成事業」として、3年度も継続させ、定住人口の拡大を図ることを目的に、住宅取得支援事業として、町内に住宅を建設、取得も含めてであります、その方に対して固定資産税の軽減分相当額を助成することとしております。

次に、「第六次総合計画策定事業」として、昨年度実施したアンケート及び各事業の取りまとめ、社会情勢等を反映させた素案を基に総合計画審議会を開催し、今後のまちづくりの根幹及び指針となる第六次総合計画を策定してまいります。

このように、冒頭御説明いたしましたとおり、大きな財政負担を伴う事業はありませんが、きめ細かな行政サービスを実施すべく各種施策に反映をさせました。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

次に、議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

令和3年度の予算規模は、対前年1,000万円減の歳入歳出9億4,000万円で予算編成をしております。

被保険者の加入状況でございますが、直近数値の令和3年1月では1,810人と減少傾向にあります。

次に、医療費の状況でございますが、医療費はなかなか予測困難なものであります、29年度から31年度までの過去の実績値によりますと、平均伸び率は上昇傾向にあります。

これらの背景を踏まえながら、1,000万円減となった現象、その状況は、被保険者数が減少し、歳入歳出ともに微減したことが主な要因となっております。

最後に、令和2年度末の国保会計基金の残高見込みは、1億5,261万6,000円を見込んでおります。国保会計運営において負担増を迫られる状況等が生ずる事態には、基金を有効に活用しながら運営してまいります。

次に、議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、その中で市町村の役割となっております保険料の徴収、市町村受託事業となっておりますぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に係る経費及び市町村負担金を中心として予算編成をいたしたところであります。

令和3年度の予算総額は、対前年350万円増の歳入歳出1億250万円で予算編成をしております。

続いて、議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明をいたします。

この特別会計は、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、児童発達支援教室そらがサービスをするための経費を計上いたしております。

開所13年目となる令和3年度の予算総額は、対前年220万円増の歳入歳出それぞれ1,800万円を計上しております。

続いて、議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

管渠工事の進捗状況についてであります。令和2年度末見込みでの整備面積は352ヘクタールで、計画面積の94.9%となります。管渠延長は10万6,971メートルと膨大な数字になっておりますが、計画延長の97.2%が完了する見込みとなっております。

また、下水道への接続率は46.5%まで上がっております。微増の傾向にはございます。

令和3年度の下水道特別会計の予算総額は、6,800万円増の5億6,800万円で予算編成をいたしました。

増となった主な要因は、管渠の布設工事が終盤を迎えることで、3年度においては現計画下における工事を完了すべく工事ボリュームが増となったことによるものでございます。

しかし、今後において施設の修繕等が発生してくること、また起債償還がピークに向かっていくこと等を視野に入れながら、下水道への接続率向上に努める等、適切な特別会計の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算について御説明をいたします。

令和3年度の水道事業会計予算は、3,200万円減の1億8,800万円を計上いたしております。

減となった主な要因は、配水管新設取替え工事の減によるものでございます。

今後も清廉な水の提供に向けて、適切に管理運営をしてまいります。

以上で、令和3年度の当初予算の説明を終わります。

ここからは議事日程に沿う形で御説明をしてまいります。

まず、議第1号 専決処分の承認につきましては、去る1月28日付で専決処分した令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）の承認を求めるもので、新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費等について計上いたしております。

次に、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員4名のうち3名が令和3年6月30日で任期満了となるため、委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

次に、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）については、令和2年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、主に不用額の計上をいたしております。

予算現額から1億8,015万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ56億3,523万5,000円としたものでございます。

次に、議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

についても、主に不用額を計上するもので、予算現額から232万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億6,243万1,000円とするものでございます。

次に、議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、主に県広域連合への負担金が増となることから、予算現額に325万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億235万5,000円とするものでございます。

次に、議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）についても、主に不用額を計上するもので、63万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,768万8,000円とするものでございます。

次に、議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についても、主に不用額を計上するもので、1,349万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億8,650万1,000円とするものでございます。

次に、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定については、犯罪の防止または抑止を目的とした防犯カメラの適正な設置と運用に関して設置者が遵守すべき義務等を定めるものであります。

次に、議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、オンライン資格確認等システムの導入に伴い、被保険者の医療保険資格の確認がオンラインで可能となることから、受給者証の提示に関する規定を改正するものであります。

次に、議第16号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条項ずれ等の所要の改正を行うものであります。

次に、議第17号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、2点の改正を行うもので、精密検査費の給付要件の改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の公布により定義の一部を改正するものとして、2条立てとしております。

次に、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、同条例第4条の団員定数等を改正するものになっております。

次に、議第19号 輪之内町行政無線同報系デジタル工事の変更契約の締結については、令和元年度から進めてまいりました同工事の変更本契約を締結するために議会の議決に付すものであります。

最後に、議第20号 町道路線の認定については、道路新設に伴う路線の追加をするものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第1号 専決処分の承認について、令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第1号について御説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第1号 専決処分の承認について。令和3年1月28日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

次に、2ページを御覧ください。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。令和3年1月28日、輪之内町長でございます。

専決処分をしたものは、専決第1号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）でございます。

3ページをお願いします。

専決第1号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第6号）。令和2年度輪之内町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,629万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,539万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和3年1月28日専決、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の4ページと5ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正予算額を集計したものでございます。

6ページにつきましては、第2表 繰越明許費補正として翌年度に繰り越して使用したい経費を取りまとめたものでございます。具体的には、コールセンターの設置委託料1,051万円とクーポン券の作成委託料130万5,000円の合計額1,181万5,000円でございます。これらにつきましては、後ほどまた触れさせていただきます。

まずもって、今回の補正予算（第6号）につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する対応のうち、3月議会まで待つのではなく、それよりも早い時期、早

急に対応すべきと判断されるものを計上したものでございます。

なお、計上した予算の内容は、事務費や接種体制の準備経費のほか、ワクチン接種の際に必要な医療資材等の経費でございます。国からの負担金、それから補助金を財源としております。

ワクチン接種の概要を簡単に申し上げます。

今回、予算計上したものは、医療従事者と65歳以上の方、いわゆる高齢者を対象とする経費でございます。対象者につきましては、輪之内町に住民基本台帳を置く方とし、実施方法につきましては、医療機関での個別接種ではなく、保健センターでの集団接種により行うことを基本としております。

一方ですけれども、先ほど住民基本台帳を置く方を基本と申し上げましたが、輪之内町に住民基本台帳を置きながら遠方で暮らしている方も現実には大勢おられます。そういう方につきましては利便性を図ることとし、実際の居住地の市町村が行う集団接種の利用を可能とする方向で現在進んでおります。

また、特別養護老人ホームなどの高齢者施設の入所者につきましては、その施設が提携をしている医療機関での接種が想定されます。あわせまして、医療従事者につきましては、既にこれは開始されておりますが、その勤務先の医療機関で接種をしているところでございます。

それでは、予算の詳細につきまして事項別明細書により御説明をさせていただきます。

歳出予算から御説明をいたしますので、一般会計補正予算（第6号）の事項別明細書の5ページを御覧ください。

款4. 項1. 目2. 予防費の1,629万6,000円のうち、職員手当等の54万円は、職員の時間外勤務手当を計上したものでございます。

報償費の63万8,000円につきましては、ワクチン接種に協力をお願いする医療機関の医師や看護師への謝礼のほか、保健センターにおいて雇い入れる保健師に対する謝礼でございます。

需用費のうち、消耗品費の38万4,000円につきましては、事務に必要な文具類、ワクチン接種会場の設営に必要な資機材等を購入するもののほか、注射の際に必要な消毒用アルコール、ゴム手袋、ガウンなどの衛生資材を購入するものでございます。次に、医薬材料費の34万3,000円につきましては、これは文字どおりになりますが、生理食塩水、注射器や注射針のほか、ワクチン接種後のアナフィラキシーショックに備えるための蘇生パックや酸素吸入救急蘇生セットなどの医療資材を購入するものでございます。

次に、役務費のうち、通信運搬費の44万9,000円につきましては、ワクチン接種の案内の通知や接種の際に持参していただくクーポン券の送付に要する郵便代でございます。審査支払手数料の6万円につきましては、冒頭に医療従事者は勤務先の医療機関、高齢者施設の入所者は提携している医療機関、その他居住地の市町村でのワクチン接種も可

能ですと申し上げましたけれども、その方々の接種費用につきましては、国保連合会を介しまして医療機関や他の市町村からの請求を受け、輪之内町が負担をすることになります。これは、接種費用の請求支払いの取りまとめ、いわゆる集計ですね、電算処理料を支払うものでございます。1件当たり300円の200人分でございます。

次に、委託料のうち、システム改修委託料の22万3,000円につきましては、既に導入をしておりますシステムでございますが、予防接種対象者の抽出や予防接種の接種履歴を管理している健康管理システムというものがございます。そのシステムにコロナワクチンの接種項目を追加するため、プログラムの改修を行うものでございます。クーポン作成委託料の130万5,000円につきましては、ワクチン接種の際に持参をしていただくクーポン券、いわゆる予防接種券の作成費用でございます。クーポン券の台紙の印刷はもとより、その台紙への宛名の印刷、封筒への封入と封緘までの作業を外部委託するものでございます。コールセンター委託料の1,051万円につきましては、外部委託によりコールセンターを設置するものでございます。今回のワクチン接種につきましては、密を避けるため事前予約に基づいて実施する予定をしております。よって、その都合によりコールセンターを設けるものでございます。コールセンターでは、予約の受付、予約の変更のほか、ワクチン接種に関する問合せなど、きめ細やかな対応をしていくものでございます。集団指導室ネット回線変更委託料の8万8,000円につきましては、ワクチン接種会場となります保健センターの集団指導室のネットワーク環境を整備するものでございます。集団指導室におきましても予約受付システムを利用できるようにするため、ネットワーク回線、インターネット回線ですけれども、それを引き込むことと併せまして機器の設定を行うものでございます。予防接種委託料の48万9,000円につきましては、町外でワクチン接種を受けられた方の接種費用を支払うものでございます。先ほどの審査支払手数料での御説明のとおり、国保連合会を介して請求を受け、接種を受けた医療機関や市町村に支払うものでございます。これについても200人分を見込んでおります。

次に、工事請負費の42万7,000円につきましては、パーティションの組立てによりフロアの間仕切りを行いまして部屋を確保するものでございます。それは作業スペースとして利用するほか、接種に関する資材の保管場所として利用することを予定しております。

備品購入費の84万円につきましては、健康管理システムの端末を増やすためのパソコン、机・椅子、書類保管庫、ラックのほか、ワクチン接種会場で人の動線をコントロールするためのベルトパーティションなどの備品を購入しようとするものでございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

事項別明細書で戻りますが、4ページをお願いします。

款14. 項1. 目2. 衛生費国庫負担金の113万9,000円と款14. 項2. 目3. 衛生費国庫補助金の1,461万1,000円につきましては、ワクチンの接種費用に対する負担金と、その準備費用

や事務費に対する補助金をそれぞれ国から受け入れるものでございます。負担金と補助金の額につきましては、交付限度額の設定はございますが、基本補助率としては10分の10でございます。

戻って、3ページをお願いいたします。

款10. 地方交付税につきましては、歳入予算を調整するため54万6,000円を計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

ちょっとお尋ねします。

コールセンター委託料が1,000万から計上されておるんですけれども、これはクーポン券を頂いた方がいついつワクチンを接種したいという要望に基づいて日にちを予約するというような仕組みなんでしょうか、どんなふうになされていく予定ですか。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

接種券が手元に届いた方がコールセンターに電話をしていただいて、そこで予約を取っていただくという形で進めます。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点、お尋ねします。

予約をお願いしたら、大体その要望どおりに進めていかれるというようなことなんでしょうか。それとも、その日は満杯だから別な日に予約してほしいというようなお話にもなっていくんですか。

○議長（小寺 強君）

経営戦略課長 菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

密を避けるため、やはりその日、接種できる最大人員というのがあると思います。し

たがいまして、希望された日がもう予約でいっぱいでしたら別の日でお願いするという
ことになるかと考えています。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

ちょっと聞き漏らしたと思うんですが、予防接種の報償費ですが、これはどういう方
にどういう形でお支払いするものかなということをお尋ねしたいんですが。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

予防接種の報償費ですが、予防接種を行うに当たりまして保健師とか医師の先生に接
種をお願いするということになりますので、医師、看護師、保健師の方の接種の謝礼と
なります。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

謝礼というのは、お願いするときの俗に言う勤務手当というふうなものなのか、また
別にこのほかにこういうものが予定してあるのかどうか。これが全て含んで、要するに
接種していただくことに関する関係者に対する全ての医療報酬ですか。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

接種に来ていただいたときにお支払いする謝礼でございます。例えば、接種するに当
たりまして、平日ですと医師が2名、あと看護師が5人とかという体制を整えまして接
種を行っていきますので、そのときに来ていただいた医師や看護師、あとお手伝いして
いただける保健師等にお支払いする謝礼でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

僕が言っていることと少し理解が違う、僕の理解が違うのかもしれませんが、これは、

例えばその内訳はどういうふうに払われるんですか。医師の方だと高く、保健師さんは町の職員がなされるのかな、だからなしなのか。この謝礼というのは、その医療をしたことによる医療報酬、医療の報酬と謝礼とはちょっと字が違うと思うので、あくまでもお礼という意味で別枠でお金を支払われるという意味の性格のものかなあと私は勝手に理解するんですが、それなら医師は2名の方が来ていただいて、1回幾らの謝礼を払い、看護師さんはどんなような謝礼、要するにその内訳をちょっと分かれば、分からなかったら後でもいいんですが。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

内訳ですけれども、保健師が1回6,000円、それから医師が平日で3万1,607円、それから看護師が保健師と同じく6,000円、あと土曜日とか日曜日とかもお願いした場合は、それに若干プラスアルファでお支払いする予定をいたしております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

よく広報で看護師さんを募集しているのを見るんですけれども、今現在、応募されている方はおられるんですか。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

浅野議員がおっしゃられますように、コロナウイルスワクチンの接種にどうしても看護師さんとかが必要になってきますので、一応3月10日までということで募集をしております。今のところ、若干、数名の看護師の応募があるというふうに聞いております。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 専決処分の承認について、令和2年度輪之内町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり承認することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第7、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監(住民・福祉)兼住民課長(中島良重君)

それでは、議案書の7ページをお開きください。

議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

輪之内町の人権擁護委員4名のうち3名が令和3年6月30日で任期満了となるため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

まず、1人目の方でございますが、住所が輪之内町大藪1028番地の11、氏名、高木清江様、生年月日は昭和27年12月10日で、現在、人権擁護委員5期目を務めていただいております。

2人目の方は、住所が輪之内町四郷1802番地、氏名、山田實順様、生年月日は昭和26年6月16日で、現在、人権擁護委員3期目を務めていただいております。

3人目の方は、住所、輪之内町中郷新田2067番地、氏名が加藤京子様、生年月日は昭和25年8月20日で、現在、人権擁護委員2期目を務めていただいております。

任期につきましては、3名とも令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間でございます。

人権擁護委員の推薦につきましては、町議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある社会事業家、教育者等の中から議会の意見を聞いて法務大臣に推薦すると定められております。推薦いたします3名の方は、この要件を満たしており、現在もイベント等での啓発活動や各地区の

こども園、小・中学校でも人権創作劇による意識啓発を積極的に行われているほか、小学校の支援員などとしても長年勤められ、その知識も十分にあることから推薦させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、これを適任者と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任者と認めることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第3号について御説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）。令和2年度輪之内町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,015万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,523万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の9ページから13ページまでにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として、今回の補正予算額を款項の区分で集計をしたものでございます。

14ページの第2表 繰越明許費補正につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用することができるよう、その手続をお願いするものでございます。

具体的な内容といたしましては、コロナの蔓延等感染拡大防止のため、飲食店を対象に営業時間の短縮要請や酒類の提供時間の短縮が実施されましたが、これに対する協力金の市町村負担金193万2,000円と、小・中学校における教育活動の継続、かつコロナ感染対策として保健衛生用品の購入費380万円でございます。後ほど触れさせていただきます。

15ページの第3表 地方債補正は、今年度、新たに地方債の発行をお願いするものでございます。

今年度は、コロナの蔓延とその影響によりまして減収補填債の対象税目が拡大されました。対象税目のうち、当町におきましても減収が見込まれる税目がありますので、これを発行することにより、その減収分を補填しようとするものでございます。その限度額は1,990万円でございます。これにつきましても、後ほど触れさせていただきます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第7号）の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まずもって、今回の3月補正予算の主な内容につきましては、今年度の事業の完了の時期が近づいていることと併せまして、今年度は年度の当初からコロナ禍ということもありまして、予定していたほとんどの事業についてやむを得ず中止にせざるを得ない状況でございましたが、各課におきまして事業の進捗状況と予算の執行状況を精査いたしまして不用額を計上したものの、もしくは逆に、予算の不足が見込まれるため予算の追加をお願いするものでございます。

それでは、歳出から御説明をさせていただきますが、先ほどのとおり、基本は不用額

を計上したものでありますので、予算の増額をお願いしたいものについて、その概要を御説明させていただきます。

30ページを御覧ください。

款1. 項1. 目1. 議会費の需用費12万7,000円につきましては、この議場に既に設置をしてあるアクリル板に低反射フィルムを貼り付けようというものでございます。議会撮影の際、光の反射の加減により答弁者や質問者以外の方の姿が映り込みますので、それを防止するための対応でございます。

37ページをお願いします。款2. 項3. 目1. 戸籍住民基本台帳費の負担金、補助及び交付金118万4,000円につきましては、マイナンバーカードの関連事務費として地方公共団体情報システム機構、通称J-LISといいますが、そこへの負担金を追加納付するものでございます。この経費につきましては、国から10分の10の財源を受け入れて支払うもので、いわゆるトンネルをするものでございます。国の補正予算の成立に伴い、その額が増となったものでございます。

次に、40ページをお願いします。款3. 項1. 目2. 障がい者福祉費の扶助費のうち、障害者自立支援給付費の242万1,000円につきましては、障がい福祉サービスの利用におきまして、療養介護、就労移行支援、共同生活援助の利用者がそれぞれ1名ずつ増えたことなどによる不足見込額を計上したものでございます。

41ページをお願いします。款3. 項1. 目6. 国民健康保険費の繰出金のうち財政安定化支援事業繰出金の17万5,000円につきましては、国保会計の歳入にあります同じ名称の繰入金と同額を計上したものでございます。

49ページをお願いします。款4. 項2. 目2. 美化推進費の役務費のうち、ごみ袋流通手数料の60万円につきましては、これは文字どおりになりますけれども、ごみ袋取扱者への販売量が多かったことを理由とするものでございます。同じ美化推進費の負担金、補助及び交付金のうち、生ごみ処理機設置事業補助金の2万5,000円につきましては、申請件数の増による不足見込額を計上したものでございます。

50ページをお願いします。款5. 項1. 目1. 農業委員会費の報酬のうち、農業委員会委員報酬の2万2,000円につきましては、農業委員会に対する県からの交付金、農地利用最適化交付金といいますが、その額が確定をいたしましたので、それを消化するものでございます。

51ページをお願いします。款5. 項1. 目8. 農地総務費の委託料2,000円につきましては、委託料と同じ名称の基金、ふるさと農村活性化対策基金の運用から生じる利子の収入見込額に合わせるものでございます。

同じ51ページの日9. 農地整備費、次のページにわたりますが、負担金、補助及び交付金のうち、土地改良事業負担金の1,958万円は、過去のほ場整備事業に係る元利補給を一部繰り上げて実施をするもので、簡単に言うと繰上償還でございます。その下、経営

体育成基盤整備事業楡俣北部負担金の4,500万円は、国の補正予算の成立により事業費が増加したことに伴い、楡俣北部地区のほ場整備に関する負担金を増額するものでございます。令和3年度に予定していた事業を令和2年度に前倒しをするものでございます。この負担金の額につきましては、地元負担金12.5%と町負担金10%の合計額を一旦一括して支払うものであり、地元負担分につきましては、歳入において地元分担金として収入することとしております。

53ページをお願いします。款6.項1.目1.商工総務費の負担金、補助及び交付金のうち、県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金市町村負担金の253万2,000円につきましては、コロナの蔓延と拡大防止を目的として行われた飲食店に対する営業時間の短縮、酒類の提供時間の短縮の要請に対する協力金の市町村負担金として5%分を計上したものでございます。今回の協力金につきましては、12月18日から1月15日までの県独自の要請と、引き続き1月16日から実施されました国の緊急事態宣言下における緊急事態措置としての要請に対するものでございます。当町の対象事業者は12店舗になります。なお、1月12日以降の要請に対する協力金につきましては、その支払い時期が令和3年度にまたがるのが想定されておりますので、予算書の第2表で繰越明許費の追加をお願いしたところでございます。

55ページをお願いします。款7.項1.目1.土木総務費の負担金、補助及び交付金のうち、県都市計画協会負担金の1,000円と東海環状自動車道建設促進県西部協議会負担金の2,000円につきましては、それぞれ不足額を計上したものでございます。

58ページをお願いします。款7.項4.目2.公共下水道費の繰出金1,824万7,000円につきましては、下水道会計の歳入にあります一般会計繰入金と同額を計上したものでございます。

60ページをお願いします。款8.項1.目3.防災費のうち、工事請負費の1,608万2,000円は、今年度、防災行政無線の同報系についてデジタル化の工事を行っておりますが、出来高による変更のほか、導入する発令判断システムの仕様の変更などを行いましたので、所要の経費について増額をお願いするものでございます。

62ページをお願いします。款9.項1.目2.事務局費の需用費のうち、消耗品費の313万円は、コロナ禍における教育活動の継続と児童・生徒・教職員の感染予防を目的として、マスクや消毒液などの保健衛生用品を購入するものでございます。次のページにわたりますが、同じ事務局費の備品購入費55万円につきましても、今と同じ趣旨で保健室の備品を購入しようとするものでございます。先ほどの消耗品費と備品購入費につきましては、小学校については1校当たり40万円、中学校については60万円を上限に経費の2分の1を国から受け入れて実施をするものでございます。なお、これらの経費につきましても、予算書の第2表において繰越明許費の手続をお願いしたところでございます。

65ページをお願いします。款9.項2.目1.小学校管理費のうち、備品購入費の17万

8,000円と16万3,000円につきましては、福東小学校の特別支援学級について1教室を増設するに当たりまして、必要な備品を購入しようとするものでございます。具体的には、教師用の机・椅子、教卓、オルガンなどを購入いたします。

69ページをお願いします。款9.項5.目1.社会教育総務費のうち、積立金の1万円につきましては、加納良造学術文化振興基金の運用による利子の増に伴い、計上したものでございます。

続いて、歳入の御説明をさせていただきます。

歳入補正予算の主な内容といたしましては、国・県への交付申請書、それから交付決定通知により今年度の収入額が確定をしたもの、補助対象経費となる歳出予算の精査に伴い、収入見込額を精査し直したもの、もしくはこの補正予算策定時点の収入済額に合わせたものでございます。

歳入につきましては、1,000万円以上の増額と1,000万円以上の減額に分けて御説明をさせていただきます。

まずは1,000万円以上の増額についてになります。

4ページをお願いします。

款1.項1.目1、町民税、個人のうち、現年課税分の1,000万円につきましては、この補正予算編成時における調定額から見込まれる収入額に合わせたものでございます。

11ページをお願いします。款10.項1.目1.地方交付税の普通交付税1億2,194万2,000円は、補正予算の都度、その財源としてまいりましたが、今回の補正予算は今年度最後の補正予算になりますので交付決定額に合わせたものでございます。

12ページをお願いします。款12.項2.目1.農林水産業費分担金の2,500万円につきましては、歳出でも触れましたが、楡俣北部のほ場整備に関する地元分担金でございます。

15ページをお願いします。款14.項2.目1.総務費国庫補助金のうち、総務管理費補助金の地方創生臨時交付金1,264万3,000円につきましては、第3次交付限度額として示されました7,591万2,000円のうちの一部を今年度のコロナ対策事業に財源充当するものでございます。第3次交付限度額の残り6,326万9,000円につきましては、令和3年度のコロナ対策に活用していきたいと考えております。具体的には、令和3年度の補正予算でコロナ対策事業を計上することとし、それまでじっくり考えながら、かつ感染蔓延状況を見ながら、令和3年度の状況に応じた適切かつ必要な対策を打っていきたいと考えているところでございます。

16ページをお願いします。目5.教育費国庫補助金の小学校費補助金のうち、公立学校情報機器整備費補助金の1,955万5,000円と公立学校情報ネットワーク環境施設整備費補助金の328万2,000円、この下にあります中学校費補助金にも同じ名称の科目がそれぞれございますが、これらはこれまでも国が推進してきましたGIGAスクール構想が、コロナ禍に入り学びの確保の手段としてさらに強力に推進されましたので、当町におきま

しても、1人1台タブレットの購入や、その通信環境の整備に努めてまいりました。これらは、それらの経費について国から補助金を受け入れるものでございます。なお、科目予算につきましては、当初、県補助金として計上しておりましたが、科目替え、改めて国庫補助金として予算計上をし直したものでございます。

24ページをお願いします。款19.繰越金の3,475万2,000円は、収入済額に合わせたものでございます。

29ページをお願いします。款21.町債の1,990万円につきましては、第3表 地方債補正にもありましたように、減収補填債を発行するものでございます。減収補填債につきましては、これまでは3税目の減収を対象としておりましたが、コロナの蔓延による影響により、景気変動に伴う通常の増減を超える減収が生じる消費、それから流通に関わる6税目についても減収補填債の対象税目に追加されることとなりました。この減収補填債の対象となりました9税目のうち、当町において実際に該当がある科目、かつ減収が見込まれる税目として、地方揮発油譲与税、地方消費税交付金、町たばこ税の減収が該当する見込みでございますので、その減収分を補填するために発行することをお願いするものでございます。

続きまして、今度は逆に1,000万円以上の減額について御説明をさせていただきます。ページを戻りますが、4ページをお願いいたします。

款1.項1.町民税、目2.法人、現年課税分の2,285万1,000円の減額は、先ほどの町民税、個人と同様、この補正予算編成時における調定額から見込まれる収入額に合わせたものでございます。

8ページをお願いいたします。款7.地方消費税交付金の2,747万8,000円の減額は、県から今年度の交付見込額の通知がありましたので、その通知額に合わせたものでございます。

19ページをお願いします。款15.項2.目7.教育費県補助金のうち、小学校費補助金の公立学校情報機器整備費補助金の1,665万円の減額と公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の575万円の減額、この下にあります中学校費にも同じ名称の科目がそれぞれございますが、これらは国庫補助金への科目替えにより減額をするものでございます。

23ページをお願いいたします。款18.繰入金につきましては、不用額等の計上により町財政の健全化の維持と今後の資金需要に備えるため、当初に予定した基金の取崩しを全て取りやめようというものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第3号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第4号について御説明申し上げます。

議案書の16ページを御覧ください。

議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,243万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

17ページ、18ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算の事項別明細書、歳出の部の10ページのほうから説明を申し上げます。

款2.項1.目1.一般被保険者療養給付費につきましては、県支出金の額が確定し、276

万8,000円の減額となりましたので財源内訳を変更するものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。款2.項4.目1.出産育児一時金の336万円の減額につきましては、当初15名分を計上しておりましたが、1月末時点での申請予定は2件でございますので、転入等予備を含め7件分を残して8件分を減額しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。款6.項1.目3.償還金の101万4,000円の増額につきましては、平成30年度退職被保険者等納付金の精算額確定により増額補正するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。款6.項2.目1.財政調整基金費の2万5,000円の増額につきましては、国民健康保険基金の利息が確定いたしましたので増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。3ページをお開きください。

款1.項1.目1.一般被保険者国民健康保険税740万1,000円の減額につきましては、令和元年度の収納率、被保険者数の減少及び県のシミュレーション結果を精査いたしましたところ、740万1,000円減額する必要があるため、その分を一般分の医療給付費、介護納付金、後期高齢者支援金に分けてそれぞれ増減する補正でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。款3.項1.目1.国庫負担金減額措置対策費補助金13万円の増額につきましては、国庫負担金減額措置対策費補助金の交付額決定による増額補正でございます。

同じく目2の保険給付費等交付金276万8,000円の減額につきましては、国の特別調整交付金、保険者努力支援制度分、特定健診等の特別給付金の実績額が確定したことによる減額補正でございます。

5ページをお願いいたします。款4.項1.目1.利子及び配当金2万4,000円の増額につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。款5.項1.目1.一般会計繰入金980万7,000円の減額につきましては、保険基盤安定繰入金の額確定により774万2,000円の減、出産育児一時金繰入金は、申請件数の減により224万円減額、財政安定化支援事業繰入金は、県の繰入れ基準額の確定により17万5,000円増額補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。款6.項1.目1.繰越金1,297万8,000円につきましては、令和元年度からの繰越金留保額2,697万776円ですが、そこから当初予算の1,000円、それから6月補正いたしました584万8,000円、それから9月補正いたしました814万3,000円を差し引いた補正額でございます。

8ページをお願いいたします。款7.項4.目1.一般被保険者第三者納付金402万1,000円につきましては、第三者行為による損害賠償請求に対する補填額を増額補正するものでございます。

9ページをお願いします。款8.項2.目1.災害等臨時特例補助金50万2,000円につつま

しては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者に対して保険税の減額措置を行っており、その減額分の10分の6が国庫補助として交付されるため増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第4号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び日程第11、議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第5号と議第6号について御説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。令和2

年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億235万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の20ページと21ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書により御説明させていただきます。

事項別明細書の8ページをお願いいたします。

歳出から御説明させていただきます。

款2. 項1. 目1の後期高齢者医療広域連合納付金は、419万7,000円の増でございます。節18. 負担金、補助及び交付金の保険料等負担金は、広域連合に納付すべき保険料の見込額と保険料軽減額の確定に伴う増額でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。款3. 項1. 目1の保健事業費は、94万1,000円の減です。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診に関して国保連合会へ支払う手数料や健診費用の委託料など、関連経費について不用額を計上するものでございます。なお、受診の実績見込み件数は、それぞれ520件と72件でございます。

次に、歳入の御説明をさせていただきます。

戻って3ページをお願いいたします。

款1. 項1. 目1の特別徴収保険料と目2の普通徴収保険料は、それぞれ40万5,000円と406万8,000円の増額でございます。令和2年度の保険料の現年分と滞納繰越分について、それぞれの収入見込額に合わせるものでございます。

4ページをお願いいたします。款3. 項1. 目1の保健事業費委託金については88万2,000円の減です。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の2つの保健事業の健診費用と事務費の交付を受けるものです。今年度の受診件数から収入見込額を確定されましたので、それに合わせるものでございます。

5ページをお願いいたします。款4. 項1. 目1の一般会計繰入金は、90万2,000円の減額でございます。町特別会計事務費繰入金は、歳出総額に歳入総額を合わせるため59万4,000円を減額するもの、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額の確定額に合わせるため30万8,000円を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。款5. 項1. 目1の繰越金は、21万2,000円の増額でございます。令和元年度の決算数値による繰越金21万3,600円のうち保留分を計上するもの

です。

7ページをお願いいたします。款6.項4.目1の雑入は、35万5,000円の増額でございます。令和元年度中に広域連合へ概算払いをした保健事業費負担金の精算により、その過払い分について返還を受けたものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の御説明を終わります。

引き続き、児童発達支援事業特別会計補正予算の御説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお願いいたします。

議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）。令和2年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,768万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の23ページと24ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては事項別明細書により御説明させていただきますので、別冊の児童発達支援事業特別会計補正予算の事項別明細書、5ページをお願いいたします。

歳出から説明させていただきます。

歳出につきましては、間もなく事業完了の時期を迎えるに当たり、予算の執行状況を精査し、不用額を計上したものでございます。

款1.項1.目1.一般管理費は、5万円の減でございます。いずれも事務費の精査をいたしまして、その不用額を計上したものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。款2.項1.目1の児童発達支援事業費は、58万3,000円の減でございます。節3.職員手当等は、正規職員の人件費の減額、節11.役務費、節18.負担金、補助及び交付金ともに不用額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明させていただきますので、戻りまして3ページをお願いいたします。

款1.項1.目1の児童発達支援費は、218万2,000円の減額でございます。児童発達支援教室そらでは、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象として、親子通園により日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練を行っております。その訓練につきまして国保連合会からサービス報酬を受け取るもので、収入見込額に合わせるものでございます。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令により休業要請が行われたことにより1人当たりの利用回数が減り、減額となっております。

4ページをお願いいたします。款6.項2.目1の雑入は、障害児通所支援事業所継続支援事業補助金として154万9,000円を増額するものです。先ほど御説明いたしました緊急事態宣言による休業要請が行われた県内の事業所に対し、本来児童が利用する予定としていた部分について基準額に応じた額が補助されたものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第5号及び議第6号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。令和2年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,349万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,650万1,000円

と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

続きまして、28ページをお開きください。

第2表 地方債補正につきましては、起債対象事業費の減額により、起債限度額を2,190万円減額し、5,310万円にするものでございます。

続きまして、お手元に配付してございます事項別明細書により説明を申し上げます。

今回の補正は、補助金等の決定並びに事業内容の変更及び精査による不用額を見込み補正をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

まず、歳出の8ページから説明をさせていただきます。

款1. 公共下水道費、項1. 特定環境保全公共下水道費、目1. 特定環境保全公共下水道建設費、節12. 委託料の170万円の減額につきましては、工事に伴う実施設計業務委託料の請負差金による減額でございます。節14. 工事請負費の400万円の減額につきましては、請負差金及び不用額の減額でございます。節21. 補償、補填及び賠償金の200万円の減額につきましては、工事に伴う物件移転補償等の不用額を減額するものでございます。

目2. 浄化センター管理費、節10. 需用費の100万円の減額につきましては、光熱水費及び修繕料の実績見込みによる減額でございます。節12. 委託料480万円の減額につきましては、維持管理業務の実績見込みによる減額と水質検査委託料の請負差金による減額分でございます。

目3. 特定環境保全公共下水道事業整備基金費、節24. 積立金の1,000円の増額につきましては、基金利息の確定見込みによる増額でございます。

9ページをお願いいたします。款2. 公債費、項1. 公債費の元金及び利子につきましては、歳入補正に伴う財源内訳の変更でございます。

続きまして、歳入でございますが、3ページをお開きください。

款2. 使用料及び手数料、項2. 使用料、目1. 下水道使用料890万円の減額につきましては、使用料の実績見込みによる減額でございます。

4ページ、款5. 繰入金、項1. 基金繰入金は、1,000万円の減額でございます。

項2. 他会計繰入金1,824万7,000円の増額につきましては、当初予定をしておりましたストックマネジメント委託業務が起債対象外となったことにより歳入不足分を増額するものでございます。

款6. 繰越金は、前年度繰越額の確定による473万6,000円の増額でございます。

6ページをお開きください。款7. 諸収入、項2. 雑入につきましては、下水道事業消費税額の確定に伴う還付金431万8,000円の増額でございます。

款8. 町債、項1. 町債、目1. 特定環境保全公共下水道事業債2, 190万円の減額につきましては、起債対象事業費の確定に伴う減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

一般会計から2億3,600万円を繰り入れてやっておるんですけれども、下水道事業に加入者が伸びないというのはどこに原因があるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

加入率の伸び悩みにつきましては、下水道事業を進めていく上で大変重要な課題になっております。原因につきましては、様々な要因が考えられるんですが、一番の要因としましては、やはり接続費用、そちらのほうが、やはり接続しますと50万、60万と一回にかかってくるので、それは場所場所によって工事費用は違いますが、最低でも50万以上かかってくるということで、その接続費用の負担が原因になっておると思っております。これにつきましては、今後も下水道推進協議会等で次年度に向けての対応策も協議をしていきたいと思っております。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

これからは一般会計から2億円ずつ負担していくようなことをやめるとすれば、何かいい方策はあるんですか。一般会計から繰り入れるようなことをしないで加入者を増やしていくという方策は、何かあるんですか、特別。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

繰入れにつきましては、財源の不足分について一般会計以外からの財源補填というものは特にはございませんので、財源が不足した場合は、一般会計に頼らざるを得ないと

思っております。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第13、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算を議題とします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、令和3年度当初予算について御説明を申し上げます。

お手元の予算書にて説明させていただきますのでお願いいたします。

当初における各会計の予算総額においては、目次の裏面にありますとおり、対前年1億6,930万円減の合計61億350万円でございます。

それでは、一般会計より順次説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算。令和3年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億8,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によ

る。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから8ページまでは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

9ページは、第2条にありましたように、令和3年度債務負担行為を一覧表にまとめたものでございます。

また、10ページは、第3条にありましたように、令和3年度発行予定の地方債2億8,570万円をまとめたものでございます。

一般会計予算の総額は、対前年2億100万円減の42億8,700万円を編成をいたしました。まずもって、対前年比2億100万円減となった要因を歳出ベースで御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

これを御覧いただきますと、対前年2億100万円減となっているうち、一番減となっているのは款8の消防費の2億2,043万1,000円でございます。その減となった主な要因は、令和元年度から2年かけて進めてまいりました防災行政無線同報系デジタル化整備工事が完了見込みであることから、その工事費と管理業務委託料の当初予算額1億9,985万9,000円、約2億円が皆減となったということでございます。

それでは、令和3年度の一般会計予算において、2年度と比較して増減が大きいもの、また3年度の予算計上で特徴的なものについて、順次御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。15ページを御覧ください。

まず、町民税でございますが、御案内のように、コロナ禍の影響により経済活動のパイが縮減傾向にあることから、個人については対前年5,919万2,000円減の3億7,244万2,000円、法人については6,059万9,000円減の7,773万円を計上しております。この減の幅でございますが、個人についてはリーマンショック時の下落幅を、また法人については、町内各事業所の聞き取り調査の結果を参酌して計上したものでございます。

また、固定資産税についても、償却資産において既存企業による設備投資等の減により、対前年6,437万3,000円減の8億6,504万9,000円を計上しております。

次に、17ページをお願いいたします。目1.地方揮発油譲与税については、対前年310万円減の1,490万円を計上しております。

また、次の自動車重量譲与税については、対前年120万円増の4,720万円を計上してお

ります。

これらについては、今年度の実績見込額に地方財政計画、地財計画と言われるものがございますが、その伸び率を乗じた額において算出をいたしております。

次に、22ページをお願いいたします。目1. 法人事業税交付金については、対前年800万円増の2,200万円を計上しております。この法人事業税交付金は、令和元年度から導入されたものがございますが、その仕組みは、都道府県が法人事業税の収入額に3.4%を乗じて得た額を市町村に対して従業員数で案分して交付するというもので、これについても今年度の実績見込額に地財計画の伸び率を乗じた額において算出をいたしております。

次に、25ページをお願いいたします。下段の目1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として、皆増の1,000万円を計上しております。この特別交付金は、地方税法附則第63条等の規定により、課税標準の特例により、都道府県及び市町村の固定資産及び都市計画税が減少する場合には、当該減収額を補填するため、同法附則第65条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されるものがございます。

続いて、26ページの地方交付税でございます。地方交付税については、対前年同額の9億1,000万円を計上しております。内訳は、普通交付税が8億3,000万円、特別交付税は8,000万円を計上しております。地財計画における地方交付税については、国の出口ベースで対前年9,000億円増の17兆4,000億円で5.1%増となっておりますが、当町においては地方交付税は、歳入の21.2%を占める大きな財源ということになっております。したがって、歳入欠陥が生じないよう固めに計上したところでございます。

少し飛んで32ページをお願いいたします。下段の目2. 衛生費国庫負担金については、対前年2,651万4,000円増の2,692万4,000円を計上しております。これについては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金として2,651万4,000円、次の33ページの目3. 衛生費国庫補助金のうち、細節5. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として526万1,000円、合わせて3,177万5,000円が国費で賄われることになっておりまして、後ほど歳出でも説明いたしますが、ワクチン接種の事業費は3,836万6,000円を計上しておりますので、約83%は国費で賄われるということになります。

少し飛んで42ページを御覧ください。基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金については、対前年1億709万1,000円増の3億240万4,000円を計上しております。

その他特定目的基金繰入金においては、土地基盤整備基金繰入金が4,976万8,000円減の6,258万円、公共施設等整備基金繰入金については、2,232万4,000円減の2,530万円を財源として繰り入れるべく計上したものでございます。土地基盤整備については土木事業を財源の一部として、また公共施設等については町民センターの空調設備工事の財源として、それぞれ繰り入れようとするものでございます。

次に、少し飛んで48ページをお願いいたします。目1. 総務費債、臨時財政対策債でございますが、これについては対前年1億4,270万円増の2億8,570万円を計上しております。増となった主な要因としては、地財計画において国ベースで74.5%増となっていることから、それに合わせる形で増としたところでございます。なお、3年度は大きな適債事業はございませんので、臨時財政対策債のみの発行を計画しております。

続いて、歳出について御説明いたします。49ページを御覧ください。

議会費については、対前年7万円減の4,480万円を計上しております。特徴的なものとして、節18の細節に補助金で常任委員会研修事業補助金が50万円増の108万4,000円としております。これについては、2年度においてコロナ禍の影響で常任委員会視察研修が中止となったことを受け、3年度は、より懸案課題を絞り込み、当町が施策反映にすべく研修期日を拡大して研修を実施したいとの申出を受け、計上したものでございます。

続いて、少し飛んで52ページをお願いいたします。目3. 広報費については、対前年660万円減の657万4,000円を計上しております。減となった主な要因は、2年度において町ホームページのリニューアルを行いました。これが完了したことに伴いまして680万円減となったことによるものでございます。リニューアルに向けてのコンセプトとしては、スマートフォンでも快適に御覧いただけるようにしたこと、また各種災害情報等が同報系無線システムと連携されており、緊急時に様々な情報を自動配信できる仕組みとしております。

次に、53ページを御覧ください。目5. 財産管理費については、292万8,000円増の5,294万2,000円を計上しております。主な要因として、54ページ、節14. 工事請負費が330万円皆増となっておりますが、これは庁舎における下水道接続工事を施工すべく計上したものでございます。

続いて、55ページをお願いいたします。目8. 生活安全対策費が対前年1,421万6,000円増の1,986万5,000円を計上しております。増となった主な要因は、街路灯事業が今までは産業課所管の商工総務費で商工会への委託業務としておりましたが、街路灯においては、現在、その性質上は防犯灯的な意味合いに変わってきたことから、3年度からは生活安全環境の整備の一環として移管したことによるもので、421万9,000円増となっております。また、この後、条例制定の議案でも出てまいります。犯罪の抑止を目的として、3年度に町内に防犯カメラを設置すべく光ケーブル網を利用したネットワーク型の防犯カメラを設置すべく委託料に495万円、サーバ利用料に16万5,000円、工事費426万8,000円のうち338万8,000円、合わせて850万3,000円をかけて防犯カメラの整備をしてまいります。また、私人や事業所が防犯の目的で敷地内に防犯カメラを設置しようとする際の補助金として30万円、合わせて880万3,000円を計上しております。また、56ページには、交通安全施策の一環として、65歳以上の運転免許保有者及び免許取得から1年未満の方を対象にドライブレコーダー搭載費用の一部を助成すべく、節18の細節2. 補助

金の103でドライブレコーダー搭載補助金を創設し、240万円を計上しております。

続いて、目11. 企画費においては、3,753万円増の8,849万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、58ページを御覧ください。細節2. 補助金の109. 自主放送設備整備補助金3,300万円が皆増となっております。この自主放送設備については、12チャンネルにおける自主作成番組制作に係る設備をリプレースする時期が到来しておりますので更新しようとするものでございます。補助金という形を取ったのは、現在まで放送事業者であるアミックスコム側、そして輪之内町側、それぞれ同じ機器を別々で整備しておりました。今回、ともにリプレースする時期を迎え、今回、それらを統合して双方が使用可能になる形にしようとするもので、2分の1相当を負担しようとするものでございます。更新後はアミックスコム内に設置された更新機器にアクセスし、リモート操作で利用することになります。また、戻って56ページの節1. 細節2. 委員等報酬の103. 総合計画審議会委員報酬80万円、そして57ページの節12. 委託料の105. 総合計画策定業務委託料457万6,000円は、2年度に実施したアンケート及び各事業の取りまとめ、社会情勢等を反映させた素案をもとに総合計画審議会を開催し、今後のまちづくりの根幹及び指針となる第六次総合計画を策定しようとするものでございます。

続いて、ちょっと飛んで63ページを御覧ください。目1. 戸籍住民基本台帳費については、対前年905万3,000円増の3,124万2,000円を計上しております。増となった主な要因は、節12. 委託料の103. 戸籍クラウド構築委託料1,311万2,000円が皆増となったものでございます。戸籍システムについては、現在、庁舎内にサーバー等の機械を設置、運用しておりますが、これをインターネット環境を利用して外部サーバー等に接続するクラウド型にしようとするものでございます。これによりまして5年ごとの機器更新代金が大幅に削減できること、またクラウド型にすることにより戸籍データが外部データセンターで管理されることによる安全性の確保、また運用管理については、システム業者が管理することによりまして負担軽減が図られるといった導入効果が得られることからクラウド構築をしようとするものでございます。

少し飛んで69ページでございます。目1. 社会福祉総務費は、対前年122万3,000円増の2,505万5,000円を計上しております。増となった主な要因は、高齢者、障がい者の権利擁護のため、成年後見制度利用の体制を整備すべく、地域連携ネットワークの中核となる機関を設置して関係機関との連携や相談業務を行うべく、報償費で24万円、委託料の105. 中核機関設置業務委託料として56万7,000円、周知用のパンフレット等の印刷代等、合わせて89万5,000円が皆増となったものでございます。

続いて、70ページでございます。目2. 障がい者福祉費については、741万1,000円増の1億5,682万9,000円を計上しております。増となった主な要因は、71ページの節19. 扶助費の101. 障害者自立支援給付費が793万2,000円増の1億3,633万2,000円となっております。これについては、令和3年4月から就労継続支援B型を利用する方が1名、さら

に短期入所の利用相談が増えていることから、それに対応すべく増となりまして、都合55名がこの給付を受けるものでございます。

次に、目3. 福祉医療費については、対前年965万1,000円減の1億710万円を計上しております。減となった主な要因は、節19. 扶助費の102. 乳幼児・小中学生・高校生世代医療費扶助費において対前年852万円減となったことによるものでございます。これについては、傾向として、年々受給対象者が減少しているということを鑑みまして、実績見合いで計上したものでございます。

次に、少し飛んで75ページをお願いいたします。目1. 高齢者福祉総務費、節18. 細節2. 補助金の105. 高齢難聴者補聴器購入費等助成金40万円は、町長の説明でもありましたが、65歳以上の方、かつ障害者手帳の交付の対象とならない、加齢による難聴者を対象に補聴器の購入の一部を助成しようと補助金を創設したものでございます。なお、この補助金については、県内2例目ということを知り及んでおります。

次に、少し飛んで78ページを御覧ください。目3. 児童手当費については、対前年1,884万7,000円減の1億6,460万5,000円を計上しております。減となった主な要因は、節19. 扶助費の101. 被用者児童手当費が1,680万円の減となっていることが主な要因でございます。これについては子供の数が減少していることに起因しているもので、対象である被用者3歳未満が20人、被用者小学校修了前（第1子、第2子）が80人、第3子以降が20人、それぞれ対象が減となったことによるものでございます。

次に、少し飛んで82ページをお願いいたします。目1. 保健衛生総務費、節12. 委託料の116. 産後ケア委託料として12万8,000円を計上しておりますが、産後鬱や虐待を防止するため、助産師による訪問型・通所型ケアや産婦健診を実施し、産婦の心身ケアをし、身体的、精神的安定につながるべく行うものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。目2. 予防費については、対前年4,128万7,000円増の9,166万1,000円を計上しております。増となった主な要因は、御案内のようにコロナワクチン接種が現在の計画では4月から始まります。その事業として3,836万6,000円が皆増となりまして、事務補助として会計年度任用職員2名を雇い入れる人件費や医療従事者の勤務実績による謝礼として皆増となったものでございます。なお、この3,836万6,000円のうち3,177万5,000円が国費で賄われることは、先ほど歳入で説明したところでございます。また、84ページをお願いいたします。この中で節18. 細節2. 補助金の101. 任意予防接種費助成金53万1,000円のうち20万円は、50歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチン予防接種の接種費用の一部を助成、1回につき4,000円を予定しておりますが、それを助成しようとするもので、带状疱疹ワクチン予防接種費の助成は、県内初と聞き及んでおります。

次に、少し飛んで86ページをお願いいたします。目2. 美化推進費については、対前年2,062万1,000円減の4,276万3,000円計上しております。減となった主な要因は、2年度

にエコドームの天井貼り替え工事を実施し、完了となっておりますので、その分1,962万4,000円が皆減したことによるものでございます。

少し飛んで89ページをお願いいたします。目4. 耕種農業費については、3,002万3,000円減の2,363万6,000円を計上しております。減となった主な要因は、節18の補助金において元気な農業産地構造改革支援事業費補助金、これは農機具や農業施設等の建設の補助金でございますが、2年度は3,089万円を計上しておりましたが、3年度は該当案件がなく皆減となったことによるものでございます。

次に、90ページをお願いいたします。目7. 町民センター管理費については、2,412万円増の2,737万8,000円を計上しております。増となった主な要因は、町民センター大会議室の空調設備をセントラルシステム方式から単独方式にすべく空調機器を取り付ける工事を行うもので、節14. 工事請負費が2,530万円皆増となったものでございます。

続いて、目9. 農地整備費については、2,737万2,000円減の5,360万1,000円となっております。減となった主な要因は、四郷南部地区において2年度で整備事業計画策定業務等の業務委託を行いました。業務が完了いたしましたので、これが皆減となったものでございます。なお、この業務については3年度の事業採択を目指し取り組んでまいりましたが、県から事業採択については延伸する旨の方針が出ておるところでございます。

少し飛んで99ページをお願いいたします。目2. 公共下水道費については、4,100万円増の2億7,700万円を計上しております。増となった主な理由は、この後、下水道特別会計でも説明いたしますが、現在、管渠工事は終盤を迎えておまして、3年度はその管渠工事において現段階において計画している工事を完了させたいとの思いから、工事ボリュームの増及び公債費の償還額見合いで一般会計から繰り出しをしようとするものでございます。

続いて、100ページをお願いいたします。目1. 非常備消防費については、対前年1,597万5,000円減の1億5,945万9,000円を計上しております。減となった主な要因は、節18の負担金において、2年度は県消防操法大会が安八郡消防協会所管で神戸町で開催される予定でありましたが、その負担金として1,352万円を計上しておりましたが、その分が皆減となったことによるものでございます。なお、この県消防操法大会については、コロナ禍の影響で中止となったということは御案内のとおりでございます。

続いて、102ページをお願いいたします。目3. 防災費については、対前年1億9,607万4,000円減の3,094万4,000円を計上しております。減となった主な要因は、冒頭でも説明いたしましたが、防災行政無線同報系デジタル化整備工事が完了見込みということでございますので、約2億円が皆減となったことによるものでございます。また、節12. 委託料の102、103で大吉新田地内に計画しております防災拠点の整備に当たりまして、3年度は取付け道路の詳細設計及び丈量測量、合わせて1,096万7,000円を計上しております。続いて、103ページをお願いいたします。節18の細節2. 補助金の102、103では、

自主防災組織の活動に必要な防災備品等の購入及び修繕に対して、各区1年度につき10万円を上限に補助金を交付しようとするもので250万円、併せて各区で開催する防災訓練にかかる費用の一部を助成すべく94万2,000円を補助し、防災意識の向上を図ってまいります。

次に、少し飛んで105ページをお願いいたします。目2.事務局費については、1,219万1,000円増の1億290万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、節7.報償費で106ページの109.教育支援体制整備事業報償費308万円が皆増となったことによるもので、この事業は、県の補助を受けて学習指導員の配置及びスクール・サポート・スタッフを配置しようとするものでございます。続いて、節12.委託料は、対前年488万8,000円増となっておりますが、増となった主な要因は、103.小学生鹿児島派遣研修委託料、104.中学生カナダ派遣研修委託料の両派遣事業が2年度はコロナ禍の影響で実施できなかったことによりまして、3年度は2か年分を実施するという事で、それぞれ倍額の合わせて500万円増としたことによるものでございます。続いて、節13の細節1.使用料の109.デジタルドリル使用料は、タブレットパソコンで稼働するデジタルドリルを導入し、朝学習を実施しようとするもので、個人ごとの分析機能による苦手分野を反復する等、効果的な学習につなげようとするものでございます。

最後に123ページをお願いいたします。目1.元金、目2.利子の公債費については、償還表に基づき償還すべき額を計上したところでございます。

以上で、令和3年度輪之内町一般会計予算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点だけ要望します。

実は先日、消防団の方から相談がありました。いかにも1か月の報酬が2,000円というのを言われました。年間で2万4,000円、年間で決まっているみたいですが。1か月にすると2,000円だと言うんですね。それではなかなか人は集まらんぞと、まあ金だけの問題ではないですけども、その辺は少し考えていただけませんか。

○議長（小寺 強君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

消防団員の報酬額に関しては、この後、消防団員の定数の条例改正でも出てまいりますけれども、やはり総務省も消防団員の減少に歯止めがかからないということで、総務省からも報酬を見直すように要請は確かにあります。近隣市町を聞いてみますと、まだ報酬改定には至っていないという市町村がほとんどでございますが、そういった方針も出ていること等を踏まえて、確かに議員がおっしゃるとおり、報酬額だけで、報酬額を上げれば、じゃあ消防団員に皆さんがなっただけというものではないというふうに思いますが、やはりそれを誘発する一因でもあるということから、今後、国の動向、国の基準、いろいろと参酌して進めていこうというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第14、議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第15、議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び日程第16、議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

続いて、国保会計について御説明を申し上げます。

予算書137ページをお願いいたします。

議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。令和3年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,000万円と

定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

139ページから142ページまでは、先ほど第1条にありました款項別にまとめたものでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず、概要の説明をいたします。

令和3年度の予算規模は、対前年1,000万円減の歳入歳出9億4,000万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の加入状況でございますが、令和2年4月が1,868人でしたが、直近数値の3年1月では1,810人と、58人が減少しております。その内訳は、一般被保険者が57人減の1,810人、退職被保険者が1人減のゼロ人となっております。

次に、被保険者1人当たりの医療費の状況でございますが、29年度から31年度までの過去の実績値による1人当たりの給付は、一般被保険者についてはプラス10.2%となっております。医療費は、いわゆる水物と言われますが、傾向としては上昇傾向にあります。これらの背景を踏まえながら、1,000万円減となった主な要因を御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。144ページを御覧ください。

この後の説明については、この事項別明細書を基点に説明しますので、あちこち飛びますが御容赦願います。

この中で一番減額幅が大きいのは、款3の国民健康保険事業費納付金で1,071万3,000円減の2億2,738万3,000円を計上しております。国民健康保険事業費納付金といいますのは県に納めるべきものであり、岐阜県全体の直近3か月の医療費、被保険者数の推移、医療費係数を加味して、さらに国・県からの交付金の増減により決定される性質のものでございます。内容といたしましては、164ページを御覧ください、ちょっと飛びます。項1.目1.一般被保険者医療給付費分が472万4,000円減の1億5,650万7,000円。次に、165ページの項2.目1.一般被保険者後期高齢者支援金等分が335万2,000円減の5,345万3,000円。166ページの項3.目1.介護納付金分が262万8,000円減の1,742万3,000円をそれぞれ計上しております。これらがそれぞれ減となった主な要因は、先ほど申し上げまし

たとおり、医療給付費等は上昇傾向にあるものの、被保険者数において一般被保険者が57人減の1,810人、退職被保険者が1名減のゼロ人など減少傾向にありまして、全体のパイが縮小していることから絶対値が下がったことが主な要因でございます。

戻って144ページを御覧ください。次に減少幅が大きいのは、款2の保険給付費で370万1,000円減の6億6,603万3,000円を計上しております。内容といたしましては、158ページから163ページに掲載してございますが、その中でも減となった主な要因は、161ページの目1. 出産育児一時金が210万円減となったことによるものでございます。これについては、大前提として被保険者数自体が減少していることに鑑みまして、実績を勘案しながら出生者数の減を見込んだことによるものでございます。

戻って144ページを御覧ください。次に、逆に増となっているのは、款4の保健事業費で対前年525万6,000円増の1,487万4,000円計上しております。内容としては、167ページの目1. 特定健康診査等事業費は、対前年525万6,000円増となっております。この中でも節12. 委託料が対前年334万1,000円増となっておりますが、3年度は新規事業として人工知能（A I）を活用した特定健診未受診者の勧奨業務の委託を実施しようとするものでございます。これは、広報データベースの過去のデータからA Iを用いて対象者ごとに問診票回答等を解析いたしまして、個人に合わせた受診勧奨通知を送付して、特定健診の受診率の向上を目指すものでございます。節18の負担金の細節101. 特定健康診査等負担金については、2年度の健康診査受診率は20%弱にとどまっておりますが、3年度は55%の受診率を目指して受診の勧奨を進めてまいります。

このように歳出ベースで減となっておりますが、総額9,400万円の財源をどうするかということで、次に歳入ベースでの説明に入ります。

戻って恐縮でございますが、143ページの事項別明細書をお願いします。

歳出同様、この143ページを基点に説明します。よろしくをお願いします。

この中で一番大きな財源となっているのが、款4の県支出金で120万4,000円増の6億7,573万7,000円を計上しております。内容としては148ページを御覧ください。目2の保険給付費等交付金が116万7,000円増の6億7,357万7,000円を計上しております。御覧のとおり、節で普通交付金、特別交付金となっております。この普通交付金は227万5,000円減の6億6,015万5,000円となっておりますが、これは先ほど説明しました歳出の158ページ、項1. 療養諸費から160ページの項3. 移送費までの合計額6億6,015万5,000円と同額となっております。つまり、歳出の保険給付費の財源は、この県支出金、目2の保険給付費等交付金の節1、普通交付金で手当てされております。次に、特別交付金は、334万2,000円増の1,342万2,000円となっております。この特別交付金の性質は、国の特別調整交付金、県繰入金、保険者努力支援制度分、特定健診表を県が市町村に交付するものとなっております。いずれも県からのシミュレーション数値を参酌して計上しております。

戻って143ページをお願いいたします。次に、款6の繰入金でございますが、200万6,000円減の9,366万3,000円を計上しております。内容としては、150ページを御覧ください。節1. 保険基盤安定繰入金については過去5年間の実績数値を参酌して積算しております。4,431万3,000円を計上しております。これについても一般会計の繰入金については、県のシミュレーション数値を参酌して計上しております。

戻って143ページを御覧いただきたいと思えます。これまでの話を整理すれば、歳出において1,000万円減の9億4,000万円を計上しましたが、その財源として歳入において多くを占める款4. 県支出金、款6. 繰入金の一部について説明をいたしました。

あとは、財源として足りない分を143ページの款1の国民健康保険税で幾ら賄うかという話であります。その額は、918万6,000円減の1億7,001万6,000円ということでございます。これについては歳出の保険給付費でも説明いたしましたが、被保険者数が減少して全体のパイが縮小して絶対値が下がったことが主な要因と説明しましたが、保険税についても連動して絶対値が下がったことに起因しております。しかしながら、絶対額が下がったとはいえ、被保険者数が減少しているということは、医療費が上がったときには直接負担を求めることは、相互扶助とはいえ被保険者1人当たりが負担増につながることは間違いございません。そこで、150ページの下段にありますように、負担増を避けるべく、国保基金から1,500万円を繰り入れようとするものでございます。

以上で、令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、後期高齢者、児童発達支援会計について説明いたします。

179ページをお開きください。

議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。令和3年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億250万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

181ページ、182ページは、先ほど第1条にありましたように款項別にまとめたものでございます。

令和3年度の予算総額は、対前年350万円増の歳入歳出1億250万円で予算編成をしております。

次に、被保険者数の推移でございますが、令和2年度の予算積算時、これは9月末現在でございますが1,115人に対しまして、令和3年度の予算積算時、同じく9月30日現在では1,140人と、25人、約2.2%の増となっております。これも高齢化が進んでいることの表れと考えております。また、被保険者数が増加することで全体のパイが大きくな

っていることが予算の増額につながっているものと考えております。

それでは、順次増減の多いものを中心に説明をさせていただきます。

歳入から説明いたします。183ページを御覧ください。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明いたします。あちこち飛びますが、御容赦をいただきたいと思っております。

この中で一番増となっているのが、款1. 後期高齢者医療保険料で対前年214万4,000円増の6,758万1,000円を計上しております。その内容については、185ページをお願いいたします。目1. 特別徴収保険料、目2. 普通徴収保険料、それぞれ増となっておりますが、これも先ほどから何回も言うておりますように、高齢化が進んで被保険者数が増加して全体のパイが大きくなったことが予算額の増につながっていると考えております。なお、この保険料の現年分については、広域連合で積算され、通知があった額を計上しているものでございます。

戻って183ページをお願いします。次に増となっているのが、款4. 繰入金で対前年114万6,000円増の2,746万4,000円を計上しております。この内容については、188ページをお願いいたします。目1. 一般会計繰入金が対前年114万6,000円の増となっております。節1. 事務費繰入金のうち、2. 町特別会計事務費繰入金が34万4,000円増の245万7,000円、節2. 保険基盤安定繰入金は、44万4,000円増の1,725万7,000円でございます。これについても、広域連合で積算されて通知があった額を計上しているところでございます。

続いて、歳出でございます。戻って184ページをお願いいたします。

この中で一番増となっているのは、款2. 後期高齢者医療広域連合納付金で対前年292万2,000円増の9,254万1,000円を計上しております。その内容については、194ページをお願いいたします。目1. 後期高齢者医療広域連合納付金は、292万9,000円の増となっております。これも広域連合で積算され、通知のあった額を計上しているもので、財源としては、歳入の繰入金2,746万4,000円のうち2,500万6,000円、一般財源、つまり保険料の6,758万1,000円のうち6,753万5,000円を充当しております。

戻って184ページをお願いいたします。次に増となっているのは、予備費は別として、款3. 保健事業費で対前年20万3,000円増の787万9,000円を計上しております。その内容については、195ページの目1. 保健事業費について20万3,000円の増を計上しております。これは主な内容は、ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の関連経費でございます。

以上で、令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

続いて、児童発達特別会計について御説明申し上げます。

予算書199ページをお開きください。

議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。令和3年度輪之内町

の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

201ページ、202ページは、先ほど第1条にありました款項別にまとめたものでございます。

まず、事業の概要説明をいたします。

令和3年度の予算総額は、対前年220万円増の歳入歳出それぞれ1,800万円で予算編成をしております。

それでは、順次主なものを説明いたします。

先に歳出から説明します。204ページを御覧ください。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明します。

この中で増となっているのは、款2.児童発達支援事業費で対前年227万円増の1,785万3,000円計上しております。その内容は、212ページを御覧ください。目1.児童発達支援事業費については、先ほど説明したとおり、227万円増となっておりますが、その増となった主な要因は、2年度予算編成当時、当初予算当時は、職員でございますが、正規職員1名と臨時職員2名の人件費を計上しておりますが、2年度に正規職員1名を採用いたしましたので、この3年度の予算は正規職員2名と臨時職員1名の人件費を計上してございます。人件費分として、都合215万6,000円が増となったものでございます。

続いて、歳入です。203ページを御覧ください。

歳出で説明いたしました、人件費関連で220万円増となった分の財源をどこに求めるかという話でございますが、職員の人件費を利用者等からの負担を頂くこともできませんし、外部資金を調達してくるのも性質上無理があります。見てもらうと分かりますが、国保連合会からの款1、款2ともに前年同額を計上しております。そうすると、人件費分で増となった分について繰入金で賄うしかないということになります。したがって、款3.繰入金が対前年250万円増の420万8,000円を計上しております。

以上で、令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第9号から議第11号までは、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後0時00分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長(小寺 強君)

日程第17、議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び日程第18、議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長(荒川 浩君)

それでは、続いて下水道事業特別会計について御説明を申し上げます。

予算書219ページをお願いいたします。

議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。令和3年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入

れの最高額は、5億円と定める。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

221ページから223ページは、先ほど第1条にありましたように款項別にまとめたものでございます。

224ページは、第2条にありましたように、令和3年度発行予定の地方債1億2,680万円を表にまとめたものでございます。

まず、概要の説明をいたします。

平成10年から始まった下水道管渠工事につきましては、本町の南から北に向けて並行に進める形で整備を進めてまいりました。令和2年度末見込みでの整備面積は352ヘクタールで94.9%、管渠の延長は10万6,971メートルで、計画の97.2%が完了する見込みでございます。また、下水道への接続率は46.5%でございます。

令和3年度の公共下水道事業特別会計の総額予算は、6,800万円増の5億6,800万円です。予算編成をいたしました。

それでは、順次増減の多いものを中心に御説明いたします。

歳入から説明いたします。225ページをお願いいたします。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明します。あちこち飛びますが御容赦ください。

この中で増となったもののうち1番は、款8.町債で対前年5,180万円増の1億2,680万円を計上しております。その内容は、234ページを御覧ください。目1.特定環境保全公共下水道事業債で5,180万円増の1億2,680万円を計上しております。増となった主な要因は、現在、管渠工事は終盤を迎えておりますが、3年度にはその管渠工事において現段階において計画している工事を完了させたいという思いから工事ボリュームが増となったことにより、連動して借入れも、町債の発行額も増となったことによるものでございます。

戻って225ページをお願いいたします。次に増減が多いのは、款5.繰入金で対前年2,300万円増の2億8,700万円でございます。その内容としては231ページをお願いいたします。下段の目1.一般会計繰入金は、4,100万円増の2億7,700万円を計上しております。一般会計からの繰入金は、今まで歳出の公債費償還金の2割イコールの金額で推移してきましたが、工事ボリュームも増えることや管渠工事がほぼ終盤を迎えてきているということから、受益者負担金の増を見込めないこと、また下水道会計の基金残高が少額であることから、一般会計から4,100万円増の2億7,700万円を繰り出そうとするものでございます。

続いて、歳出の説明に入ります。226ページをお願いいたします。

この中で増減が一番大きいのは、款1.公共下水道費で対前年6,297万6,000円増の3億2,352万8,000円でございます。その内容としては235ページをお願いいたします。目1.

特定環境保全公共下水道建設費でございますが、7,028万4,000円増の2億4,102万2,000円を計上しております。増となった主な要因は、節14. 工事請負費が9,600万円増の1億8,500万円となったことによるものでございます。これについては先ほどから何回も繰り返しておりますが、3年度で現計画分の管渠工事を終えたいという計画でございますので工事ボリュームが増えたということでございます。また、節12. 委託料の101. 下水道事業実施設計業務委託料は、1,436万円減の4,236万8,000円を計上しております。この中で工事の積算業務は減となっておりますが、地方公営企業法の適用化事業委託金1,541万5,000円が増となっております。この法適用については、人口3万人以下の団体においても令和6年4月1日までに地方公営企業法の適用が要請されているため、本会計を法適用に移行させようというものでございます。

続いて、236ページをお願いいたします。目2. 浄化センター管理費は、730万8,000円減の8,250万5,000円を計上しております。減となった主な要因は、令和2年度に行った曝気装置のオーバーホール工事と全窒素・全リン計の取替え工事が完了しましたので皆減となったことによるものでございます。

以上で、令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続いて、水道会計について御説明を申し上げます。

予算書245ページをお願いいたします。

議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算。

総則、第1条、令和3年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数3,039戸。(2)年間総給水量122万1,096立方メートル。(3)1日平均給水量3,345立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イ、配水管改良事業6,768万2,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億3,608万7,000円、第1項営業収益1億1,673万5,000円、第2項営業外収益1,935万2,000円。支出、第1款水道事業費9,841万円、第1項営業費用8,805万円、第2項営業外費用907万1,000円、第3項予備費128万9,000円。

246ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,517万7,000円は過度分損益勘定留保資金8,517万7,000円で補填するものとする。）。収入、第1款資本的収入441万3,000円、第1項工事負担金341万3,000円、第2項補償金100万円。支出、第1款資本的支出8,959万円、第1項建設改良費6,781万5,000円、第2項企業債償還金2,177万5,000円。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用す

ることができる場合は、次のとおりと定める。(1)第3条予算内での各項間での流用、(2)第4条予算内での各項間での流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費563万2,000円。

棚卸資産購入限度額、第7条、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定める。令和3年3月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

247ページ、248ページは、先ほど第3条にございましたように、収益的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

249ページ、250ページは、先ほど第4条にありましたように、資本的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

それでは、予算概要の説明をいたします。説明は266ページ以降の収支予算明細書にて説明いたします。

まず、266ページを御覧ください。

目1.給水収益でございますが、30万9,000円増の1億1,547万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、一般用の給水戸数は、13戸増加する見込みとしております。

目2.その他営業収益では1万円減の125万8,000円を見込んでおりますが、手数料の給水装置工事事業者指定手数料が減となっております。

続いて、268ページをお願いいたします。支出について説明いたします。

まず、営業費用の目1.原水及び浄水費については、75万9,000円減の1,741万6,000円を計上しております。減となった主な要因は、動力費において74万1,000円減となっておりますが、これは電気使用料が74万1,000円減となっているのが主な原因でございます。

続いて、目2.配水及び給水費については、112万4,000円増の960万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、委託料において112万4,000円増の473万7,000円となっておりますが、これは一番下の上水道管理システム更新業務が111万1,000円増となったものでございます。

続いて、269ページの目3.総係費については、ほぼ前年並みを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の説明に入ります。

272ページを御覧ください。

下段の項2.補償金については、900万円減の100万円を計上しております。

次に、273ページを御覧ください。項1.建設改良費の目1.配水施設拡張費については、2,077万8,000円減の6,768万2,000円を計上いたしております。減となった主な要因は、

工事請負費について2,000万円減となったことによるもので、配水管新設取替え工事のボリュームが減となったことが主な要因でございます。

最後に、項2.企業債償還金については、償還表に基づき償還すべき額を計上したところでございます。

以上で、令和3年度輪之内町水道事業会計予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第12号及び議第13号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第19、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について説明いたします。

議案書30ページをお願いいたします。

議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について。輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例を次のように定めるものとする。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

31ページをお願いいたします。

議案の説明に入る前に、この条例制定において種々検討を重ねてまいりました。その検討事項として、住民の肖像権、プライバシー権をどう担保するかという方法、またそれに伴う規範をどう制定するかについて、様々な判例を基に検討したところでございます。

まず、ここで押さえておきたいのは、我が国における法的整備の状況であります。我が国において、防犯カメラの設置、運用について直接的に規定した法律はございません。このため、自治体が設置・運用する防犯カメラの管理方法については各自治体に委ねられているのが現状でございます。

ここで、防犯カメラによる撮影について過去の判例を確認させていただきます。

過去には様々な判例がありますが、代表的なものは大阪地裁判決5要件というものがあります。具体的問題点を整理すると、防犯カメラを設置するには目的が正当であること、2つ目に客観的かつ具体的な必要性があること、3番目、設置状況が妥当であること、4番目、設置及び使用による効果があること、5番目、使用方法が相当であることの5要件を具備した上で条例化するのであれば公共施設のみ、これは公道を含みますが、それに防犯カメラを設置するのであれば、自主管理条例型の条例制定が望ましいとの見解が出ております。

これらの検討結果を基に、今回、条例制定をしようとするものでございます。

それでは、条例の内容について、順次説明をいたします。

第1条では、目的を掲げております。当該防犯カメラの設置者が遵守すべき義務等を定めることで、町民等の権利権益の保護を図り、もって町民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とするとしております。

次に、第2条では、定義を定めております。第4号では公共の場所を定めております。不特定多数の者が自由に利用し、または通行する道路、公園、広場、その他規則で定める場所をいうということで、その他規則で定める場所というのは各公共施設を指します。公共施設等の管理運用については各規則で定められておりますので、そのことを意味します。

次に、第3条では、基本原則を定めております。防犯カメラを設置、運用する者は、町民等がその容貌、姿態または生活をみだりに撮影されることのないよう十分配慮しと掲げました。ここで住民の肖像権、プライバシー権を担保することを掲げております。

次に、第4条では、設置及び運用基準の制定について定めております。第1号から第3号に掲げるものが公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、設置運用基準を定めて町長に届け出る規定を設けております。

次に、第5条では、管理体制について定めております。設置者は、管理責任者を置かなければならないこと、第2項では、防犯カメラの機器操作を行う取扱者を指定してお

かなければならないこと、この場合において取扱者と管理責任者は兼ねることができない旨を定めております。第3項では、取扱いの例外規定を設けております。

次に、第6条では、設置者の義務について定めております。具体的には、防犯カメラの撮影区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示することを義務づけております。

次に、第7条では、設置者、管理責任者及び取扱者の責務について定めております。

次に、第8条では、画像データ等の適正な取扱いについて定めております。設置者等は、次に掲げる場合を除き、画像データ等を防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、また第三者に提供してはならないとしております。第1号で法令等に基づく場合とありますが、これは刑事法の適用により警察等の要請があった場合を想定しております。第2項では、画像データの適正な管理について定めております。

次に、第9条では、画像データ等の開示について定めております。具体的には、設置者及び管理責任者は、本人から自己の画像データ等の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像データ等を開示するよう努めなければならないと規定しております。

次に、第10条では、苦情対応について速やかに対応する旨定めております。

次に、第11条では、報告及び勧告について定めております。具体的には、町長は設置者及び管理責任者に対して、その防犯カメラの管理及び運用の状況について報告を求められる旨や、第2項では、報告において違反行為があると認められるときは、当該違反する行為の中止、その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告ができる旨定めております。

次に、第12条では公表について定めておりますが、具体的には、先ほどの第2項の規定により、勧告した場合において当該勧告を受けた方が正当な理由なく勧告に従わなかったと、そういう場合はその事実を公表することができる旨を定めております。

次に、第13条では、町が設置した防犯カメラの画像データ等の取扱いについて定めております。具体的には、防犯カメラの画像データ等の取扱いについては、個人情報保護条例の適用範囲になるということを定めております。

第14条では委任について定めており、規則等に委任する旨を定めております。

最後に附則ですが、この条例は、令和3年4月1日から施行する旨を、また経過措置として、施行日において現に公共の場所に向けて防犯カメラを設置しているもので、第4条各号のいずれかに該当するものは、施行日から起算して3か月以内に設置運用基準を定め、これを町長に届け出なければならないとしております。これはどういうことかということ、具体的には、町内各小学校、中学校、そして各こども園には、既に防犯カメラを設置しております。これらにもこの条例を適用させて、所定の手続を取るよう定めております。

以上で、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

これまで防犯カメラが設置されておったならば、犯罪が防げたというような事例はあったのでしょうか。

○議長（小寺 強君）

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

御質問の確認でございますが、もし防犯カメラがあったなら、その犯罪を抑止できたかということですね、これまでですね。

○5番（浅野 進君）

はい、これまで。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

今まで設置してございませんので、防犯できたかどうかというのはちょっと分かりかねるところでございますが、ちょっと前までは、いわゆる不審者情報ですね。最近はないんですけれども、ちょっと二、三年前まではよく不審者情報等がございました。そういった御心配とか、そういった懸念ですね。全国的に防犯カメラによる犯人の特定というのが、結局早く解決できたというふうにありますので、それを解決しようというもので設置するものでございます。

先ほどの浅野議員の質問については、そういう案件があったかということ、ちょっと定かではないというのが答弁ということになるかと思えます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

今、荒川参事に通ずることですけれども、不審者情報ですけれども、先月ですか、アポロンスタジアムで3日連続で不審者が出たという話を聞いて、警察等が監視に回って

おられたようではけれども、アポロスタジアムにもぜひともつけていただきたいと思いますけれども。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほどアポロスタジアムでの不審者情報という情報をいただきました。申し訳ございません、私、そのことをちょっと承知しておりませんでした。

そういった犯罪状況、どこに設置するかというのはこれから決めていくんですが、やはり大垣警察署と協議をしながら、輪之内町での最近の犯罪事例ですね、どこでどういうことが起きているかということの情報を得て、相談しながら設置場所のほうを決定してまいりたいと思います。やはりよく頻繁に起こるところというのは外せないかなあというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第14号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第20、議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第15号について御説明させていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。

議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

この条例は、福祉医療費の助成に関して定めをしており、内容といたしましては、目的、定義、受給資格者や受給者、受給者証の交付などについて定めております。

今回の改正は、令和元年5月22日に交付されました医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律において、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月にオンライン資格確認が開始されることとなりましたので、それに合わせて所要の改正をするものでございます。

このオンライン資格確認システムについては、令和元年6月21日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末システム等の早期整備に向け支援するとされておりますので、医療機関等で順次整備がされていく予定でございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第7条、受給者証の提示、この第1項のうち、現行では保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、「社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて」受給者証を提示するというように定めておりますが、今後、オンラインによる資格確認が導入されることにより、その被保険者証の確認方法についてオンラインでの被保険者であることの確認も可能であることから、「社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者であることの確認を受けた上、」受給者証を提示するものと改めるものでございます。

議案書の36ページのほうに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第7条の規定は、令和3年3月1日から適用でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第15号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第21、議第16号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第16号について御説明させていただきます。

議案書の37ページをお願いします。

議第16号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されましたので、その国の基準の改正に基づき、同様の改正を行うものでございます。

改正内容は、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う条項ずれでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

第2条では、主な用語の意義を1項から29項の用語について定義をしております。このうち、現行では23号で特定地域型保育事業は、「法第43条第3項」に規定する特定地域型保育事業をいうとあります。こちらを「法律第43条第2項」に規定する特定地域型保育事業に改めるものでございます。

法律第43条は、特定地域保育事業者の確認について定められておりますが、このうち第2項が削除されたことになりましたので、その項ずれに合わせて改正するものでございます。

議案書の38ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行するということでございます。

以上で、議第16号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第16号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第22、議第17号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監(住民・福祉)兼住民課長(中島良重君)

それでは、議第17号について説明させていただきます。

議案書の39ページを御覧ください。

議第17号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

40ページが一部を改正する条例でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、2つの項目について改正を行っております。

まず、第5条の4第2項は、精密検査費用の給付を1年度内に1回申請できるようにするものです。また、遡って2年までを申請対象とするものでございます。

次に、第5条の5第1項は、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されたことによる改正でございます。この改正による傷病手当金の変更はございません。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

まず、精密検査費でございますが、第5条の4第2項の「前項の規定にかかわらず、給付金の給付をうけた被保険者が、当該給付に係る精密検査をうけた後1年を経過するまでの間にうけた精密検査に対しては給付金を支給しない。」を改正いたしまして、「前項の申請は1年度につき1回までとし、検査日は申請日から遡って2年までを対象とする。」に改めます。

次に、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の第5条の5、中ほどの下線部分ですが、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を、改正後は「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めます。

議案書の40ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は、公布の日からとし、第5条の5第1項の改正規定は、令和3年2月13日から適用すると定めております。

以上で、議第17号についての説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

最近、コロナが様々な変化をしてくれているということで、アフリカ型だとか、イタリア型だとか、ブラジル型だとかというようによく言っておるんですけども、そういうのはどんな対象になっていくんでしょうか。

○議長（小寺 強君）

住民課長 中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

この改正によりまして、これまでの指定感染症ですと指定期限を本年の1月31日から

1年間延長されたところではあるんですが、今後、このように変異ウイルスとか、まだこのコロナウイルスも終息を判断できないところもありますので、延長ができるように、この改正により新型コロナウイルス感染症を対象に今後も対応できるようにしていくものでございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第17号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第23、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、説明させていただきます。

議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

改め文が42ページに掲載してございます。

この改正に至った経緯については、過日の議会全員協議会の場でお時間をいただき、経緯等を説明させていただいたところでございます。

全国的な傾向として、消防団員数の減少傾向に歯止めがかからないという状況は御案内のとおりでございます。現在、当町は、各区長様はじめ地域の協力を得て、定員である107名、この内訳は、基本団員が97名、機能別10名を維持しておりますが、当町でも近い将来に抱える課題であるという認識で、喫緊の課題となっております。

また、女性防火クラブにおいても、クラブ員の選出には各区、大変苦慮しておみえになる現状がうかがえる状況でございます。

しかしながら、一たび大災害が発生した場合、常備消防を保持しない当町にとっては欠かすことのできない非常備消防機関であることも事実でございます。

そうした現状に鑑みまして、両団体の運営において、よりよい環境整備を進めるに当たりまして、今年度、令和2年7月26日に諮問会議を立ち上げまして、計6回の会議を経て、1月14日に答申を受けました。その間、区長会や消防関係機関である消防団、女性防火クラブとも協議を進めてきたところでございます。

その答申内容を尊重する形で、今回、条例の一部を改正するというものでございます。新旧対照表の4ページをお願いいたします。

第4条第1項の現行の消防の基本消防団員「97人」、第2号の機能別消防団員「10人」を、基本消防団員「85人」、機能別消防団員「26人」と改正すること。

さらに、機能別消防団員のプラス16名は、輪之内町職員を充てる改正をするものでございます。

議案書42ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

なお、消防団員の97名から85名の減少数の根拠といたしましては、国の機関である国立社会保障・人口問題研究所が発表しております、これは輪之内町の数字でございますが、向こう10年間の青年層、25歳から44歳の人口減少率0.869を乗じた数値を参酌して算出しております。

また、女性防火クラブにおいては、同クラブ役員会で出された意見を尊重して、諮問会議で協議を重ね、各区最大2名の合計42名としたところでございます。

以上で、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第18号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第24、議第19号 輪之内町行政無線同報系デジタル工事の変更契約の締結についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長(荒川 浩君)

それでは、議案書43ページをお願いいたします。

議第19号 輪之内町行政無線同報系デジタル工事の変更契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

1. 工事名としては、輪之内町行政無線同報系デジタル工事、2. 工事場所、輪之内町地内、3. 契約金額、変更前、金2億7,278万9,000円、変更後、金2億8,887万1,000円、増加額、金1,608万2,000円、契約相手方、岐阜県岐阜市茜部中島3丁目10番地、株式会社トーエネック岐阜支店、執行役員支店長 宗宮弘幸でございます。

令和元年9月3日に契約、着工した同工事においては、ほぼ工事が完了したことによりまして、工事の出来高等を精査したところ、1,608万2,000円の増額となりました。仮変更契約は2月16日付にて締結しておりますが、先ほども申し上げましたが、地方自治法の規定、そして当町の条例の規定によりまして変更本契約に当たり議会の議決を求めるものでございます。

増となった変更契約の内容としましては、親局設備について当初は避難判断発令システムを単体導入する予定でありましたが、このシステムに12チャンネルの緊急L字放送、メールシステムとの連携、町ホームページへの緊急アップシステムをパッケージシステムに独自に追加導入したもので854万7,000円の増。

その他工事でございますが、掘削時の土が草木やれんが混じりの土であり、設計では

埋め戻し等の再利用、いわゆる賄い土として考えておりましたが、再利用ができなかった分を産業廃棄物として処理したことによる処理料が179万6,000円の増。

また、屋外拡声子局の基礎コンクリートをちょっと大きめにしました。26か所全部でございます。これは、昨今の台風等の大型化に伴いまして、設計監理とか、そういった関係者との協議を重ねて、やっぱり強度を上げておいたほうがいいのではないかということに至りましたので基礎分を大きくしました、123万4,000円の増。

次に、当初、屋外拡声子局工事で停止時間を短縮できるように別の位置での施工を予定しておりましたが、多くの局、これは26か所のうち19か所でございますが、地元と再協議をしたところ、やっぱり元の位置で施工したほうがいいという結論になりまして、その元位置で施工したことによりまして既存基礎コンクリートの撤去が発生したため、127万6,000円の増。

そして、各子局の浸水想定水位に達するまで子局が使用できるようにセンサー基板を新たに追加設置したことによるものが114万円の増ということで、あとこの増に伴って諸経費比率にもたれて諸経費も上がっております。

そういった要因で増えたということでございます。

以上で、議第19号 輪之内町行政無線同報系デジタル工事の変更契約の締結についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

こういうような設計変更というようなことになった場合は、競争入札をしている意味が私はないんだろうと思うんです。こういうのは事前調査では分からないものなんですか。特に土の中だから、私はやむを得ないとは思いますがけれども、それはあくまでも業者が自分のところ持ちでやるとかということになっていくのが普通なんだろうと思えますけれども、そこまで、1,600万円も増額しないとできないものなんではないでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

確かにそういった関連はございますが、この工事変更のうち、先ほども申し上げましたが、約半分以上はシステムの変更でございます。システムの変更で、最初、避難発令

判断システムというのを単独で入れようというふうに設計をしておいたわけですが、やはりせっかく更新するんですから、各町が持ち合わせる情報媒体、例えば町ホームページ、そしてケーブルテレビの12チャンネル、そしてメールシステム、それと連携させて一つのものに入力すれば、全ての機械で同時にその情報が流れるという仕組みにしたほうがいいのではないかとというふうに考えまして、先ほどそれが申しあげましたように850万ぐらいの増となっておるところでございます。

先ほど浅野議員がおっしゃられたように、その土の中は見えないということでありまして、確かに少量なら、掘削をしてみて埋め戻しに耐えられるというようなものなら、それはそれで協議するんですが、ちょっと多かつたものですから、その分は見ましようというふうにさせていただいたという経緯がございます。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

5番 浅野進君。

○5番(浅野 進君)

私、心配するのは、競争入札に付した後に簡単に設計変更して、その契約金額を増額してやるというのは、私はやり過ぎなんだと思っておるんです。その辺はどうですか。意味がないと思います、入札差金の。

○議長(小寺 強君)

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長(荒川 浩君)

御指摘はよく分かります。確かに恣意的に安く入札しておいて、後から変更で本来のもうけを取るという手法に懸念を抱かれておるとのことだと思いますけれども、これについては一般競争入札に付させていただいて、それなりの審査を経てやったところでございます。

もちろん、設計図書によって入札に付しておるところでございますので、その後、設計監理業者も別に設定させていただきましたが、それについて、当初はそれでいけるだろうと言ったんですが、昨今工事を進めておるうちにこういう事象が出たということで、我々としては、そういった事業者側の恣意的なそういった手法を行っておるとことは思っておりませんし、それは前提にしておりませんので、その最初の入札価格については工事として適正な価格で入札されたものというふうに判断しておりますので、議員御指摘のそういった事象ということは見方によってはあるかもしれませんが、私どもとしてはそういった意図はみじんもございません。以上でございます。

○議長(小寺 強君)

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

ちょっと私の思い違いかもしれませんが、お尋ねしたいと思います。

26か所の同報無線のあれがあるということですが、これが工事によって何か所に、統廃合された部分もあるのかなと思うんですが、最終的に幾つ、何か所作られたかということと、それからそれが最近、月にJアラートの関係とか、いろいろテスト放送もされておるんですが、前は聞こえておったやつが聞こえんようになったということを書いてみえる。電話がかかってきたことがあったので、すぐ役場のほうへ電話をしたんですが、そういうことは解決されるのか、されないのか。今度新しくなってから聞こえなくなったと。外で聞いておっても、何かうーん、わーわーとは言っておるけれども、前はよく聞き取れたのに今度は聞き取れんようになってしまったんだと、何でやろうということ、今言うたように電話の問合せがありながら、そういうちょっと指摘もされていったということですが、そういう箇所において、設計において、どういう条件の中でどの程度の範囲が聞こえる新しいデジタルに切り替えたのかということ、そこら辺ちょっとどういう御認識かなということを知りたいんですが。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

まず、屋外拡声子局の個数ということですね。

○9番（田中政治君）

はい。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

当初は、たしか庁舎の上も含めて36か所だったと思います。ごめんなさい、ちょっと手元に資料がない。それが今、先ほど申し上げたように庁舎の屋上も含めて26か所、約10減としたと。これについては、やっぱり上部のスピーカーの性能が上がったということ、そして大きくしたということもございます。なおかつ、やっぱり例えば大変な豪雨時については、この防災無線が聞こえなかったということで避難等が遅れたという全国的な傾向もありますので、併せてモーターサイレンも町内に4か所設置したというふうに設計をさせていただいたところでございます。

あと、その聞こえる、聞こえんの話でございますけれども、確かに設置後、いろいろと苦情をいただきました。戸別受信機が聞こえない、そして屋外拡声子局でも何を言うておるか分からないということで、その都度、業者に点検をしろということでやらせました。そうしたら、一部にはその設定が間違っておったというようなことで、これはメーカーとかも呼び寄せて、どういうふうなことでこういう事象が起きておるんやという

ことでメーカーの確認も取らせて、今、私どもがいただいております報告では、こういった苦情は全て解消できておるとい認識しております。その都度その都度呼び寄せて、その都度出力試験とかをやって、今のところそういった不具合はないというふうに報告を受けておるところでございます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

外で聞いておる場合に、案外聞こえるときと聞こえないときが今まででもあったんですが、今度新しくなっても聞こえなかったよとか、何を言っておったんやという電話が鳴るようなことは、本来よくしたのにあかんようになった、前はよく聞こえておったなんてなことは、数の問題かもしれませんが、やっぱりそれは性能がよくなったから聞こえるのか、性能を過信し過ぎておるのか。要するに、その状況は風の向きもあるでしょうし、やっぱり聞こえやすい気象条件が、聞こえにくい条件であったのかなあということも分かるんですが、必ずしも条件のいいときにそういう放送があるとは、逆に悪いときのほうがようけあるんやないかなあとは私は思うわけで、やっぱり町民すべからず、どこにおってもそういう非常の情報入手できるようなスタイルが構築されておるといことやと私は思っておるので、そういうことが危機管理課長がおっしゃったみたいに解消できておればいいんですが、その解消の結果も、どこの地区でどういうふうにあつて、どう解消できたんやと。性能、スピーカーの向きを変えただけなのか、出力を上げただけなのか、いろんな方法があつたのかもしれませんが、要は地域住民が分かりやすいように、特に私が聞いたのは福東新田なんですよ。以前はあつたんやけど、一つもなくなってしまったと。音はどこからでも聞こえてくるのでいいんですが、隣接しておる地区にあればいいんですが、前は聞こえておったのに聞こえへんようになってしまったということ盛んに、その方はふだんは家におらなくて外の仕事をされるので、家の中で聞いておるといことよりも外で聞くことが多いので、そういう懸念をされておつたということですよ。

それから、ついでですけど、これはちょっとこの予算、契約についてはちょっと離れますけれども、ただ、屋内子局から流れてくるいろんな情報、伝達に関わっているところが、例えば最近では個人ナンバーの御案内とか、あれをやっている子は物すごくよく聞こえるんでいいんやけど、この前エコドームの案内をしておつた男の子のことについては、全く話口調、要するに放送で流すには堪えられん、聞いておつても聞いておれん、そのぐらいの質の差がある。だから、流すのだからみんなが聞いておるので、分かりやすく、かつ簡潔に、かつ印象よく、やっぱりやっていただけるように、各課が流されるときにはそういう勉強をされてやっていただかんと、せつかくのものがよく聞こえませ

ん。ですので、これはぜひともそういうことを含めてこういう情報伝達をお考えいただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 強君）

危機管理課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

御指摘ありがとうございました。

そういったことで、先ほどのよく聞こえないという箇所があるということについては、今までも随時随時対処しておりますので、そういった声をお寄せいただければ、先ほど、請負業者を呼んで、こういうのがあるが、ちょっと音声状況を客観的データで分析せよというような指示も出せますので、そういった箇所があればどんどん御指摘いただければいいかというふうに思います。

ちょっと余談でございますけれども、先ほどの話でメールシステムとドッキングしたと言いましたけれども、例えば屋外拡声子局とか戸別受信機をお宅で聞いておればいいんですけれども、例えば出張等で輪之内町を離れて東京におったというときに、輪之内で大きな地震があったということの災害情報なんかでも、これからメールのアドレスとかのQRコード等を広報で流させていただきますので、そういったメールに登録いただければ、いわゆる災害情報、避難情報、行政情報も全て携帯電話に届くと、メールアドレス登録をしていただければという仕組みも構築しております。そういったことも相踏まえて情報が行き渡るように今回させていただきましたので、その辺の御利用もPRかたがたさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、広報無線のアナウンスの問題でございますが、これについてはちょっと注意しながら、より聞こえやすいとか、御理解いただける放送、アナウンス技術をもうちょっと考えてやるように指導させていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第19号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町行政無線同報系デジタル工事の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第25、議第20号 町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは、お手元に配付の議案書44ページをお開きください。

議第20号 町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。令和3年3月4日提出、輪之内町長でございます。

続きまして、45ページにつきましては、今回認定の承認をいただく路線でございます。

46ページは、延長、幅員等の詳細、続きまして47ページは、その路線の位置図を輪之内町の管内図に落としてございます。

それでは、ちょっと戻りまして、45ページの整理番号1でございますが、町道13856号線、起点は輪之内町四郷川田1760番の11地先から、終点は四郷川田1760番の7地先までとなっております。これは、民間造成によります分譲地のできた敷地内に関わる道路でございます。令和2年4月に造成者から寄附を頂き、町道として管理をしようとするものでございます。

続いて、整理番号2でございますが、町道33857号線、起点は輪之内町下大樽新田宮池1892番地先から、終点は下大樽新田宮池1891番の1地先までとなっております。こちらは地元からの要望によりまして、昨年度、舗装工事を行いまして、車両通行も可能な状態となりましたので認定するものでございます。

以上、2路線の道路でございますが、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

2番のところなんですが、33857、これは土地の所有者は誰になっておるんですか。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

所有者のほうは輪之内町でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第20号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号から議第15号まで及び議第18号については、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、3月17日に委員

長報告をお願いします。

○議長（小寺 強君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会2日目は3月16日午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

（午後2時11分 散会）

令和3年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第13日目

令和3年3月16日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（1名）

5番 浅野進

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
産業課長	松井和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。議員定足数に達していますので、令和3年第1回定例輪之内町議会第2日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までとします。

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

皆さん、おはようございます。

議長からのお許しをいただきましたので、通告に従い、デマンドバスの実情と財政面について、デマンドバスの今後の運行・課題についてを質問させていただきます。

質問に入る前に、令和2年度は本当にコロナウイルス一色で、ほとんどの行事が中止となり、町民の皆さんもとても寂しい思いをなさったことでしょう。ワクチン接種も4月末ぐらいから開始予定でしたが、政府のワクチン供給量が不透明ですので遅れる可能性が高いと見て、柔軟に対応し、万全な体制を築き上げなければなりません。緊急事態宣言を解除したとはいえ、決してまだ油断はしてはいけませんが、コロナ対策を万全に行い、屋外開催の行事だけでもやれるよう、行政として思い切った判断をしていただきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

1つ目ですが、デマンドバスの実情と財政面について。

先般、この件に関しては質問が上がっておりますが、再度関連して質問させていただきます。

輪之内町でも少子高齢化が進んでいる現状と、高齢者による運転操作ミスによる事故が多発する中、運転免許証の自主返納がより多く騒がれております。その点を考えますと、これからますますデマンドバスの運行活用が重要視されてくるかと思えます。しかし、事業収入といったら広告料もないことから、利用者による運賃収入しかありません。そうなると、当然ながら経費のことを考えたら、国からの補助金があるにしろ、町が負担するしかありません。政府は、コロナ対策費用で膨大な助成金を捻出しており、いずれ県・市町村に負担が回ってくるかと思えます。

そこで、お伺いたします。

デマンドバス開始以降の利用状況の推移と、今後、財政面を軽減するための収入の増加をどうするのかを町長にお伺いたします。

2点目ですが、デマンドバスの今後の運行・課題について。

デマンドバスを利用される多くの方は、輪之内町内にある医療機関への通院手段に使われる方が多数おられると思います。しかし、その医院で治療ができればいいのですが、先生から紹介状を書くから市民病院へ行ってくださいと言われると、予約日は平日ですので、免許がない高齢者にとっては、バスを乗り継いで行くか、タクシーで行くか、家族に頼むしかありません。しかし、仕事を休んでまでも無理は言えません。ですから、老夫婦どちらかが免許を持っていたら、危ないのを承知の上で返納するのをためらい、更新しなければいけないという悪循環になっているかと思えます。

そこで、何とかデマンドバスで直通で市民病院まで行けるように、困っている方の立場になって考えられないのか。また、先般、田中議員から御指摘があった運行時間8時30分から18時までの運行時間延長の実証実験の結果と今後の取扱いについての2点を町長にお伺いたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

土井田崇夫議員からはデマンドバスについて2点の御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、1点目のデマンドバスの実情と財政面についてお答えをしたいと思います。

御案内のとおり、デマンドバスについては平成27年1月に運行を開始し、6年が経過しております。当町のデマンドバスは、交通事業者が運送主体となる、いわゆる一般旅客自動車運送事業、道路運送法の第4条の許可対象事業として名阪近鉄バスに委託をしております。

運行開始以降の利用状況の推移でありますけれども、平成27年度が延べ5,458人、平成28年度が9,612人、平成29年度が1万674人、平成30年度が1万1,483人となっております。平成30年度までは右肩上がりに利用者が増加をしております。

しかし、令和元年度には新規利用者の減少、それから平成27年度からの継続利用者の入院ですとか介護施設への入所のために利用者が少し減って、この年度は1万1,191人と少し減っております。

御案内のとおり、令和2年度については新型コロナの感染防止拡大のための外出自粛等、非常に要因が重なった結果、9,565人という結果になっておりまして、今現在もその傾向は続いております。

次に、令和2年度の経常収益でございますが、運賃収入が約192万円、経常収益を差

し引いた運行経費は約1,621万9,000円、国庫補助金として289万8,000円交付されております。町としては、約1,332万1,000円支出しているということになります。

デマンドバスの経費は、距離単価に走行距離数を乗じて算出しており、毎年、バス会社の事情で距離単価が上がってきております。それに伴い、結果として運行経費も増嵩傾向にあることは事実であります。

御質問の今後の財政面を軽減するための収入をどうするのかということでもありますけれども、現在は、御案内のとおり、1運行につき200円を運賃として設定をし、障がい者や小学生以下、運転免許自主返納者については半額の100円、また65歳以上の利用登録者も回数券を半額で購入できるため、実質100円で乗車できることになっています。

この運賃改定は、いずれは考えるときが来るのかもしれませんが、現在においては新規利用者の増加、さらなる利用促進の改善策を講じることによって、デマンドバスを安定的に継続運行ができる体制を講ずるほうが先行して必要なことだと今は思っております。

平成27年の運行開始時に65歳以上の高齢者に無料乗車お試し券を配付し、新規利用者を獲得した経緯がございますが、来年度については、再度お試し券の配付ですとか、デマンドバスのPR、福祉事業や観光事業とのタイアップも検討していきたいと思っております。

まずは、一般の方々にもっとデマンドバスを利用していただくことが大切だと考えておりますし、必要なことでもあると考えております。その上で、先ほどの免許の自主返納者だとか高齢者の利用というものをきっちりと上積みして、利用者を確認していくことが大事だろうと思っております。

それから、現在、名鉄羽島駅と新幹線岐阜羽島駅に利用促進のポスターが掲示してございます。地域公共交通機関でもありますので、町外からの利用も容易に可能になるように、スマホによるネット予約といった新しい手法も可能となるように検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のデマンドバスの今後の運行・課題についてお答えをいたします。

令和2年12月時点での輪之内町在住者の調査では、65歳以上の自動車免許の保有率は79%、75歳以上でも62%と、非常に高くなっております。これもバス利用者が増えない大きな要因の一つではないかなと受け止めております。

現在、輪之内町のデマンドバス、これはバス停からバス停までの乗降というミーティングポイント制というのを導入しております。

法律上でもタクシーとは違って、自宅から目的地までの直通運行というのができない状況です。先ほど直通で市民病院まで行けないかというお尋ねであります。これについては、まず前提として病院にバス停を設置する、そして該当する市町への乗り入れ許可が必要だということはありません。また、それが許可されたとしても、デマンドバスで病

院まで行くことは、現在、別途定時運行中の営業路線がございますので、時間によっては競合してしまうという部分があるので、その振り分けをどうするのかということがございます。結果として、二重投資にならないように、コストをどのように評価するかという問題になってくるのかなと思っております。

通常デマンドバスと言っているんだけど、要するにこれはオンデマンドタイプで、ニーズに応じてそこまで運行していくというものでありますので、ニーズの把握をどうしていくのかという課題が一つございます。私どもがオンデマンド運行と定時定路線の運行を両方併用しているという意味は、基本的にはオンデマンドタイプでそこに需要が集中して発生したときに定時定路線化していきたいという思いがあってやっていることでありますので、どこにニーズが集中しているのかということ、今後、もう少し分析、検討する必要があるだろうと、そんなふうに思っております。

ただ、おっしゃったように、いずれ歩行困難な障がいのある方、高齢者への対策として、これは地域公共交通という切り口だけではなくて、要するに福祉施策としてどこまでどう対応していくのかという観点からの検討をして、それを今動いているバスをどのように組み合わせていくかということになってくるだろうと、そう考えています。

いずれにしても、議員がおっしゃったように、そういうニーズがあることは私どもも承知しておりますので、今後の喫緊の検討課題であるとは思っております。

また、昨年7月から12月まで行った運行時間の延長、16時30分から18時の実証実験の利用者は、合計15名でした。月別には、7月が3名、8月も3名、9月が1名、11月3名、12月5名という結果になっております。時間別には、16時台が14名、17時台が1名、行き先については、医療機関から自宅付近のバス停までの利用が最も多くて4名でした。

以上のことから、16時30分から18時までのデマンドバスの利用者は、コロナ禍で例年に比べて少ない傾向であるとはいえ、そういう特殊事情を考慮しても、やっぱり延長時間帯の利用者が意外と少ないなあという感じは受けております。その結果、試行期間終了と同時にその時間の運行は終了しております。

今後については、医療機関への朝の利用者が多い、朝の利用者が多いというよりもそういうニーズが多いという前提の中で、その需要を見込んで運行開始時間を8時30分から8時に前倒しする実証実験を行い、その時間帯の新規利用者を獲得していきたいと考えております。

非常に課題の多いオンデマンドタイプの運行ではありますけれども、せっかく始めたものでありますので、何とか住民の皆さんの足として定着していく方向の中で何らかの方向性を見いだしていきたいと、そんなふうに考えております。

折しも、来年度は公共交通計画策定の年でもあります。地域に赴いて、地域のニーズをきちっと掘り起こすべくワークショップを開催し、町民の皆様の意見、提案を聞き、

より具体的で実効性のある計画を策定してまいりたいと、そのように思っております。

財政負担が大きい公共交通機関ではありますが、輪之内町にとってはバスが唯一の公共交通機関でもあります。

通勤・通学者から高齢者まで、誰もが利用しやすい、利用したいと思える形にしなければいけないと思いますし、町内だけではなく、町外への移動にも目を向けた路線となるように、いろいろな考え方を盛り込みながら前へ進んでまいりたいと、そんなふうに思っております。

これは、最終的には「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」づくりという、その一環を担う大切な事業でございます。公共性を失うことなく、皆様の利便向上に努めて、御指摘のありました課題の解消に向けて精いっぱい努力してまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

(3番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

3番 土井田崇夫君。

○3番（土井田崇夫君）

御答弁ありがとうございます。

大変町長の意見は前向きであったかと、私は承知いたしました。ですけれども、やはりまず利用者をどうやって増やすかということで、やっぱりもう利用収入を得るしかございませんので、やはりこのまだ認知度がちょっと町民の方に低いと思われまます。また、平成27年に開始以来、利用登録者の方がたくさんおられたと思いますけれども、その中で8割の方が利用経験がないということを知っておりますので、やはり住民周知を行うには、防災訓練のときとか、老人会の集まりだとか、そういった機会を利用して、もう少し認知度を周知していただきたいと思っております。

また、この運行時間の延長と、また今後、前倒しで午前8時から行うという実証実験があるかと思っておりますけれども、やはり先般取ったこの運行時間延長のときは、コロナの真ただ中ということもあったと思っておりますので、参考データにはあまりならないと思っておりますので、今後、コロナウイルスの終息を見た上で、また前倒しの運行時間やら延長時間のもう一度実証実験を行っていただきたいかなと思っております。

また、市民病院の件ですけれども、例えて大垣市民病院と言わせてもらいますけれども、やはり大垣市民病院に行こうと思うと、もし自家用車で行こうと思うと、やはり北側の駐車場にどうしても止めて、少しでも近いところで行きたいということから、早く行こうと思うと、やはり予約時間には程遠く、長い待ち時間があるとか、予約時間に行こうと思うと、南側の駐車場に止めるとなると、やはりそこから、遠くのところから歩いて市民病院の玄関まで行こうと思うと、やはり足腰の弱い方にとっては大変御苦労か

と思いますので、またデマンドバスでもし行けるとなれば、北側の玄関のロータリーで玄関先まで行ってもらえれば、雨の日でも本当に利用者にとっては誠に便利なものだと思いますので、今後ともどうか前向きにお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

貴重な御助言をありがとうございました。

まず、利用促進のため利用登録者をどうやって増やしていくのかと、これはもちろん発足当初に老人の方への利用登録、みなし登録みたいな形で皆さんにお送りした経過もありますし、その後、やっぱりなかなか登録自体が増えていないことは事実でありますし、ちょっとオンデマンドタイプの運行と矛盾する言い方になるのかもしれないんですが、やっぱり電話で予約するのがなかなか、面倒くさいという言い方はないんですけども、やっぱりおっくうになるという話も聞くわけです。でも、その部分を解決しないと、オンデマンドタイプの運行というのは、もともとやっぱりニーズに応じて走るという部分がありますので、そこをどうやって解決していくんかということが、まず問われてくるんだろうと。これは、オンデマンド運行をするときの宿命になるのかもしれない。だからこそ、前から言っているように、需要の太い部分については予約なしでも走れるように定時定路線の運行に移管していきたい部分があるよと。特に朝夕の恒常的な利用が見込まれる部分について、どうやって定時定路線化していくのかという方向性の中で、今、公共交通会議の中での話になっていると思うんですよね。そこは一つ検討課題になります。これはオンデマンドタイプをやっているところは、どこでも同じ状況が見てとれますので、これを予約システムそのものを含めてどう解決していくのか。スマホだとか何かでちょこちょこといじれば予約ができるようなタイプになればいいんですけども、これはある程度のニーズがないとシステム運用にかなりのコストがかかってしまって、コスト倒れになってしまう可能性があるんで、どの段階でそういう形に踏み込むかということが議論のテーマになってくるのかなという感じをしております。

それから、認知度については、多分我々の思いと土井田議員とそれほど差はないと思っていますので、これは認知度を上げていくための努力が必要とっております。

ただ、デマンドバスを知らないというんじゃなくて、デマンドバスの利用の仕方が分からないという部分があるので、そこら辺のところを今年、先ほど申しましたように、地域公共交通計画の改定の年でもありますので、集落へ入ってワークショップも開催することにしておりますので、そういったところで認知度を高めてまいりたいなど、そんなふうに思っております。

時間延長についても、これはそこにニーズがあるという結果が出れば、そういう部分まで延長する。ただ、これにはコストもかかりますので、どの程度のニーズで対応して

いくのかという問題とバランスの問題ですね、これは。

それと、本来私もできない話というのはしたくないんですけども、やっぱりどうしても行政の中でコスト見合いの話というのは避けては通れません。ただ、これは施策の優先度でございますので、コストだけで可否を議論するタイプのものでもない、そう思っていますので、これから議論を深めてまいりたいと、そんなふうに思っております。どうかよろしくお願いたします。

(3番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

3番 土井田崇夫君。

○3番(土井田崇夫君)

御答弁ありがとうございました。

最後にですが、先般、一般質問を提出後にある町民のお方からお聞きしたお話をちょっとお話ししたいと思います。

デマンドバスの件ですけれども、大藪のおたり歯科さんがもうやめられて、輪之内になくて平田のほうではまだやってみえるということで、やはり大藪の方々が、おたり歯科に行かれるお年寄りの方が多数お見えになると思います。そんな中で、デマンドバスで行こうと思っても、平田のおたり歯科へ行こうと思うと、海津路線は、かわい整形、それとヨシヅヤ、辻中眼科、3つあるんですけども、おたり歯科は入っておりませんので、もう輪之内におたり歯科がないということで、平田へ、やはり同じおたりに行きたいという方がお見えになると思いますので、そう距離的には、通り道ですので、かわい整形から少し西へ行った辺りですので、できたらこの路線、バス停を1つ増やしていただけたら、本当にまた利用者も多数増えるかと思っておりますので、今後の課題としてお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小寺 強君)

2番 林日出雄君。

○2番(林 日出雄君)

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので始めさせていただきます。

広報紙は、住民と自治体の最大のコミュニケーション手段であり、町政情報を正確に分かりやすく伝え、住民の行動を啓発する役割を担っています。そのためにも住民と自治体との協働によるまちづくりを進める第一歩は、情報の共有化と言われています。自治体がどんなまちづくりを目指しているのか、住民に届くように伝えることが大切です。その意味でも毎月発行される広報紙の役割は、重要な情報発信ツールとして力を入れている自治体が増えており、広報力が地域を変える時代に移ろうとしています。

それでは、質問に移ります。

1. 町政情報の発信力の強化について。

輪之内町の広報紙は、昭和29年4月に町村合併で輪之内町が誕生し、初代町長に就任された国枝敬二町長が3か月後の7月に「輪之内町報」としてナンバー1号を発行されました。以降、途切れることなく、令和3年3月までにナンバー796号を発行されています。改めまして、約66年間、情報発信し続けていただけたことに対しまして心より感謝を申し上げます。

時代は、物づくりの工業化社会からインターネットの情報化社会へと移行し、学び方も働き方も大きく変わりました。それに伴い、広報紙もそれぞれの自治体のアイデアによって大きく変わろうとしています。

岐阜市は、表紙の内容を動画投稿サイト、ユーチューブの市公式チャンネルで伝える手法を2019年2月号から県内自治体に先駆けて導入しています。関市も2021年1月号から表紙と連動した動画配信を始め、スマートフォンのSNS（会員制交流サイト）から情報を得る、若い世代向けに発信力の強化を図っています。

詳しく説明しますと、表紙に写真を掲載しているが、内容は紙面の中身で一切触れず、表紙の隅にユーチューブ市公式チャンネルの動画のQRコードを載せてサイトに誘導し、表紙と連動した動画を楽しむことができるサービスになります。

私は、いろいろなアイデアを取り入れながら、町民の皆様に動く広報紙として楽しんで見てもらい、情報発信ツールとしての役割を果たしていくことが大事だと思います。町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、林議員からの町政情報の発信力の強化についてという御質問についてお答えをさせていただきます。

林議員からは、岐阜市、関市の広報紙がそれぞれ行っている表紙の内容の動画配信、SNS、いわゆる会員制交流サイトから若い世代向けに情報を得る情報発信手段など、特に表紙と連動した動画配信を行っている岐阜市のように、広報紙に一工夫を加えたらどうかという御提案をいただきました。

まず、当町の現状でありますけれども、広報紙については、町のホームページにPDF版でアップしております。創刊以来の広報紙が閲覧できるようにアーカイブしていることも事実でございます。

また、広報紙以外でも私どもの町では、町行政の情報、施策指針を住民の方々に伝える媒体としては、広報紙のほかにもケーブルテレビの12チャンネル、同報系無線、町ホームページなど、いろんな媒体を有しているところでございます。

これらを整備した背景には、遠くない将来にペーパーレス化を目指していくという、そんな目的があります。

ただ、これらの情報媒体というのは、幾ら整備しても、見てもらう、聞いてもらうというアクション、行為がなければ、ただ単に行政が送り出しているだけで、なかなかその思いが伝わらないということも事実ですね。

誰でもそうなんですけれども、自分が関心のあることというのは自ら情報を取りに行くという行為がされると思うんですけれども、全ての行政情報を関心を持って見る、聞くということについては、そんなに多くないんじゃないかなという気はします。ただ、これは見方を変えれば、興味のある情報提供がされないんで見ないんじゃないのという御批判を受けそうでもありますので、その部分はやっぱり謙虚に考えなきゃいけないのかなあと考えております。

実は先般実施した第六次総合計画策定に向けたアンケート調査がございますけれども、その中の自由記載でも、あれっと思ったことがあるんですね。要は、既に実施している、もしくは実施継続中の事業について、そういった施策をしてくれたらうれしいとか、望ましいとかという御意見がありました。私どものほうからすると、それはやっているよねという部分も幾つかあって、そういう意味でも、やっぱり先ほど来言っているように、ニーズをお持ちの町民の皆さんに、そのニーズにきちっと適用する情報提供がされていないということになっているのかなあと、ちょっと残念でありますし、ちょっと歯がゆい思いをした部分もございます。お互いにそうなんですけれども、やっていることはきちっと知ってもらいたい思いもあるし、知って有効に活用してもらいたいという思いもありますので、そこはやっぱりPRの在り方として、さらなる意向を考える余地はあるのかなあと考えています。

そういう意味からしても、いかに関心を持って見てもらう、聞いてもらうという状況を実現していくためにどうするのかということです。議員が先ほどおっしゃられておりますスマホからとか、スマホは、ほとんどの若い世代というのはスマホを持っていると思うんです。そういう若者世代に、先ほどありましたユーチューブというのは非常に有効な手段の一つと考えます。岐阜市の例である、ユーチューブ公式チャンネルを開設しての付加価値の高い広報紙というのも有効な一つの手法だと考えております。

現にちょっと状況を見ましたところ、岐阜県内の自治体においても、既に県と27の市町がユーチューブの公式チャンネルを開設しているということでもあります。今後、この方法による広報活動というのがさらに浸透していくのではないかと、そのように考えています。

それから、御提案のありましたとおり、広報紙にQRコードを設定して、そこから動画を配信するというのも、これも有効な一案であろうと、そんなふうに考えております。

また、動画の内容次第なんですけれども、いろいろな考えをお持ちの方もございますので、肖像権でありますとか、プライバシー権を担保する方法について、やっぱりその部分については問題を生じさせないように適切な事前の検討をしてやっていく必要があるかなと、そんなふうに思っております。

また、12チャンネル、「輪之内スマイルチャンネル」というのがございますけれども、これによる情報提供と、先ほど来出ておりますユーチューブとか、ほかの方法での広報の在り方についてのすみ分けというのをどうしていくのか。何回も繰り返しになりますけど、取りに行っても得られる情報、スイッチをひねるだけで得られる情報、そのニーズに対する考え方は、やっぱり千差万別でありますので、あまねく情報を伝えようとする、やっぱり単一の方法ではなくて複数を組み合わせるということが必要なんだろうと。それは、まさしく年代のニーズに、いろんな年代の方がおられますので、その年代、それぞれのニーズにどうやって適切に対応していくのかと、広報戦略が問われているなと思っております。

広報の重要性については、つとに私自身申し上げてきたことでありますけれども、まだまだ工夫すべき部分が多いのかなと、そんなふうに思っております。また、御提案いただきながらいろんなことを考えていきたいなと思っております。

さっきも申し上げたように、県内の自治体において既に県と27の市町がユーチューブの公式チャンネルをやっている、だから他のこういう先進的な広報の媒体について考慮しないという選択肢は、もうないと思っています。ただ、いろんなタイプが出てきますので、ユーチューブだけかと言われると、ユーチューブだけじゃなくて、いろんなものを組み合わせるということに尽きるんだろうと思っています。

そこで、いろいろ考えた結果、1万人の小規模自治体の中でどうやって我々行政側の思いを伝えていくかということについて、やはり広報するということが施策展開の柱の大きな一つであるという、そういう意識を持って、やっぱり取り組むべきだろうと私自身も考えておりますし、今までそうしてきたつもりですけれども、やはりまだまだという現実を目の当たりにしていますので、より一層広報戦略について、より深く検討してまいりたいと思います。

また、議員各位からもいろいろなアイデアを頂戴できたら幸いです。よろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 林日出雄君。

○2番(林 日出雄君)

御答弁ありがとうございました。

私も先日になりますが、関市役所のほうへちょっとお邪魔させていただきまして、い

ろいろとちょっとお話をお聞きしました。お話をして感じたことは、まずとても明るくて、いろいろな新しいことに対して楽しんで挑戦されている印象を受けました。

初めにお聞きしたのが、公式チャンネルのネーミングです。「関ららチャンネル」というネーミングで、動画を見る前から何となく楽しそうなイメージが感じ取れるネーミングにされています。

また、1月号は動画の内容を紙面で一切触れない構成で、表紙と連動した動画を配信されていますが、2月号と3月号は、がらりと変わってページ数をさらに増やして紙面でしっかり説明をして、さらに動画も併せて配信することで、幅広い世帯に向けて、より詳しく伝えておられます。

また、動画がより効果的に編集されていて、月ごとに成果が感じ取れる内容になっています。

せっかくですので輪之内町の広報紙をお見せしましたら、平成を飛び越えて昭和の薫りがするとジョークをいただきました。それはそれで、ある意味、輪之内町の広報紙も貴重なものになるかと感じております。

どちらにせよ、今の体制では先に進むのはちょっと難しいと感じております。まずは新しく広報課を設置して、職員を確保することが急務だと私は思いますけど、町長の御意見をお伺いしたいと思います。これが1点目になります。

また、輪之内町の情報発信ツールとして今回質問させていただきました広報紙、さっきお話もありましたように、そのほかにホームページ、スマイルチャンネル、防災行政無線といった4つのツールを最大限に活用して効率よく発信することで幅広い世帯に向けて情報をお届けできるような、そういった仕組みづくりが私も大切だと思っております。そのためにも今回の広報紙は、若い方から子育て世帯の、そういった皆さんをターゲットに、何か輪之内町は何となく面白いことをやっておるぞと情報が伝わっていくように、町長にはどんどん新しいことに挑戦していただきたいと思っております。

カメラにしてもスマートフォンを1台用意すれば、今のスマートフォンは性能がよいので十分動画は撮れると伺っております。また、編集ソフトに関しましては費用と経験が必要になるとお聞きしました。どちらにせよ、あとはやるか、やらないかだと私は思っております。動く広報紙をぜひ実現していただきたいと思っております。これは、再度町長の思いをちょっとお聞かせください。

この2点、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろんな御提案をありがとうございました。

幾つかありますけれども、簡潔に申し述べますと、まずせっかくだから広報課をつく

って一生懸命やれよという話ですが、私自身は組織を考えると、外から見て分かりやすい名称の課、組織をつくるべきだというのがもともと信条として持っておりますので、広報課、今、うちの組織の中では広報という名前のつくのが秘書広報室という部屋はあります。ただ、人的配置の関係というのは、やっぱり全体配置の中でどれだけ裂けるのかと、非常に難しい課題を今抱えております。ですが、私自身の思いとしては、広報戦略というのは先ほど言ったように施策展開の中の一つの重要な柱でありますので、そこは押さえてやっていきたいなと、そんなふうに思っています。

それから、岐阜とか関とか、先ほど関のお話もございました。たしか関も比較的若い世代の多いまちだったと思います。

実は輪之内も小さなまちでありますけれども、よそに比べるとそんなに年寄っていない町なんですね。そういう意味では、もう少し若年層にも見ていただけるような楽しい広報というのをしていく必要があると私自身も感じています。

先ほど非常にある意味で、ああ、そういう評価もあるんかと思って聞いていましたけれども、昭和の薫りと言われると私も答えようがないんですけど、ただ、昭和の薫りも悪いことばかりじゃなくて、今、ちまたでは昭和食堂なんていって昭和の薫りのするものも、ある部分、やっぱり存在の意味を持っている部分もあります。だから、ただそれがオールドファッションの典型のように受け取られてしまうとまずいんですけども、その今日の意味というものをどう今の人たちに伝えていくかと、その工夫が要るんだろうということでもあります。

いろいろお話しすることもあろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、何度も繰り返しになりますけれども、広報というのが施策展開の成否を分ける一つの重要な部分であるということだけは私も念頭に置きながらやっているつもりですし、これからもやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 林日出雄君。

○2番(林 日出雄君)

どうも前向きな答弁、ありがとうございました。

これはちょっと答弁は要らないんですけど、将来的には、やっぱり議会だよりの一般質問のほうも、今の全文記載するのではなくて、できる限り省略して、あとはユーチューブのほうで見ていただけるような形にしていけたらと、私、個人的にはちょっと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(小寺 強君)

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

自動体外式除細動器（AED）の管理体制について。

自動体外式除細動器（AED）の使用は、医療行為に該当するため、本来、医師並びに看護師及び救急救命士による使用に限定されておりました。しかし、平成16年7月1日から、厚生労働省の通知により、一定条件の下で非医療従事者もAEDの使用が可能になり、急速に普及し、AEDの存在がより身近なものになりました。

いつ、誰に起こるか分からない心停止に素早く対応できる救命処置として、学校、球場、駅、空港、各公共施設等、あらゆる場所で導入されるようになり、その役割を果たすためには設置する場所や導入後の管理体制が非常に重要になります。

また、救急蘇生の観点から配置の目安は、どこにいてもAEDを1分以内に用意できるような場所に配置し、心停止から5分以内に除細動ができることがAEDを生かし、救命率を上げる最も大事なことです。

また、AEDを設置するだけでは、突然心停止になった方を救命することはできません。設置されたAEDをきちんと維持管理し、いつでも使えるようにしておくことや、AEDの設置場所を周知することが大切なことから、設置場所を記したAEDマップを各施設の目につく場所に掲示し、常日頃から周知することで緊急時の対応に効果があると思います。そして、何より重要なことは、AEDの使える人を増やすことだと思います。

また、AEDを生かす取組として、1分以内と5分以内が守れる配置を整備していただきたいと思いますが、町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野重行議員からは自動体外式除細動器、いわゆるAEDと称するものの管理体制についての御質問をいただきました。

現在、町内でのAEDの設置は、公共施設に24基、消防団の車両に4基、都合公共施設等で28基、民間事業者等には24基の設置がございまして、合計52基のAEDが町内に配置してございます。

この配置状況については、過日、女性会議が活動の一環として、町内約100か所を訪ねて調査した結果を一覧表に取りまとめ、地図上に図示したリーフレットを作成されたところであり、この地道な活動は、昨年10月でしたか、新聞報道等でも紹介されましたので皆さんも御案内の向きもあるかもしれません。

その結果も併せて町広報紙においても、その結果を掲載して周知を図ったところでご

ざいます。また、その場所を記したリーフレットは、今、教育委員会の事務局のほうで配布もしております。

さて、議員が言及されているとおり、救急蘇生の観点からは、配置の目安は1分以内に準備ができるような場所に配置をして、心肺停止から5分以内に使えることが救命率を上げること、そしてAEDを使える人を増やすことも併せて重要だと、先ほど御質問の中にもございました。まさしくそのとおりだと思っています。物があっても使えなければ何の意味もないし、それを前提にどう考えていくのかということに尽きるだろうと、そんなふうに思っています。

現在、いろいろな形でやっている、最終的には52基あると聞いていますけれども、公共施設の設置については、ほぼ終えている状況だと思っています。

今後、民間事業所においても、AEDの必要性は周知されておりますので、今後とも民間配置のAEDも含めて設置自体の数は増えてくるだろうと、そんなふうに思っております。

最も重要なのは、先ほどの御質問の中でもありましたけれども、AEDを使う人、これについては訓練を繰り返すことでその使用の熟度を上げていくしかないと思っています。

これは防災士養成講座なんかでもAEDの取扱い等についても必須科目として実施がされておるところでありますので、防災士資格をお持ちの方は、AEDの取扱いについてもできるというふうに思っております。ただ、こういう問題は、常に訓練を重ねてやっていないと、なかなかいざというときに瞬発力が働かないというのか、そういう部分がありますので、繰り返し、繰り返し、機会を捉えながら訓練していくことが大事だろうと、そんなふうに思っております。

そういう意味では、自主防災組織の訓練、そういったときにAEDも含めて訓練のメニューの中に加える等、常日頃AEDの存在を意識して、それをどうするんだということが身近に意識するような形の中でやっていかないと駄目なんだろうということでもありますので、先ほどお話がありましたように、いろんな機会を捉えながら人の育成というのを考えていくことが大事であろうと思っています。

ただ、これは去る有名な方が最終的に死因が心室細動で、そのときAEDがあれば助かったんじゃないのというような報道が多々されまして、これの存在意味というのが非常にクローズアップされて、その後、いろんな形で普及の端緒になった思っていますけれども、そういう意味で言うなら、やっぱり大事なんです。非常に大事です。ただ、最後に参考までに申し上げておきますと、じゃあAEDで現実にどれくらいの人が助かったのかどうかという話になりますが、実は救急車の中での使用例でも、これで明確に何がどうなったという事例はまだありませんけれども、ただ全国的な多数事例の中では、これがあつたからこそ助かったんだということではありますが、周辺でその事例がないと

というのが、逆に言えばほかの方法で助かったんでよかったねという話でありますので、例がないから要らないよという話では決してないので、そのところは、あれば助かるものであるならば、積極的にきちっと配置をして、それを扱う人材を常日頃から養成していくと、御質問の趣旨は私も同感でございますので、これからもそのような方向性の中でやっていきたいなど、そんなふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

4番 浅野重行君。

○4番(浅野重行君)

町長、御答弁ありがとうございました。

先ほど町長さんのほうから女性の会で町内100か所を回ってリーフレットを作ったと、そして教育委員会に配置してあるとお聞きしましたけれども、そういったものを、どこに設置してあるのかというのを誰が見ても分かるような場所に掲示していただければありがたいなと思っております。

それと、AEDは何年に設置されたんですかね。

それと、そのAEDの部品ですね、パットとかバッテリーとかがありますけれども、そういったものの点検もされていると思いますけれども、これについても耐用年数があると思うんですけれども、その点をちょっとお伺いしたいのと、あとこういった、町内でもAEDを使ったという事例はありませんけれども、いつ起こるか分からないような中で、防災訓練等で実施するというようなこともお聞きしましたけれども、学校といたしますか、中学校でもこういったものを授業の一環として取り入れていただくことは可能ですか、そのところ、2点お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(小寺 強君)

町長 木野隆之君。

○町長(木野隆之君)

ありがとうございます。

AEDの設置の場所について、設置してあるところに何らかの表示をしろという意味だと思っておりますけれども、それについては、何か起きたときにどこにあるんやと探し回るのではいかんもんですから、ここにあるよということが分かるような形で何らかの表示を考えていきたいと思っております。

それから、当然のことながら、御案内にありましたようにAEDにも耐用年数はございます。これについては、公共施設のものについては、当然、耐用年数以内に適切に維持管理をしておりますけれども、民間の配備されたものについても、何らかの広報活動を通じる中でそういう維持管理が徹底できるように考えてまいりたいと思っております。

それから、学校教育の中でAEDの操作方法について何か入らないのかという話です

が、私自身は、いろんな学習の機会の中でそういったことは可能だと思っておりますけれども、何か具体的にどこの段階でというか、一言で言えば、それは多分できるというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

4番 浅野重行君。

○4番(浅野重行君)

答弁ありがとうございます。

できるだけ前向きに考えていただいて、できることから進めてやっていただければありがたいと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長(小寺 強君)

1番 大橋慶裕君。

○1番(大橋慶裕君)

議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

私からは2点お尋ねいたします。

まず最初に、地方創生臨時交付金(第3次)の活用について。

新型コロナウイルス感染症の影響により町税の減収が見込まれております。令和3年度予算では、減収分を主に臨時財政対策債と財政調整基金からの繰入金により財源を賅っています。

新型コロナウイルスのワクチン接種が始まろうとしておりますが、今後の経済の回復の見通しは定かではありません。このような中、新型コロナウイルス対策として、国の第3次補正予算で地方創生臨時交付金が交付されました。当町では、約6,500万円が令和3年度に新型コロナ対策として活用されると説明を受けております。町内での消費の促進事業が町の経済の好循環につながると考えています。これから先のコロナ感染の状況は分かりませんが、どのような対策を考えていらっしゃるのか、町長にお尋ねいたします。

2つ目ですけれども、町の事業の見える化について。

行政により関心を持っていただくきっかけとして、町の事業内容を動画配信してはどうでしょうか。昨今は、個人で動画を作成して、その動画を配信しています。また、配信された動画は、無料で視聴できます。町で取り組んでいる事業、また令和3年度から新たに取り組む事業、例えば環境活動推進事業、各地区での防災訓練の様様、新聞で紹介されました洋菓子等販売促進事業、軽トラ市開催事業等を動画配信することにより、第1に、輪之内町のPR効果が期待できます。第2に、動画を視聴後にその事業に対しての感想等をコメントできるようにすることにより町民の声が反映された事業にできます。第3に、新たな町民とのコミュニケーションの手段として利用もでき、地域の活性

化につながります。

町の第五次総合計画の第6章、豊かで安定した経営ができるまちづくりの中に地域協働が書かれています。少し紹介しますと、地域協働は、行財政の負担を減らすために行うものではなく、協働によってまちづくりのエネルギーを醸成し、問題解決に積極的に取り組む風土を形成するなど、新たな意義や効果を生むためのものですとあります。事業に参加されていない方にも見ていただくことができる点も効果が期待できます。町長の見解を伺います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大橋議員からは2つ御質問をいただきました。順次お答えします。

まず、1点目の地方創生臨時交付金、第3次分ではありますが、これの活用についてという御質問をいただきました。

地方創生臨時交付金、これは新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活への支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、それから新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応、それからポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を目指した地方創生を図ることを目的というふうに言われております。

その交付額でありますけれども、令和2年度については1次配分額が6,114万1,000円と第2次の配分額1億4,398万6,000円の全額、第3次配分額の一部1,264万3,000円、合計2億1,770万円を活用して様々なコロナ対策をしておるところでございます。

具体的には、マスクや消毒液の配布、独り親家庭への1万円の支給、1人当たり10万円の支給、これは皆様1人当たりの特別定額給付金と言われるもので御案内のとおりでございますが、これ10万円の支給というのは基準日がございまして、4月27日現在までに生まれた方に10万円ということだったんですが、あと当町では当該年度末までに生まれた方についても10万円を支給しているという状況でございます。それから、飲食店等への時短要請に伴う感染拡大防止協力金の市町村負担金、これは市町村負担金がありますのでそういったものとか、プレミアムクーポン券の発行、それからGIGAスクール構想に基づくタブレット端末の購入、それからそれに伴う通信環境の整備、そういったもろもろの感染予防、個人への支援、事業者への支援、景気浮揚、学びの確保、いろんな切り口で対策を実施してまいりました。

大橋議員が御質問の第3次配分額7,591万2,000円の残額6,326万9,000円につきましては、議会初日にも御説明いたしましたとおり、令和3年度のコロナの感染状況を見据えながら、その状況に応じた対策をしていく予定でございます。

その一方といいますか、その状況の中では、令和3年度以降に起こり得る様々な事態

というのを当然考慮しながら、先んじてそれに対応していくということも大事だと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、現在、コロナ対策については、庁舎内各課においても検討中でございます。具体的な内容を今ここで公表する段階には、実はまだ熟度が至っていないわけですが、支援金や給付金の支給といったもののほかクーポン券の発行など、令和2年度に実施した事業を再度実施することも、これは射程距離の範囲内だろうと思っております。ただ、いろんな考え方の中で、どこまでこれを使えるのかというのが、具体的に検討を重ねて関係機関と調整しながらやっていかないとなかなか難しい部分がありますので、それはおいおい皆様方にも情報提供させていただきながら考えていきたいなど、そんなふうに思っております。

国は、地方創生臨時交付金の活用について何を言っているかということ、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施されたいと、何でもできそうな感じがするんで、柔軟な発想の中で考えることはできると思っておりますが、いざ実行に当たってはなかなかいろんな規制が出てくるのかなと、今までの感覚からしてもそんなふうに思いますので、いずれにしても実施できるものは何かというのを早急に詰めていきたいなど、そんなふうに思っております。

そういう意味で国の趣旨を踏まえつつ、この交付金を活用するというところに現段階では言わせていただく以外にないのかなという感じであります。

当町は幸いなことに、まだ1桁台のコロナ感染にとどまっております。そういった当町の感染状況、それから当町における経済活動、その実態というものを踏まえながら、やっぱり適時・的確に対応していくということだと思っております。御理解いただきたいと思っております。

次に、御質問の2点目、町の事業の見える化についてお答えをさせていただきます。

これは、先ほどの林議員の御質問とかぶる部分もございます。御提案については、かなりの部分は林議員にお答えしたとおりでございますが、繰り返しはしませんけれども、先ほども申しましたように、PR戦略というのが事業を円滑に実施していくための重要な柱の一つであるという認識の下でやっていきたいと、そんなふうに考えております。そういう意味では、今あるもの、これから多分いろんな形で広報媒体という新しい提案がされてくると思っておりますので、それらを有効に活用することによって住民の皆さんのニーズに的確に対応していきたいなど、そんなふうに思っております。

第2問については、質問がかぶりしましたのでやや簡略な御答弁になりましたけれども、このおっしゃられた質問の趣旨の重要性については、私どももちゃんと受け止めながらやっていくことにしておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

(1番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

御答弁ありがとうございます。

1つ目の地方創生臨時交付金第3次分の活用について、本年度、コロナ禍の中で税収が、町税なんですけれども、減収になったんですが、第3次の活用として、6,300万円ほどなんですけれども、町内で消費していただくということで、町の活性化にもつながりますし、また町民の皆さんも喜ばれると思いますので、ぜひ全員の方が公平に支援いただけるような活用の方法をお願いしたいと思います。

2つ目なんですけれども、見える化について、林議員の一般質問にもありましたので、私のほうも理解といいますか、認識もさせていただきまして、まず教育長のほうにお尋ねしたいんですけれども、小学生、中学生のほうでふだん行政が行っている取組、もしくは町の仕事とか、社会見学といいますか、そういう形で行政に関して学んでみえると思うんです、小学生、中学生の方が。その情報化といいますか、今後の、ただいま動画の配信を作るときも、こういうふうにしたらいんじゃないかとか、そのようなそういう学びの場といいますか、そのようなお考えといいますか、今後の方針がありましたらお聞かせください。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再質問をいただきました。

まず、私のほうからは、税収減に対応する財源の確保、それから当然のことながら、税収が減るということの意味は、税金をお支払いいただいている皆さんの収入が減ることとイコールの関係でありますので、当然そういったことについての考えも考慮しなければいけないなと思っております。特に今議会においては、令和3年度の予算編成の際に町税の税収見込みについてもお話しさせていただいておりますが、やっぱり個人、法人の町民税の減収というのはかなり大きな部分もございます。ということは、逆に言うと個人、法人ともに、やっぱり収入減への対応を迫られているということだろうと思っております。当然、自助努力による部分もありますけれども、それだけではない部分、我々が施策としてどんな形で生活を後押しできるのかという意味でいえば、全体にあまねくその効果が及ぶような方法というのも、先ほどおっしゃったようなことも含めて対応の射程距離の中にあると思っております。

いずれにしても、その交付されたお金をどのように有効に使っていくのかということを一生涯懸念考えながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今の質問についてお答えしたいと思っております。

小・中学校ですが、タブレットも1人1台ということで今整備していただきました。現在もこの活用につきまして、また職員も含めまして、児童・生徒も活用についての研究とか研修を現在進めております。そういう意味で、この特にICTの活用で、そんな研修を含めて、児童・生徒まで共になって活用に向けて進めていきたいと思っております。できれば、輪之内の12チャンネルのところの活用とか、いろんなことを含めまして今後活用していきたいと思っております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

教育長の御答弁ですけれども、今現在はタブレットの活用は、まだ配置されたばかりですのでこれからだと思えますけれども、ぜひ小学生、中学生、興味があると思いますし、また新たな斬新な発想もできると思いますので、いろんな考え方や意見を参考といたしますか、子供の意見も、行政のほうにより関心を持っていただくための学びの場をぜひつくっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩いたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

続いて質問いたします。

消防行政について。

近年、地震や台風、豪雨などの自然災害が巨大化し、日本列島は厳しい環境下にあり、いつ発生してもおかしくないと言われている東海地震では、阪神・淡路大地震をも上回る甚大な被害が想定されています。また、このところ大規模な山火事や多くの建物火災も発生しております。このような災害に対応するためには、国・県の防災対策はもちろんのこと、地方自治体の取組、さらには地域の防災力を高めていくことが求められています。

地域密着性や大きな要員動員力を有し、地域防災体制の中核的存在である消防団は、

災害現場での消火をはじめ、地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導など大変重要な役割を担っています。しかし、全国的に地域社会、就業構造、国民意識の大きな変化に伴い、若年層の減少や被雇用者割合の増加、地域社会への帰属意識の希薄化などにより、消防団員の成り手不足、団員数の減少という大きな課題に直面しております。

本町の消防行政においても切実な課題である消防団運営並びに消防署誘致について質問いたします。

1. 消防団運営について。

全国の消防団員は、1955年に200万人近くいましたが、1990年に100万人を割り込み、2020年の団員数は、前年比で約1万4,000人減、過去最少の約81万8,000人で、2年連続で1万人以上の減少となり、消防庁はこのままでは地域防災力の低下につながると危機感を強め、団員確保のためには待遇改善が必要と判断し、有識者会議で今月中にも結論をまとめる方針を打ち出しました。団員数減少の背景には、冒頭に述べました事由のほか、対価の低さも事由の一つとして、消火活動や災害救助に従事した際に支払われる出動手当について1回7,000円程度を標準とする案を示し、支給の透明性を図るため個人支給を推奨しております。このような動きの中、県内で最初に各務原市が新年度より出動手当を2,500円から7,000円に引き上げることを発表しました。

本町におきましては、各区の協力を得て何とか現状維持をしておりますが、消防団員並びに女性防火クラブ員の選出に各区大変苦慮している現状を鑑み、町長より今後の運営方針について諮問され、区長会、消防団員並びに女性防火クラブ員によるアンケートや意見を集約し、6回の諮問会議を経て、今1月に答申がなされました。その結果、班編成、区割り、人数について再検討の上、規模縮小の方向が打ち出され、基本団員を現状の97人から12人減の85人とし、減少に伴う要員確保のため、機能別消防団員の資格者に町職員を加え、人数を10人から26人にする消防団条例の一部改正案が示されました。

消防団の規模や団員数の縮小は、オールサラリーマン化、若年層の人口減少等、社会構造の変化によりやむを得ない処置であると思いますが、今後の人口減少の加速や消防団の重要性を考えると根本的な解決策とは言えません。成り手不足は、対価の高い安い問題もあるかもしれませんが、本業や勤務への支障、消防団活動における訓練、大会参加などの拘束的な負担が大きな要因ではないかと思えます。そして、消防団員の就業状況を見ますと、自営業者が12.9%、町内勤務者は20%となっており、これでは有事の際にすぐ出動できる団員は限られており、組織のための組織、大会ありきの消防団組織と言われても致し方ありません。

今後、これらの状況を払拭するためには、もう一步踏み込んだ施策として防災・消防に特化した町職員、すなわち常備消防職員を採用、養成することを考えていく必要があるのではないのでしょうか。常備消防職員は、日頃の防災活動や負担の大きい大会参加及

びそのための訓練等を担い、その活動拠点を現在建設中の防災拠点に置く。そして、地区選出の消防団員数は50から60人規模に軽減し、地域防災に必要な技術の習得、かつ効率的な訓練実施とするなどの対策を講じてはどうでしょうか。

2. 消防署誘致について。

かねてより要望を重ねてまいりました大垣消防組合南分署建て替え計画に伴う本町への誘致について、その経過報告によりますと、本来の計画を前倒しして、令和5年から6年の2か年で現在地、大垣市横曽根地内の隣に建設をする。そして、来年度にも不動産鑑定、測量、設計、用地買収に入るとの計画で、6月の組合議会の場で合意を得たい旨の要請を受けましたが、本町では、あまりにも早急であり、十分な協議を経たとは思われないことから、消防組合管理者宛てに合意の延伸と、改めて本町関係者との協議や要望の申入れが行われました。

その主な内容は、南分署の管轄は、大垣市の名神以南と輪之内町であり、管内人口比率は、本町が約7割、出動件数もおおむね7割と、本町の占める割合は大きいですが、設置場所は消防力の整備指針に市街地に置くものとされており、人口総数や災害件数ではなく、人口密度の高い区域に建てるのが効果的であり、救急に関しても救急車が早く到着することも重要であるが、到着するまでの適切な応急処置が救命の分かれ道である。出張所や救急のみの設置においては人的確保や負担金の増など難しく、組合消防であることを鑑みると、近隣の自治体とのバランスが重要である。また、福東大橋の渋滞による影響は、一日のうちの数時間であり、全体の出動時間が遅くなることは考えにくく、結果的に影響は限定的であり、管轄区域の変更の予定はないなどの本町の要望にとりましては大変厳しい状況となっております。4月に管理者である大垣市長が勇退されることから、選挙後、改めて継続審議を申し入れていくとのことですが、大きな期待はできないのではと思われま。

今後の消防署誘致における戦略、展開について町長の御見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からは消防行政について2点の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、1点目の消防団運営についてお答えをいたします。

議員が言及されているとおり、国（消防庁）では、団員確保のため従事分配当を増額することなどが提言をされ、御質問にもありましたように、現に各務原市では出動手当の大幅な増額がなされております。

一方で、昨今の団員の減少傾向というのは対価の安い高いの問題ではなく、本業や勤

務への支障、消防団活動の時間的拘束の負担が大きい、そのような御指摘もございます。それについては私も意見を異にするものではございません。

この課題に対応すべく、今年度、諮問会議を立ち上げ、関係団体の方々に御参画をいただき、様々な意見について協議を進めてまいりました。

そして、課題解決に向けて一定の結論を得たことを踏まえて、今般、消防団条例の一部改正を議会に上程をさせていただき運びとなったところであります。

そこで、議員御提案の防災・消防に特化した町職員、すなわち常備消防団員を採用、養成し、活動拠点を現在計画中の大吉新田地内の防災拠点にする、そして地域選出の基本団員の数を50人から60人程度にしたらどうかと、そんな御提案がございました。

また、御懸念されております団員の町内勤務者、これは約20%にとどまっているのが現状であります。これは昼間の町内在住者の数で、有事の際にこれをカバーするため、今回、輪之内町役場職員16名を、昼間の消防力の手薄の時間帯での機能別消防団員であることを御理解いただけたらと思っております。

先ほどの議員の御提案の中では、地域選出の団員を仮に60人と設定した場合に、今回の計画からさらに25人減らすことになる。常備の消防団員として新たに役場職員を採用するとなると、少なくとも十数名が必要になってくるだろうと思っております。

また、それなりの施設、資機材、車両、そういったものも要りますので、財政面から見ましても、そのような消防体制の整備というのはなかなか現実には難しいと言わざるを得ないと、そんなふうに思っております。

次に、2点目の消防署誘致についてお答えします。

御案内のように、当町の常備消防は、大垣消防組合に属しております。この一部事務組合の広域消防業務においては、皆さん御案内のとおりでありますけど、今まででもそのスケールメリットを生かして消防機動力の高度化、資機材の充実に向けて努めてきております。そして、一定の成果を得ておることも事実であろうと思っております。

さて、先ほどの御質問の中では、先般の2月の議員全員協議会の場で南分署の誘致活動の状況について、その経過を説明させていただきました。内容は、先ほど議員が言及されたとおりでございます。

大垣消防組合の管理者としては、管内の署所のバランス、消防力の整備指針による人口等密集度を勘案すれば、現在の場所、もしくは近隣が最適地であるという見解を維持して現在に至っております。

一方、当町としては、南分署管内における今までの火災や救急件数の比率、効率性等から、当町に署所を設置することは選択肢とはなり得ると、そんな思いがあつて組合管理者側との協議を進めてまいりました。残念ながら、見解の擦れ違いと申しますか、なかなかその部分についての合意が得られない状況のまま現在に至っております。これは私どものほうは、やっぱり現実から見て署所の設置も選択肢の一つだろうという思いと、

やっぱり何でもそうなんですけど、今あるものがなくなるということについて、今あるところの御理解というのはなかなか難しいのかなと、そこが管理者が慎重になる原因の一つだろうとは思っております。

当町としては、今回の南分署の建て替え計画が持ち上がった、この機会に強く要望しないと、また十数年後しか、またその機会が訪れないのではないかと、そんな思いから要望、協議を重ねてまいりました。

ところで、別の視点からしますと、20年前の輪之内町の姿と現在の姿では企業誘致活動も進んで、土地利用の形態も大きく変わってきております。一たび大きな工場火災等が発生すれば、その対応も大変だ、対応も変化せざるを得ないというふうになっているのも事実だろうと思います。つい先日でも町内進出企業の火災があったところでありますが、その消火に当たっては、大垣消防組合の各署所の高度資機材が全部集まるぐらいの火災ということで、組合挙げて対応したという経過もございます。そういう意味でいいますと、消防資機材の高度化というのは必要不可欠であります。町単独での消防力の維持というものは非常に困難だということは考え方の前提として置かざるを得ないなど、そんなふうに思っています。

いろいろございますけれども、消防署所の再配置について、当町の希望どおりに合意を得るといのはかなり難しい状況であることは事実であります。しかし、諦めることなく、今後とも、先ほど来申し上げております当町の思い、それから土地利用の変化の状況というものを大垣消防組合の関係者の方々に継続して説明をしていく、その中で広域消防体制の在り方としてお互いが納得できる解を導き出すしかないのかなと、そんなふうに思っております。

いろんな経過のある問題でございますのでいろんな思いがありますが、私どももこれからどんな形で、どこでどう解を導き出して決着をつけていくのか、難しい解でありますけれども、真っ正面から取り組んでまいりたいと、そんなふうに考えます。以上です。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

御答弁いただきました。

端的に言いますと、常備消防職員、町の単独事業等、財政的に難しいということだろうと思いますが、財政的に難しいことは重々承知はいたしております。

その中で、防災拠点ということを私は上げましたが、やはり防災拠点の上物についてはこれからの検討になっておりますので、こういった消防機能を、そうしたものを置くということも一つの案ではないかというふうに思っています。いずれ何かを建てなければなりませんので、そういった費用の面も考えると有効利用できるのではないかという

ふうに思います。

それから、冒頭の中で、成り手不足に対して対価は大した大きな問題ではないというふうに申しあげましたけれども、消防団員にとりましては活動の士気にも関わってきますから、不公平感のないように、もちろん他市町の動向も注視しながら、消防庁の標準にできるだけ合わせていくということも今後必要になってくるだろうというふうに思います。

それから、ちょっとお聞きしたんですが、今回の団員確保について、何か任期1年でもいいよと、とにかく入ってよというようなことがあったというようなことをお聞きしましたが、それこそ数さえ合わせればいい、1年やって、その人が本当に機能するのか。それこそ、さっきも言いましたが、組織のための組織、人数合わせのためのことになってしまいかねませんので、そこら辺のところも安易に、確保しなければいかんということで、1年でもいいよなんてことは避けていただきたいというふうに思っています。

それから、消防署誘致については、今までも十分にこちらの思いを伝えながら尽力いただいておりますのでとやかくは言いませんが、恐らく2年後には建設するという事ですので、もう本当に最後の期待だろうと思いますので、できるだけいい進展になるように期待はしておりますが、結果次第においては、さっきの消防団の運営等、町として大きな決断も必要になってくるんではというふうに思っています。

以上、再質問ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

ありがとうございました。

幾つか再質問をいただきましたが、まず防災拠点の活用についてでございますが、これは令和3年度の予算でもありますとおり、施設整備計画について今後の検討に委ねられている部分が多いわけですが、当然どこにニーズがあるのかと考えながら施設整備をしてまいりますので、そういった中でお話がありました部分も検討課題になるのかなと、そんなふうに思っています。

それから、不公平感のない報酬、これが第一義じゃないなと言いながら、二義的、三義的に考えれば、これも一つの重要な要素であることも事実でありますので、なるべく出るときに一つのインセンティブになるような方法を考えていくというのは当然あり得るべきことだろうと思っております。当町としてあるべき姿を考えてまいりたいと、そんなふうに思っております。

それから、最後、非常に現実、具体的な話として人数合わせ云々という話が出てまいりました。具体の事例として私が承知しているわけではありませんので、何とも個別の問題としては回答いたしかねますけれども、ただ言えることは、例えば今回のコロナの

段階でも、当該年度の新入団員というのはほとんど訓練というか、現実の場での経験が積めていない状況で、これからの消火活動に、やっぱり不安というか、もう少し何とかしなきゃという思いも消防団の中でもあると思っていますので、入るときもそうですし、入ってからもそうなんですけれども、人数合わせの団員にならないようにしていくのが消防団を所管している我々の役割でもあると、そんなふうに思っていますので、難しい問題でありますけれども、そこにどう使命感を持たせていくかということに尽きるのかなと思っています。

それから、最後、分署の話についてでありますけれども、先ほど申しましたように、動かせば動かしたほうに、やっぱり過不足が出てきてしまうということで、団員といえますか、消防署の職員の数を何チーム分か増やさないとにはなかなか対応は難しい部分もありますけれども、ただ、私どもも一部事務組合の構成員でもありますので、そこはしっかりとすることは言うというスタイルは徹底してまいりたいと、そんなふうに思っております。よろしくお願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

ありがとうございます。

いずれにしても、昨今、特に大きな災害があった後、自助というのが本当に前面に出てきておるといふか、その自助の重要性、必要性というのが問われていますけれども、国レベルで言えば、町の防災対策というのは自助になるんですね。我々の町をどうやって守っていくかということですから、大きく言えば、町の政策は自助であるといふふうに私は思っていますので、これからもいろんな難しい面、特に金銭的な面が非常に大きいと思いますが、このことを頭に絶えず置いて、今後とも防災力強化に御尽力いただきますようお願いを申し上げまして、質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

引き続き質問させていただきます。

まず最初に、コロナ禍でできること、絆。

3月に入り、すっかり春の陽気、私の家にあるカワヅザクラも早くも満開となり、目を楽しませてくれます。

さて、2011年3月11日、東日本大震災から早くも10年がたち、その後、熊本の大地震と、数年の間に大規模な災害が発生しています。当地においても東南海大地震が想定され、災害の備えをしなくてはなりません。「自助」「共助」「公助」、災害時において

助け合うことが特に大切だと思います。

消防団の組織も再編され、地域の防災計画も区長、防災士を中心に、自分の地域は自分たちで守るという強い信念の下、進められています。

災害になったとき、いつも言われるのが「絆」、今と昔、隣同士の声の掛け合い、助け合い、お世話になるのはいいが、世話をするのはしたくない。田舎のよいところが少なくなり、都市型になってきたのではと思います。悪く言えば、見て見ぬふり、自分には関係ないんだと、どんどん絆が失われていくような気がします。

コロナ禍により集まる機会は皆無、総会等も書面表決等、町の行事も中止等、大きな影響を受けています。

駄目駄目駄目から、どうしたら行事が開催できるのか、方法はないのか。多くの参加が認められないのなら、ビデオ（動画）に撮って12チャンネルで放映したり、希望者にはお分けしたりをして、みんなで喜びを分かち合い、今の困難なときを乗り越え、絆を深めることが必要だと思います。町長のお考えをお聞かせください。

次に、葬祭について。

前の質問にも関連しますが、最近の葬儀は、コロナ禍の影響も大いにあって家族葬が大半を占めています。隣家（組付き合い）も希薄になり、事後報告があったり、以前は県会議員、町長の出席、弔電もあり、故人に感謝の意を表したのですが、今は全くない。出席は、この時節なので御遠慮しますの意味と思うが、弔電の一本も打てないのか。

マル秘扱いは、秘密で葬儀を行うことと考えているのか。

先日、住民課で死亡届の書類を見せていただきましたが、内容は簡単で、少し残念に思いました。弔電の有無、県議をはじめ町長、町議会議員参列の有無、新聞、町報記載の有無等、チェック欄があってもよいと思います。お互いを気遣いながら絆ができるのではないかと、町長のお考えをお聞かせください。

次に、環境対策について。

私たちが生活をしていく中で不用になった粗大ごみ、衣類の不用なもの、食品類から出るごみ等、多くのごみ処理に多大な費用が必要です。

「捨てればごみ、生かせば資源」とずうっと前から言われて、ごみ減量に努力がなされてきました。

リサイクル、リユースを考えたとき、当町のエコドームに集まってくる不用となったものの中に再利用できるものはないでしょうか。以前から何度となく提案をさせていただいておりましたが、一向に進められた様子がない。

エコドームも新しくされ、この機会に何かの新しいリサイクル、リユースが進められるのか、注視してきましたが、ない、従前のとおりであった。

町長も初日の方針の中でリサイクル事業の推進を表明されておりましたが、どのようなお考えになっているのか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

田中議員からは3点ほど御質問をいただきました。順次お答えをします。

まず、1点目のコロナ禍でできること、絆についてであります。

コロナ禍において各種行事が中止となる中、どうしたら行事を開催できるのか、安易にコロナ禍だから中止という結論を導き出すのではなく、制限を余儀なくされる中でも創意工夫をして、その記録を映像化し、12チャンネルの放映等につなげ、町民の皆さんと喜びを分かち合える方策はないのかという御趣旨の御質問と理解をいたしました。

元来、各種行事やイベントの開催意義というのは、目的を一つにして、人が集い、絆を深めることで地域の活力を育むと、そんなふう考えております。

おっしゃられるまでもなく、私自身、ここ一年、そうした地域活力の醸成の場を失ったことは非常に残念でなりません。

この何もしない状況が常態化してしまう、普通状態になってしまって、各種の行事やイベントの目的や開催意義自体が何となく希薄になってくる。やらなくても生活に影響がないとの考え方に傾斜する、その結果が規模縮小、もしくは極端な場合、自然消滅してしまうと、それは最も恐れるべき事態だと、そんなふうに思っています。

いま一度、このコロナ禍をきっかけに、人と人のつながりというのをじっくり考えなきゃならない時期だと考えております。町の幹部職員にもそのことはつとに伝えて、何らかの対応をしてほしいという思いを伝えているところがあります。

コロナという未知のウイルス対策ですので、なかなか難しい部分はありますけれども、幹部職員も含めて何でもやめりゃあいいというふうに思っているわけではないと私は信じています。

いろんなことがございますけれども、各種行事の開催に当たっては、開催出席者、参加者の理解を得た上で、密集・密閉・密接のいわゆる3密というものを避けながら、基本的なマスクの着用、手や指の消毒などの徹底した上で実施できるものは実施したいと思っております。そういう意味でも、再度申し上げますけれども、やっぱり基本の徹底が大原則でございますので、それを抜きにして考えるべきではないと思っております。

ちなみに、現在までに1月10日に開催した成人式、いろいろ葛藤はございましたが、来賓や御家族の来場において人数の制限をしながら、当町としては開催をいたしました。

また、2月22日に開催した「丸毛戦記出陣式」、これは本来は全国から人を集めているいろいろ売り出したかったわけでありましてけれども、観客自体は無観客で行いました。その際、これは後でいろんな形で発信をしておりますけれども、そこでの収録の際には、スタッフや出演者というのは事前にPCRの検査を行い、感染していないことを確認した上で、先ほど申しました感染予防の基本を徹底しつつ、当日、臨んだところでござい

ます。

その様子については動画撮影を行っていますので、近日、輪之内スマイルチャンネルで放送ができると思っております。

また、3月5日の中学校の卒業式、来る3月24日に開催予定のこども園の卒園式、翌25日開催予定の小学校の卒業式については、式典の様様を順次12チャンネルで放映をすることとしております。

また、式典の後に担任の先生との学級活動が行われるのが通例になっておりますけれども、教室における3密回避のため、保護者の入室は御遠慮いただくというスタイルで実施しようと思っております。

これについては、いろんな思いを持っておられる保護者への配慮としてライブ中継を行うこととし、学級活動の様子を体育館で視聴していただくという形を取りたいと思っております。

いろいろ工夫しながら今後の行事の開催の在り方について検討し、また関係者が納得を得られるようにしてまいりたいと思っております。そして、一番伝達手段として代替え可能な動画等の配信については、できるだけ多くの機会を持ちたいと、そんなふうに考えております。

続きまして、2点目の葬祭についてでございます。

時代とともに葬儀に対する考え方も変わり、形式にとらわれない心の籠もったお別れ式を行いたいと、近親者のみで静かに故人をしのびたい等々、御家族の思いも実は様々でございます。ここ数年は、御質問にもございましたとおり、近親者のみで行う家族葬が増えてきておることは事実であります。

また、昨年から新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、施設側としてもできるだけ密集・密閉・密接の3密を避けて、参列者をできるだけ最小限に抑えていただくというお願いもされております。

御家族の御意向によってお知らせすることなく葬儀が終わり、後日、故人に対する哀悼の意を表し、最期のお別れをしたかったとお気持ちを持たれる方も多くおられるかと思っております。であります、やっぱり町としては御家族のお気持ちというのを第一義に尊重して対応させていただきたいと、そんなふうに思っております。

また、御質問の中で、死亡届の受付書類が簡単過ぎるのではというような質問がございました。現在の状況をお話ししますと、新聞掲載並びに町報掲載の承諾の可否、町長、町議会議員、県議会議員、国会議員への通知承諾の可否については確認をさせていただいております。ただ、いずれも辞退される方が多いというのが現状でございます。

ただ、辞退される方も含めて全員の方に葬儀等に関して電話での問合せに答えていいかということもお聞きしながら、御遺族の意向の範疇で私どももできるだけ対応をさせていただいております。

議員御指摘のありました弔電についての個別確認は、現在しておりませんので、今後においては、御家族のお気持ち、御意向に沿って、哀悼の意と故人への感謝の意を含めて町として対応をまいります。

最後に、環境対策についてお答えをします。

平成14年に開館したエコドームは、資源持込み分別ステーションとして、町民の方にとってなくてはならない施設として定着し、多くの方に利用いただいております。現在では、累計約6万3,000の方が利用され、循環型社会の形成に向けた3R、Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）の共通認識が根づいてきていると強く感じております。テントの貼り替え工事中も一日も早い開館を望む声が多く聞かれ、改めてエコドームの存在の大きさを感じたところでもあります。

エコドームに持ち込まれる資源ごみの量としては、ほぼ横ばいで推移、粗大ごみについては年々増加傾向にあります。主なものの年間排出量を申し上げますと、粗大ごみは前年度65.2トン、今年度2月末で67.6トンと増加、古着類は前年度35.7トン、今年度2月末で37.1トンと増加しております。これは、コロナ禍の影響で在宅時間が増えて、ふだんできない身の整理等をされたことが原因と聞いております。その他紙類は230トン前後、空き缶は22トン前後、瓶は50トン前後、ペットボトルは30トン前後で推移しております。資源ごみ全体としては450トン前後の回収がなされ、リサイクル原料として有効に活用されております。

先ほどの質問の中にございました、不用となったものの中に再利用できるものはないのかという御発言でございます。物事の評価というのは多面的な要素がありまして、不用と思う方、必要と思う方、そういった物の価値について判断は分かれるかもしれません。しかし、作る責任、使う責任、捨てる責任、このものについては環境保護の視点からすれば共通の認識を持って行動しなければならない、それは明らかであると。

現在、エコドームの管理運営は、NPO法人ピープルズコミュニティに委託しております。過去にリサイクルの一環として、持ち込まれた新品同様の服や本、新品で出された贈答品等、使用可能なものを展示し、有効活用してもらおう取組を行ったことがありますけれども、残念ながら現在は実施しておりません。

当時、中止した理由をちょっと探ってみたんですけれども、管理が十分にできないこと、小型家電の収集を始めスペースが手狭になったこと、何よりも利用者の減少等の要因があったように聞いております。

今の時代は、ネット上の売買でありますとか、リサイクルショップが普及しております。そういう意味でエコドームでの利用者というのが非常に少ないと推察しておりますが、この取組については、リサイクル活動の一環として有効な方法の一つでありますので、物の管理、場所、人的配置等、委託しておりますNPOの体制や運営上の問題を解決した上で、新たな展開として検討してまいりたいと思います。

また、リサイクルという意味では、軽トラ朝市の場で開催している子供服やおもちゃなどのフリーマーケット「おさがりマーケット」のPRも行ってまいりたいと思っております。

来年度からはこれまでの活動に加えて、海洋汚染につながるプラスチックごみの削減のための活動、アスベストと現代的な課題になっている珪藻土のマット、こういったものの回収等々、時代に即した環境問題に取り組んでまいりたいと思っております。

また、NPOの活動の中で、今起きている環境問題をまず知ってもらい、今、自分たちに何ができるのかを考えてもらう機会として「わのうち環境塾」を開催し、環境保全活動を担う人材育成を図っていく予定でございます。

一人でも多くの住民の方に環境問題に関心を持っていただき、ごみの分別を日常的にできる環境に配慮した行動、これを皆さんとともに取り組んでまいりたいと思っております。

今までも手がけて中止になったもの、手がけることが体制の問題としてできなかったもの、なかなか施策の展開も、願ったことが10割ヒットにつながる、なかなか難しい課題です。できることから取り組んでまいりたいと思っておりますが、そこはやっぱり皆さんのというか、我々も含めてそうなのでありますけれども、意識をどのように伝えていくか。正直申しまして、私も今の状況が全てそれで十分と思っているわけではありません。いろんな制約の中で、できること、できないこと、困難なこと、そういうものを考えながら取り組んでまいります。

御質問の趣旨もちゃんと受け止めながら、今後、いろんな形で答えをお示しできたらいいかと、そんなふうに思っております。以上であります。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

前向きな答弁をいただきましたが、その中で少しまた再質問ということでさせていただきます。

最初から、まず阪神・淡路大震災から今までに、最近では5つの大きな地震等がありました。まず、一番古いのは、今言いました阪神・淡路大震災、これは平成7年、全壊した戸数が10万4,906、半壊、一部破損を含めると63万9,786戸。その次に平成19年の新潟県中越沖地震、これは倒壊が1,331戸、全半壊を含めると4万4,674戸。特に多かったのが東日本大震災、これは平成23年、全壊戸数が12万1,996、半壊、一部破損を含めると全部で115万3,398戸。その次に熊本地震、これは平成28年です、倒壊戸数が8,667、今言いました全半壊を含めると24万5,886戸。最近ですと北海道の東部の地震ですが、これは平成30年、倒壊が469、全半壊を含めると1万5,618戸ということで、

これは全労災の資料でございますが、こいつを合わせますと、大体倒壊戸数が13万2,463、全半壊を含めますと全部で205万9,362という本当に大きな災害が、このところ本当に記憶にあるだけでもあるわけです。

そんな中で、先ほど来、最初の質問でありましたように、何かあるとボランティアが頼りで、災害に駆けつけていただく方が頼りということで、本当に自分たちでやらないかんこと、要するに絆を中心にした隣同士のお付き合いが本当に薄くなってきているのではないかなと思います。

そんな中で、例えばさつき町長もおっしゃいましたが、いろんな行事を取ってみても、駄目駄目駄目、もうやりませんよという中で多くの行事が本当に開けなく、規模も縮小、本当に大変な時期になりましたが、そんな中で有効な手だてとして、先ほど来から言っております12チャンネル、これは多くのところに配信されておりますが、こども園や小・中学校の様子や成人式、消防団等がありますが、令和2年の出来事として編集をし、希望者に有料で受け付けてはいかがなものかと私は思っております。事業の財源確保にもなりますし、内容ももっと充実して、配信本数も増え、みんなが後々まで楽しみ、記念にもなり、一石二鳥と思うが、どうでしょうか。これは町長さんと、学校関係もありますので教育長にも短いコメントをいただきたいと思っております。

今、町長さんからも卒園、卒業式はライブでもやったらどうかという本当に前向きなお考えもお聞きしました。それもよい方向であると、非常に結構なことだと思います。動画の本数を増やすということにおきましても、後々に記録にとどめるのも、今のコロナだったからこんなこともあったな、これを機会にこんなふうになったなあと、これがいい方向に皆さんの中に意識づけができると非常にいいのではないかというふうに思います。

それから、エコドームの関係のことですが、先日、3月9日の委員会の始まる前に、朝、エコドームをちょっと見させていただきました。以前あったリユースコーナーが撤去してありました。聞くと、テントの貼り替えのときに撤去したということでありました。何でかというようなこと、話をしておりましたら、利用者が少ない等言われましたが、そのときにたまたまピープルズコミュニティの浅野かつ代さんという、代表の方だと思っておりますが、リユースについてお話をしました。一度研修、視察させてほしい、非常に前向きでありました。

以前は当町へ視察が多くありましたが、現在はリサイクルをしているだけの町になり、20年前とあまり進んでいない、分別のみである。なぜ進めないのかなあということ、町長から先ほど答弁もありましたが、重ねてこの分について、ごみの取組は全てヒットではないけれども、これは当然の凡打、分別収集をやっているのは凡打ですよ、当たり前ですわ。これは皆の意識でありますので、そこら辺のもう少しお考えをお聞かせいただけたらいいかなと思います。

それから、葬儀の関係ですが、これは時代の変化、家族の思いも変わった。これは、コロナという一つの大きな難題に直面してから、急にそういう方向に向かったと。これがよかったのか悪かったのか、それは個々の判断の分かれるところだと思いますが、やはり新聞や町報やいろんなこと、それから町長、県議会議員、国会議員等についての参加の可否についても、今、町長さんから一度調べるよということもお聞きしましたが、弔電は参加するのではなくて、その家族、その故人に対して感謝の意を表す一つの短い文だということで、3密にもなりませんので。以前は、失礼ですけれども、町長さんが御出席であっても弔電が打たれておったと私は思っておるんですが、そこまで一生懸命故人に対する感謝の意を表しておみえになったのが、急にコロナという一言でそれすらやらなくなったという非常に、私も去年や今年で二、三回式に、関係がありましたのでお邪魔しましたが、そのときも一切ございません。中で、いや弔電もないなあとかいう小さいさきやきもありましたけれども、それすら慣れてしまえばそれだけのものですが、やはり敬老会と同じような考え方、今まで輪之内のために一生懸命やっていた方がお亡くなりになったのであれば、弔電一本ぐらいは、これは打ってしかるべきであろうと。私は、家族の方に聞いて弔電が駄目やという方は、お見えになるかもしれませんが、少ないのではないかなと思います。ぜひともこの辺のことはきちっとやっていただけるように、どんなような町長のお考えがあるか分かりませんが、よろしく答弁をいただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろいろな再質問、御提案をいただきました。ありがとうございます。

まず、1点目でございますが、いろんな災害、これはその時々大きく捉えられておりまして、いろんなことが言われてまいりました。特に一番何が変わったのかといえば、東北大震災以前と以後では、もっと正確に言えば東北大震災前の災害対応と東北大震災以降の災害対応では、私有財産の補填に対する考え方が全く変わってきています。まさしくそれ以前は、公がそこに手を出すべきではないという基本的な考え方から出発しておりましたけれども、東日本大震災以降においては、それは大きな変化をしておると、そういう状況の中で災害対応をどうするのかということでございます。そういう意味においては、災害列島日本としては、そんな単純に割り切って、あれは自分たちでやれよ、これはこっちでやるよという、そんな単純なもんじゃないということがようやくまないたの上で議論されるようになってきておりますので、将来の災害への、災害復旧もしくは改良復旧の在り方と災害防止というものを多面的に検討していく必要はあるんだろうと、そんなふうに思っております。

ボランティアが非常によく言われるようになったのは阪神・淡路大震災で、東北大震

災のときにはかなり本格化してきました、全国各地からボランティアが参集した経過がございます。私どものほうからも遠路お出かけになった方もいらっしゃることは御案内のとおりであります。

そういう意味では、人と人の絆が大事だということは私も感じておりますし、その点では全く意見を異にするものではないということだけ申し上げておきます。

そこで、一つ御提案のあった、12チャンネルを活用しながらいろんな行事、もしくは行政課題についてPRをしていくと、それがやっぱり住民のニーズにつながるものであれば一番うれしいなということで、一つ、先ほど年度別のいろんなイベント、もしくはできた出来事の編集をしてはどうかというお話がございました。これについて、非常にお聞きしていて、なかなかいい提案だなあと私自身も思っておりますので、どのような形で実現できるのか、ちょっと関係のほうに指示をしながら、何とかやれたらいいなと私も思っております。

それから、葬儀の変化の中、先ほども申しましたように、家族葬、もしくは小規模な、いわゆる本当に故人をしのべる範囲の方が集まって儀礼的ではない葬儀を行うというのが、だんだん本当に通例になりつつあります。そこに部外者といっちはなんですけれども、要するに今までの葬儀として参集していた、もっと多くの広い範囲の方々の対応をどうするかというのを、実はその御遺族の中でも家族葬といってもいろいろな考えがあるんですよ。本当にうちだけでやるから、もうほっといてという方から、家族葬とはいっても来る者は拒まずという形でやられる方まで様々です。そういう意味で逆に言うと、きちっと聞いておかないと、私どもも対応に手ばかりができてしまうという、何で来てくれなんだ、いや家族葬で辞退と書いてあったでしょという話が、実はいやいやそういう意味じゃないんだよみたいな話になってくると、うちとしても対応に困りますので、もう少し具体的にその御遺族の意思というものを確認できる方法を、もっとより具体的にする必要があると思っています。今まで辞退の可否とか、新聞掲載の可否とか、いろんな形で個別の問題をお聞きしておりましたけれども、もう少し具体的に聞いてまいりたいと思っています。

町民の方々への弔意を表すということについては、私ども全然方向性を異にしているわけではありませぬので、そういう流れの中で公としての弔意をどのように表していくか、そういう意味合いで考えさせていただきたいと思っています。

それから、エコドームの関係です。今回、エコドームは、テントの貼り替えということに終始したとおっしゃられればそのとおりなんですけれども、ここの中で特に3Rの中のリユースという意味では、エコドームでやるということについて、先ほど固有名詞を出されているいろいろおっしゃいましたけど、ちょっとそういう固有名詞の話は置いておいて、そういう考えをお持ちの方もいるということだろうと思っています。過去において中止した原因が、今、解決できないのかどうかということは、いま一度検証したいと

思っております。

それから、エコドームへ持ち込まれる以前の問題として、逆にエコドームで分別するということも考えられますけれども、言ってみれば逆に、使えるものはエコドームへ持ち込むんじゃなくて、もっと別の方法を所有者自身がお考えになっていただいても、それは必要なことかなあと思います。

問題をいたずらに大きく広げて、手広げに広げて焦点がぼけるようなことは言いたくありませんのでこれ以上申しませんけれども、いずれにしても、その資源の有効利用ということは、今、地球全体の環境を考えるという意味においても避けて通れない状況でありますので、いま一度今までの考え方を整理しながら、できるものはできる、できないものはなぜできないのかということをはっきりさせてまいりたいと、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

田中議員さんの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この2年度の学校の教育活動ですが、本当に中止とか、そういうことが多くなりました。これ以降、またコロナが徐々に終息していくと、今考えておりますけれども、できるだけ元の学校の教育活動に戻したいと思っております。

現在、大切にしておりますことは、学校の様子を家庭や地域にいろいろと情報提供して、知っていただくということを大事にしております。特にその中でも、インターネットを使ったホームページ等に学校の様子を現在も載せておりますし、2つ目としましては、学校だよりとか学年だよりを出しておりますし、これ辺りで学校の様子を知っていただくということと。それから、今、先ほどもちょっとインターネットと言いましたけれども、オンラインを使いまして、特にZ o o mというソフトを使って子供たちが活動している様子を、またいろいろ企画したものを定期的に流しております。それからもう一つは、町の12チャンネル、これも活用させていただきまして、卒業式等の様子を放送していただいております。

そんなことで、地域にいろんな情報を流していくと、知っていただくということを大事にして今後進めていきたいと思っております。以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

積極的な御答弁をいただいておりますけれども、最後に、この春3月をもって退任されます会計管理者兼税務課長さんにも、この長い職員生活を振り返って、いろんなこと

があったかと思うんですが、このごみ問題、絆問題、これに今日の私の質問は集中しておりますので、それについての、今後、こんなようなことはどうやろうなということが、もしもお考えがありましたら、ちょっと言っていただけませんかね。

それから1つ、今、絆対策については町長と大体考え方がよく似ているので安心しましたが、1つだけ少し不満があります。これはエコドームの関係ですね。この関係については、もう嫌になるぐらい言っておるつもりです。で、リユースがなぜできなかったか検証しようと、検証するというよりも、やらなかったことの検証をしてほしい、何でやらのやと。面倒くさかったのか、人がおらなかったのか、場所がなかったのか。でも、少なくともやろうとした形跡は今までにありました。私も一、二回お邪魔して、リユース商品を買いました。その中で、町長がいいことをおっしゃっておるんですが、使えるものは自分で違う方法でやったらどうやと。これは今の時代に合ったことで、うちの子供たちもよく不用品とか、安いものをいろんなネットで調べながら楽しそうにやっておりますけれども、あくまでもこれは一定の、少なくとも1,000円クラス以上のものについて、もっと安くていいものないかしらと思って暇に任せてやっておるということは見えておりますけれども、50円、100円、200円、300円とか、そういった、おまけにリユースでいいものであっても、買えば1,000円や2,000円で買えないものが100円、200円で手短な、例えば輪之内のそういうリサイクル、リユースコーナーで、例えば小さなプレハブでもいいんですが、そういうところできちっと整理され、清潔な様子の中でリユース販売がされておれば、これは本当に持ってくる人もその中で、もう要らないものを持ってくる。持ってくるものについてはその方の、今町長がおっしゃった価値の問題でありますので、50円でよけりゃあ50円、100円なら100円、それはその人が見いだした価値ですので、まだこんなものならみんな使ってくれるんじゃないかなあ、喜んでくれるんじゃないかなあというものであれば、それは誰もネット販売を推奨するような言葉じゃなくて、行政の中で地域の皆さんに、子育て支援とか、いろんな生活支援の中の一つのページとして取組はやっていただいたほうが、もっとリサイクル、リユース、何かあと1つおっしゃったもの、私、聞き損ないましたけれども、3つのそういうことについて、もっともっとみんなの思い、知識がそこに凝縮され、輪之内町には産業廃棄物処理業者もたくさんお見えになっておりますが、その中の産業廃棄物といえは何か本当に臭いものに感じますけれども、それも全てリサイクルするのも、リユースするのも、原料へ戻すという意味ですが、そういう輪之内のイメージがそっちのイメージじゃなくて、やっぱり町民みんながそうやってそういうものに取り組んでおるとい、きれいな明るいほうのイメージに少しずつシフトしないと、輪之内はそういう業者が多いねえとかという、何か汚い感じが、ちょっとその部分だけを見ると受け取る若い人もお見えになるんじゃないかなあということで、全てを含んで町がやると、町民こぞってやるというところに私は大きな意味があるということで、これずうっと、本当にずうっとずうっと何回

も何回もくどくど言うておるんですが、一向にこれに対する解決策というか、解決はやってみることから始まるということが、全くやってみないことになってしまっているのが非常に残念であります。

私が町会議員にならせてもらって、もう20年ぐらい前に日進市へ見に行ったことを時々言いますけれども、そこではきれいに、ほこりが入らない。別の施設の中で分別されたいろんなものが所狭しと、かなりのスペースで置いてありまして、おうすごいなあというのを見た、その記憶だけが残っておりますので、その後どうなったか分かりませんよ、分かりませんが、そんなようなところで輪之内町もリユースに少し力を入れていただくわけにはいかんかと。何遍でもくどいようですが、もう一回、町長、ちょっとでいいのでお答えいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

熱い思いが伝わってきて、私も同感な部分がありますので、でもでもできないこととのギャップをどうするかという、今、悩みながら、どう言ったらいいものかと思っておりますが、聖域なき検討と、検討は一部にとどまるとは思っておりません。

それと、大きな意味で言えば、この3R、リユース・リデュース・リサイクル、こういったものは地球環境の維持にも必要だと思っておりますので、これらも含めて検証の対象にしていきたいということでございます。これは全地球的な課題であります。問題の提起の仕方がリユースというところから出発しておりまして、なかなかその部分でできないという議論になってしまっていますけれども、問題は、それも含めた全体的な循環社会の在り方ということだろうと思っております。問題を避けるつもりも全くありませんけれども、ただ現段階の評価として、できるものとできないものは当然あるということだけは御理解いただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（小寺 強君）

会計管理者 田中久晴君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田中久晴君）

絆の問題とか、それからごみ問題ということで私のというお話ですが、その重要性については、今、田中議員さんがお話しになったとおりでございますので、私から申し述べることはございません。

絆という言葉は、今でこそ人と人とのつながりということでもいいイメージで聞こえていますけれども、もともとは牛を木につるすひものことを言っていると聞いたことがあります。要するに、そういうものが今は絆という、いいふうに変わっていています。

ごみ問題についても、以前まではコンビニで袋をもらうのも当たり前でしたけど、今、

それをもたらすこと自体が変だなあというふうに思いますし、コロナの影響で、今、ちょっとマスクを私は外してしまいましたが、最後ですのでマスクを外しましたけれども、このマスクをかけるというのも1年前では誰も当たり前だと思っていませんでしたが、今は本当に当たり前になっている、時代はどんどん変わるんだなあということを思います。

我々町の職員もそういう時代、今までも町長のお話、答弁の中でもありましたが、時代の流れに対応した、我々町の職員もその仕事の中で進めていくであつても昔のいいところは残していく、そういうことに心がけながら、今たくさん課長がおりますが、以下、今後も町政のために進んでいってくれるんだろうということを思います。

答弁になっておりませんが、申し訳ありませんが、これをお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集ください。

本日は大変御苦勞さまでした。

(午前11時54分 散会)

令和3年3月4日開会 第1回定例輪之内町議会

第3号会議録 第14日目

令和3年3月17日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）

議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）

議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算

議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算

議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算

議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和3年第1回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（1名）

5番 浅野 進

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木野 隆之	教 育 長	箕浦 靖男
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中 久晴
調 整 監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島 良重	教 育 課 長	野村 みどり
福 祉 課 長	伊藤 早苗	土地改良課長	田内 満昭
経営戦略課長	菱田 靖雄	建 設 課 長	大橋 勝弘
産 業 課 長	松井 和明		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島 広美	議会事務局	西脇 愛美
--------	-------	-------	-------

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

ただいまから令和3年第1回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は8名です。議員定足数に達していますので、令和3年第1回定例輪之内町議会第14日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第3号、議第7号から議第8号まで、議第12号から議第14号まで及び議第18号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第3号から議第6号まで、議第8号から議第11号まで及び議第15号についての審査報告がありました。

○議長（小寺 強君）

日程第2、議第3号から議第15号まで及び議第18号を一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経緯並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 林日出雄君。

○総務産業建設常任委員長（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和3年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査を付託されました案件について、3月10日、11日の2日間、ともに午前9時30分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）について、当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、研修負担金等は誰を対象とした研修か、また研修先はどこ

かに対し、減額した研修の内容は、職員を対象とした海外研修分が主なもので、全国の市町村職員の希望者が参加する研修である。また、研修先はヨーロッパやアメリカであるとのことでした。

町有地の払下げ単価は決まっているのかに対し、評価額は土地の近傍類似価格を使用し、名古屋国税局の相続税倍率を使用しており、今年度の払下げ実績の単価は平方メートル当たり、南波は1万4,557円、福束は1万4,886円であるとのことでした。

行政バスの委託の単価は幾らかに対し、5時間未満は1万5,000円で、5時間を超える場合は、1時間当たり3,000円加算されるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、特別定額給付金補助金などの国庫補助金は、県を經由して国から町への支払いか、国から直接町へ支払いのどちらか、また事業を完了し、国へ請求した後にしか支払いはされないのかに対し、国庫補助金は、国から県を經由して町へ支払われる。また、国からの支払いを受ける時期については、概算払いによる、いわゆる前払いと精算後の支払いの両方の方法があるが、特別定額給付金に関する補助金については、歳出額が大きいため、概算払いを受けているとのことでした。

町内の水防倉庫について、倉庫内の備品の状態の確認など、管理は誰が行っているのかに対し、水防倉庫の備品については、危機管理課職員のほか、水防監視員が状態を確認しているとのことでした。

また、議員から、水防倉庫内の備品について、劣化の有無の確認など総点検を定期的に行ってほしいと提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、住宅建設支援補助金の対象は何件かに対し、27件であるとのことでした。

特別交付税は何を根拠に算定し交付されるのかに対し、普通交付税の対象とならないものや、各市町村における特別な財政需要について考慮され、交付されるとのことでした。

ふるさと納税において、寄附金の収入額の目標を達成できなかった要因は何かに対し、昨年度の実績と比較して4倍以上の収入額となったが、目標値を7.6倍と高く設定し過ぎたのが要因であるとのことでした。

ふるさと納税の返礼品で人気のあるものは何かに対し、1位は飛騨牛、2位は季節の野菜、3位は御膳米であるとのことでした。

減収補填債の借入先は、国と民間のどちらかに対し、国の財政融資基金であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、差押物件鑑定評価委託料とは何かに対し、不動産を公売する際に、当該地の評価額を算出するための鑑定委託料であるとのことでした。

固定資産税の滞納繰越分の予算額を530万円増額したのはどういうことかに対し、滞納繰越額の予算計上は、収納率の実績を乗じて算出したものであり、令和2年度では、それ以上に多くの納付があったとのことでした。

延滞金の免除はあるのかに対し、法令にのっとり取り扱っているとのことでした。

前納報奨金制度がなくなって、収納率に影響が出たのかに対し、制度がなくなるのは令和3年度課税分以降であるが、昨年9月の条例改正の際に、近隣市町へ廃止後の状況を確認したところ、大きな影響はなかったと聞いているとのことでした。

催告書に応じた人の差押えはどうしているのかに対し、納税相談を行い、分納誓約を結ぶことになるが、何度もほごする方には、差押えを執行するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長より説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、預金をする際、各金融機関へ利息の交渉をしているのかに対し、その都度、各金融機関に照会し、有利なところに預金しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、諸収入の地図売払い代とは何かに対し、農地地図の販売代金であるとのことでした。

多面的機能支払い交付金のうち、施設の長寿命化に対する交付金が減額されたとの説明があったが、交付率の根拠及び減額理由は何かに対し、今年度、長寿命化の交付率は79.64%であり、国で調整されて交付率が決まった。減額理由は、国の財政事情によるところが大きいとのことでした。

多面的機能支払交付金の農地維持支払交付金と資源向上支払交付金について、使途に制限があるのかに対し、水路の泥上げ、農地等の草刈り、ジャンボタニシ駆除等、実施しなければならない活動の定めはあるが、交付金の使途については定めはない。地域の合意を得てもらうようお願いしている。各組織の考え方もあり、使途は様々であるとのことでした。

多面的支払交付金については、地元以外の区域に農地を持っている場合に、使途に関する要望をしにくい状況にある。地権者にも配慮した活動にしてもらえないかに対し、事務局に相談があれば対応し、4月以降、代表者会議等を通じて周知を行うとのことでした。

丸毛兼利啓発事業について、今後どうしていきたいのか、また特産品開発事業等、継

続していない印象があるが、どう考えているのかに対し、アニメを制作する等、丸毛兼利関連の大きな事業はほぼ終了したので、それを活用し、地元の子供たちに見てもらえる環境を整えたい。また、丸毛のみならず、東西両軍の最前線となった名残で、江戸時代に幕府の直轄地になった輪之内町で御膳粃を供出し、水害との闘いの末、宝暦治水が行われるなど、輪中をキーワードに歴史的な要素が線につながったので、徳川将軍家御膳米関連商品の物販や、PRで町外から輪之内町へ来てもらえるような取組を継続して行っていくとのことでした。

東京圏からの移住支援事業で、無料で観光案内してもらえる等をうたい文句に地方に連れてくる事業者もいると聞くが、悪用されてしまわないのかに対し、本事業は、東京23区等から移住し、岐阜県内の企業に勤めながら5年以上住まわれた方に交付するもので、条件を満たさないと返還もあり得る事業なので、御質問のような事業には当たらないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地元分担金について、地元はどのように都合しているのかに対し、一旦借り入れて支払うが、農地の集積率に応じた補助金があるため、元金は補助金で賄い、利子のみ地元が負担することになるとのことでした。

地元負担はないと聞いていたが、利息分を負担することは当初からのことか、またどの程度の負担になるのかに対し、分担金12.5%のうち、10%は無利子、2.5%が有利子となり、利率については0.25%で、1反当たり1,000円の賦課金で賄っている。以前のほ場整備では、地元分担金に係る元利を町が負担していたが、本来、地元分担金は地元が負担するものである。現在は別のソフト事業で地元分担金相当額を補填できることになった。制度として負担すべき地元分担金の借入れによって発生する利子分については、地元で負担すべきものであるとのことでした。

四郷南部地区と楡俣南部地区以降のほ場整備の予定はあるのかに対し、楡俣南部地区の後に、福東北部と福東南部の連名で要望書が出ているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、道路舗装補修の基準はあるのかに対し、小規模なものについては、地元要望や現場状況により、その都度判断している。今後とも対費用効果等を検証しながら進めていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第3号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、物件移転補償費とは何かに対し、下水道工事を進めるに当たり、支障となる各種物件の移設等に要する費用とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、衆議院議員選挙の費用は国の全額補助かに対し、原則、国の全額補助であるとのことでした。

再任用職員は何人かに対し、令和3年1月1日時点で、フルタイム再任用職員は6名、短時間勤務再任用職員は3名とのことでした。

再任用の更新方法はどのような流れかに対し、毎年更新のため、更新希望調査を実施し、所属長の意見や健康面等の聞き取りを行い、更新しているとのことでした。

男女共同参画の委員は決まっているのかに対し、これから選定を行う予定であり、委員に女性を加えていきたいとのことでした。

行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し支援業務の内容は何かに対し、押印の省略等は、デジタルトランスフォーメーション計画とも大きく関連しており、国では、令和4年度をめどに法整備を進めているため、町としても国の改正に後れを取ることのないよう、令和3年度から洗い出し等、順次進めていくとのことでした。

ラジオ放送でのPRはなくなったのかに対し、昨年度からラジオ放送でのPRは行っていないが、広報戦略は重要であるとの認識を持っており、今年度リニューアルを行った町のホームページの運用方法等を今後検討していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、防犯カメラの設置補助金の対象となるための条件はあるのかに対し、今後定める防犯カメラの設置に関するガイドラインを遵守することが条件となるとのことでした。

防犯カメラを設置する町内10か所はどこかに対し、今後、大垣警察署生活安全課と連携を密にし、効果的な設置場所を選定していくとのことでした。

防犯カメラの設置台数は今後増やしていくのかに対し、財源等を精査し対応を決めて

いくこととなる。設置したカメラも効果が十分得られたと判断すれば撤去し、必要な場所に付け替えを行うとのことでした。

ドライブレコーダーの設置補助金は、インターネット通販で購入したものも対象となるのかに対し、対象となるように制度設計を行う。補助金の性質上、なるべく間口を広げ、簡易な制度にする予定であるとのことでした。

消防団幹部視察研修は、女性防火クラブ幹部も参加者に入っているか、また対象となる人数は何人かに対し、女性防火クラブ幹部も含まれ、総勢18名で補助金を積算してあるとのことでした。

また、議員から、女性防火クラブについて、活動内容を明確にした上で、女性の視点での地域防災を担う団体として育成すべく、補助金の増額等財源措置をしてはどうかとの提言がありました。

自主防災組織資機材整備事業補助金は何のためのものかに対し、令和2年度に、各区に対し、防災資機材の整備に関する補助を行ったが、その機材等の更新・修理のほか、消火栓器材の整備に対して補助金を交付するものであるとのことでした。

街路灯は何基設置予定か、また現在の設置基数は何基かに対し、令和3年度予算には、20基を設置予定として計上してある。また、現在656基が設置済みとのことでした。

街路灯の設置の方法に変更はあるかに対し、今後、商工会からの事務引継ぎを行うところではあるが、従来の事務手順を踏襲しながら、そこへ防犯の観点を加えた対応を行っていく考えであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町債は増加傾向にあるが、今後どうなるのかに対し、今が償還のピークであるが、今後、可能であれば繰上償還を実施していきたいとのことでした。

基金の積立てはどのような状況であるかに対し、今後、防災拠点の整備を予定しているため、公共施設等整備基金へ積立てを行うほか、余力があれば他の基金にも積み立てていきたいとのことでした。

プロの人材の活用による地方の活性化は検討しているかに対し、国が人材を派遣する制度があるが、町のニーズと合うものがあれば活用していきたいとのことでした。

光ケーブルの加入状況はどれくらいかに対し、現在、加入件数は1,955世帯であり、加入率にすると56.5%とのことでした。

企業立地奨励金の助成期間は何年間で、その金額は一定額なのかに対し、助成期間は3年間で固定資産税相当額としているが、その金額は償却資産の減価償却や評価替えにより変わるとのことでした。

地域情報化推進委員会と公共施設等総合管理計画検討委員会の目的、人数、構成はど

のようになっているのかに対し、地域情報化推進委員会では、地域情報化計画の進捗管理や策定を行い、ICTの推進を目的とする。委員は現在4名であり、その構成は町民2名、企業関係者1名、情報教育担当職員1名である。

公共施設等総合管理計画検討委員会は、公共施設等の長寿命化、更新や統廃合等の長期的な方針である公共施設等総合管理計画の策定や見直しについて審議することを目的とする。委員は10名以内であり、これから選任するものであるが、議員や区長等をお願いしたいとのことでした。

12チャンネルの動画番組制作委託料が昨年より減っているのはなぜかに対し、積算単価の見直しにより予算額は減ったが、制作予定本数については変わりはなく、予算に不足が生じれば、補正予算によって増額をお願いしたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、加納良造学術文化振興基金は今どのくらいあるのかに対し、現在高は1億250万円であるとのことでした。

株式配当金の株は何株保有し、1株幾らぐらいになっているのかに対し、現在、東海旅客鉄道は100株保有し、1株1万7,410円、名古屋鉄道は200株で1株2,704円、近畿日本鉄道は100株で1株4,450円であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、歳入の農林水産業費県補助金の減少の要因は何かに対し、元気な農業産地構造改革支援事業が皆減になったことによるとのことでした。

暗渠水路しゅんせつ工事はどの地域で実施するのか、また営農等に支障はないのかに対し、カワバタモロコの生息場所として、福東新田、海松新田、本戸、楡俣新田、四郷区内と把握しているが、工事は越冬場所を確保することを目的に、福東新田区内の水路で実施する。営農等に支障はないとのことでした。

カワバタモロコ保護員の方はどのような活動をしているのかに対し、転売目的に捕獲等を行う者がいないように、水路等の見回りをしているとのことでした。

ジャンボタニシ駆除について、卵落としのみを行っているのかに対し、卵落としのみならず、成貝も駆除しているとのことでした。

ジャンボタニシ駆除について、去年は暖冬の影響で異常発生したが、何か対策は考えているのかに対し、これまでは6月から1月まで実施していたが、前倒しして4月から実施する。大樽川での越冬が原因という調査結果があったので、大樽川に米ぬかなどで誘引するトラップを仕掛け、駆除するとのことでした。

なお、他市町で駆除すると助成金を出すといった事例もあるので、取り入れてはどうかと提言がありました。

ジャンボタニシは、用水が入るときに上流から下流に広がっていくと考えられるので、福東揚水機場周辺を駆除すべきではないかに対し、福東揚水機場周辺の水路も調査する。ジャンボタニシの駆除は、時期によっては余計に被害が大きくなってしまうこともあるので、最小限になるよう、資源保全会を通じて周知していくとのことでした。

米粉を使った洋菓子について、町の食材として何が利用され、試作の結果、どういうものができたのかに対し、今後、商品によっては、町内産のイチゴや野菜を使用することを考えていきたい。また、試作の結果、洋菓子7品が完成したとのことでした。

米粉を使った洋菓子について、7品のレシピの提供を受けることができるのかに対し、レシピの提供は契約の中に盛り込んでおり、7品全て提供を受けることができるとのことでした。

米粉を使った洋菓子について、ホットステーションでも販売していくとのことであったが、販売できる体制は整っているのかに対し、保冷庫が必要になるのかなど一部調整が必要になるが、継続的に販売できるよう体制を整えていきたいとのことでした。

なお、ホットステーションは、観光情報を発信できる唯一の場所であることから、もっと有効活用してもらいたいと提言がありました。

青年等就農給付金は、個人で申請するのか、また給付が停止となる所得の要件は何かに対し、給付金は新規就農者1名につき150万円であり、個人で申請する。給付停止になる要件として、前年の総所得で判断されるとのことでした。

スマート農業技術導入支援事業補助金は必要な時期に使えるのかに対し、田植機等、早い時期に必要なものもあると思われるので、県に要望し、必要な時期に使えるようにするとのことでした。

丸毛氏関連の情報発信について、どこで行うのか、また福東城のジオラマはどれくらいのサイズかに対し、教育委員会と連携し、歴史民俗資料館を活用して展示等を行う。福東城のジオラマのサイズはA3を予定しているとのことでした。

輪之内ふれあいフェスタでは、町民が喜ぶような新しい企画を考えているのかに対し、内容についてはこれから検討していく。昨年は開催できなかったので、今年は開催できるように考えていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ほ場整備の工事で自然環境に配慮したことは何かしているのかに対し、環境配慮工事として、排水路の上部を板で覆い、水路敷を一段低くして、カワバタモロコなどの小魚を鳥から守り、越冬や繁殖できる場所を計画している。令和2年度は4か所設けたとのことでした。

水路に敷コンクリートを打設するののに対し、コンクリートは角落としの落とし口にのみ打設するため、環境配慮区間には打設しないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、耐震シェルターの今までの実績は何件かに対し、実績は1件とのことでした。

ブロック塀撤去の促進についてどのようにしていくののに対し、教育委員会と連携し、既に実施している通学路の点検を行う際、ブロック塀の危険箇所を追加確認してもらい、危険箇所の把握をし、撤去に向けた取組をしていくとのことでした。

耐震診断・耐震補強の実績は何件かに対し、耐震診断は68件、耐震補強は5件で、令和2年度から住宅除却の補助制度が始まり、除却の実績は5件とのことでした。

除却補助の条件及び金額は幾らかに対し、戸建て住宅で耐震診断を実施し、建て替えが条件の取壊しに対し、消費税抜きの取壊し費用の23%で限度額83万8,000円の補助金が交付されるとのことでした。

用悪水路工事の工事内容と延長は何メートルかに対し、下大樽新田は水路改良で186メートル、他の工事は敷コンクリート工事で、大藪相川444メートル、藻池新田390メートル、本戸649メートルとのことでした。

また、議員から、土地改良事業と連携して事業を進めていただきたいと提言がありました。

各地区からの要望の状況は何件かに対し、令和2年度に27件の要望があり、合計154件の要望に対し、21件施工し、13.6%の実施率となりました。

実施には、要望の内容によるが、必要性和費用対効果を検討し、要望に対し、区長と調整したいとのことでした。

都市計画マスタープランの内容と作成期間はどれくらいかに対し、第六次総合計画と県の都市計画区域マスタープランに準じ、今後10年間のまちづくりに対する計画を、全体計画・地域別計画を2年間で作成するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第8号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、汚泥処理業務等の搬出量はどれくらいかに対し、令和元年度の処分量は454トン、搬出先は大垣市上石津町の株式会社りゅういきで中間処理・乾燥をしている。収集運搬については、トバナ産業株式会社に委託しているとのことでした。

た。

収集運搬の委託単価は幾らかに対し、1トン当たり税込み1万1,550円であるとのことでした。

1件当たりの下水道使用料の平均は幾らかに対し、年間約7万7,000円とのことでした。

浄化センターの修繕計画はあるのかに対し、施設ストックマネジメント実施計画を策定し、国庫補助金を活用しながら、令和5年度より計画的に改築・更新していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、現在の水道料金は幾らかに対し、税込みで1か月の基本料金が1,100円、11立米から超過料金が1立米当たり88円かかるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についてを議題とし、危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回、防犯カメラを設置するのは、各小・中学校以外の公共施設ということでよいかに対し、現在、小・中学校以外に各こども園及び図書館に設置済みである。設置の予定数量は10基であり、大垣警察署と連絡を取り合いながら、公共施設等で犯罪や不審者等発生の危険性が高いところを優先的に設置していくとのことでした。

個人で防犯カメラを設置する際に注意すべきことは何かに対し、原則としては、自分の敷地内を撮影し、撮影範囲を必要最低限にすること、防犯カメラを設置している旨を表示することなどである。それらについてはガイドラインを策定し、運営していくとのことでした。

個人の防犯カメラ設置に対する補助金は、区から申請するのか、それとも個人から申請するのかに対し、個人から申請していただくことになる。町の広報やホームページを活用し、なるべく多くの方に使っていただけるよう周知するとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とし、危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、条例中に消防団員の年齢が18歳以上70歳未満とあるが、年齢が高い方は、現場での活動の際、けが等の危険性が生じないかに対し、70歳と定めてあるのは、機能別消防団員であり、活動は昼間のみに限られる。機能別消防団員の中には元消防署職員の方もおり、指導的な役割を担う人材であることから、年齢の上限については、今後総合的に判断して検討していきたいとのことでした。

今回大きく組織が改組されるとのことであるが、第2分団第3班を解体し、警備班を町内全地区から選出すると聞いているが間違いないかに対し、そのとおりである。今回の改正に当たっては、組織の内容を大きく見直し、人口データに基づき、2分団・3分団の団員選出を減らし、1分団の団員選出を増やすことで負担を均等化している。その中で第2分団第3班を解体し、使用していた車両等を警備班が中央で使用するようにしたとのことでした。

警備班は存続するのか、どこかの班に所属して、ラッパを担当することになるのかに対し、警備班については、1分団から4人、2分団から2人、3分団から3人選出し、通常の訓練ではラッパの訓練を行い、火災現場では現場の警備を行う。警備班に属する団員の選出については、各分団に選出された団員の中で協議し決定する。この運用については、消防団との協議の結果、決定したものであるとのことでした。

機能別消防団員は、火災現場ではこういった活動をするのか、また火災現場まではどうやって行くのかに対し、防火衣等の装備を支給してあり、基本団員と同様の消防活動を行っている。また、現場への出動に当たっては、近くの消防団車庫に行き、基本団員と一緒に出動する方もいれば、自家用車で現場まで行く方もいるとのことでした。

消防団の入退団式及び訓練は実施するのかに対し、現在準備しているところではあるが、入退団式については、規模を縮小し実施する予定である。訓練については、消防団としてはできるだけ実施したいという意向であるため、町としてその意向をできるだけ尊重し、対応していきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 土井田崇夫君。

○文教厚生常任委員長（土井田崇夫君）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和3年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、3月8日と9日の2日間、ともに午前9時30分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者、調整監及び各関係課長、関係職員出席の下、審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、リサイクル材料売却代は、前年と比べるとどのくらいの額なのかに対し、前年度のペットボトルが22万6,000円、今現在は15万5,000円、紙類は、前年度329万円、今現在は73万7,000円とのことでした。

個人番号カードが普及しないのはなぜかに対し、今はカードをつくるメリットがあまりないが、今後、健康保険証や運転免許証として使用できる予定なので、もっと普及させていきたいとのことでした。

デマンドバスの16時30分から18時まで時間延長した試験運行後の展開はどう考えているのかに対し、新型コロナの感染拡大の影響もあるが、利用者が少なく、本格実施は見送りするが、利用者からは、始発時間を8時30分から8時に前倒しする要望が多かったため、令和3年度に試験運行を行うとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、高齢者福祉総務費の会計年度任用職員報酬が減額されている理由は何かに対し、採用予定者数に至らなかったためであるとのことでした。

新型コロナウイルス感染拡大第4波に備え、PCR検査により無症状者を把握してはどうかに対し、PCR検査は、現在、県において濃厚接触者を対象に実施しているが、今後はワクチン接種と併せて実施するなど、検討していきたいとのことでした。

健康計画等策定について、策定目的は何か、策定後どう生かしていくのかに対し、健

康計画、食育推進計画、歯と口腔の健康づくり推進計画の3つの計画をまとめたわのうち健康プランと、いのち支える輪之内町自殺防止対策行動計画を令和3年度から7年度の5か年計画として策定した。輪之内町における健康課題を周知し、生活習慣の改善による肥満予防、健診の定期的な受診などにより、町民の健康を守っていくものであるとのことでした。

フレイル予防講座の参加について、会場に行けない人が自宅で参加できる方法はあるのかに対し、現在、わのうち12チャンネルで配信をしているが、放送時間帯を事前にお知らせするなど、自宅でも参加できるよう周知に努めていきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、要保護・準要保護児童・生徒に該当する基準は何かに対し、要保護は生活保護世帯であること、準要保護は、主に児童扶養手当受給世帯や町民税非課税世帯の児童・生徒が対象となる。世帯の収入額・需要額調書より所得を算定し、認定しているとのことでした。

修学助成事業奨学金の減額の理由は何かに対し、コロナの影響で学費の支弁が困難な高校生を持つ保護者に対し、1人当たり5万円を給付する事業であり、6月補正で40人の申請を見込み、200万円の予算を計上した。現在のところ、11人の申請があり、55万円を支出しており、年度末までの支出を見込み、減額したとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第3号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、出産育児一時金補助金が減額されているが、何か原因はあるのかに対し、国の社会保険の適用拡大により、国民健康保険被保険者の若年層が減少し、それに伴い申請件数も減少したことによるものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、後期高齢者医療制度の対象者は何名かに対し、令和3年1月31日現在で1,129名であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地域公共交通計画の策定に住民の意見は取り入れる予定はあるのかに対し、令和3年8月に仁木、福東、大藪の各地区で一般住民主体のワークショップの開催を予定しており、地域住民の日常生活における移動の状況や、デマンドバス及び自主運行バスの運行などに対する意見を把握し、集約して計画に反映させるとのことでした。

住基ネットワークシステムとはどのようなものかに対し、住民異動のシステムで全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体間共同システムであるとのことでした。

戸籍クラウドの構築とはどのようなものかに対し、現在、町の戸籍システムサーバーは庁舎内にあるが、クラウド化することにより、委託する業者のサーバーに町の戸籍情報が保管され、災害時などにも戸籍情報などが安全かつ確実に守られることになるとのことでした。

地域協働水質改善協議会は、どのようなメンバーでどのような協議をなされているのかに対し、環境カウンセラーの小倉会長、岐阜大学の伊藤准教授、区長会長、グラウンドワーク輪之内会長、ピープルズコミュニティ理事長、西濃水産組合輪之内支部長、福東輪中土地改良区の水利委員長、西濃県事務所環境課長などで構成され、主な協議としては、水質の改善が目的ではあるが、輪之内の川の濁っているイメージを、魚も多種類が存在しており、水質的にはそんなに汚いわけではないことや、カダヤシなどの外来種駆除活動の実施などについて積極的に住民に周知していかなければならないとのことでした。

廃棄物減量等推進審議会委員の構成や役割は何かに対し、区長会長、グラウンドワーク輪之内会長、ピープルズコミュニティ理事長、老人クラブ連合会長、商工会長、校長部会代表などで構成され、主に一般廃棄物処理実施計画の内容の審議や、資源ごみなどのリサイクル率をどう増やすかを協議しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、老人ホーム入所判定委員とは、どのような仕事をするのかに対し、高齢者のうち虐待を受けている方や、収入がなく経済的に困窮している方について、養護老人ホームへの入所が必要か協議していただくものであるとのことでした。

こども食堂運営補助金について、どこが実施するのか決定しているのかに対し、現時点では決定していない。以前はNPO法人ピープルズコミュニティが大藪コミュニティ防災センターで実施していたが、新型コロナウイルス感染防止のため、今年度は実施していないとのことでした。

会計年度任用職員報酬803万8,000円の内訳は何か、職員確保の見込みはあるのかに対し、報酬の対象は、保育教諭26名、調理員9名で、令和3年4月1日現在、確保できる見込みであるとのことでした。

予防接種謝礼と予防接種委託料との違いは何かに対し、予防接種謝礼は、新型コロナウイルスの集団予防接種に従事する医師や看護師への謝礼であるものに対し、予防接種委託料は、子供の予防接種やインフルエンザなど個別予防接種に関する委託料であるとのことでした。

高齢者を対象とした肺炎球菌予防接種費用の補助について、補助対象を2回目以降の接種にも拡大してはどうかに対し、任意予防接種に対する補助の拡充については、今後検討していきたいとのことでした。

高齢難聴者補聴器購入費等助成金について、補聴器の購入はどの店でも可能か、またもう少し簡易な申請方法にできないかに対し、補助を適正に行うため、販売証明を出すことができる店に限定する予定であり、身体障害者手帳のように、医師の診断書等の提出はなく、簡易な方法で行っていくよう検討するとのことでした。

中核機関設置業務について、89万5,000円の内訳は何かに対し、中核機関設置業務委託料56万7,000円のほか、中核機関設置検討会謝礼24万円、需用費8万8,000円とのことでした。

徘徊見守りGPS端末とは何かに対し、徘徊事案発生時、GPS情報を基に居場所検索できるよう見守り機能を強化するものである。現在、利用実績はないが、申出があれば貸出し可能であるとのことでした。

婚活サポート事業について、成婚者はどれくらいいるのかに対し、町社会福祉協議会への委託事業で、年2回、婚活イベントを開催するほか、アプリを利用したマッチング等実施している。しかしながら、成婚までは至っていないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、令和3年度のカナダ、鹿児島派遣研修は実施することがで

きるのかに対し、現時点では、カナダは入国制限があるため難しいが、鹿児島派遣は実施の方向で検討していきたいとのことでした。

カナダ、鹿児島研修の予算が増額されている理由は何かに対し、今年度は、カナダ、鹿児島派遣研修が新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となったため、来年度は少しでも多くの児童・生徒に派遣の機会を与えるため、募集人数を増やしたとのことでした。

小学校使用料とは何かに対し、体育館や運動場の施設使用料であるとのことでした。

給食で御膳米を提供できないかに対し、岐阜県の掲げる米の安全・安心・安定の基準を満たすのであれば提供できるとのことでした。

特別支援教育支援員謝礼とは、学校の特色ある取組に対する謝礼のことであるかに対し、主に地域学校協働活動として、学校の中でお手伝いしていただいたことの謝礼で、学習支援は1,480円、見守り支援等は1,100円、単純作業は860円の時給であるとのことでした。

サートラス補償金とは何かに対し、デジタル教科書やタブレットでICT教育が拡大され、ネットを利用した著作物を含む教育資料の公衆送信を行う補償金であるとのことでした。

中学生の防災士について、今後どのように活用していくのかに対し、防災教育として、まずは自分の命を守ることができるよう、防災士養成講座で知識や姿勢を身につけ、資格を取得してもらう。そして、地域防災に関わるように、避難所等での自主的な活動の機会をつくっていききたいとのことでした。

図書館の蔵書と購入予定冊数はどれだけかに対し、令和元年度は、蔵書数は8万8,968冊、一般書は1,244冊、児童書は609冊を購入した。来年度も同じ冊数程度購入していくとのことでした。

女性会議の活動は何かに対し、主な活動として、環境への取組として、廃油石けん作りやマイバッグ運動、ボランティア活動として、花壇造りや複十字運動、そのほか研修会やイベントへの参加や協力、講演会などを開催している。また、今年度はAEDの設置場所の町内マップを作成していただいたとのことでした。

デジタル教科書を導入すると、紙の教科書は使用しなくなるのかに対し、まだ全教科デジタル教科書にならない。まずは中学生が2教科、小学5・6年生が1教科から導入する。デジタル教科書と紙の教科書は併用していく必要があるとのことでした。

学校校務員内外作業業務委託とは、シルバーにどういった作業を委託しているのかに対し、主にパントリーの受渡しや、校舎敷地内の清掃や草刈り作業を委託しているとのことでした。

ねんりんピックとパラリンピックはいつ開催されるのかに対し、ねんりんピックは10月31日日曜日、パラリンピックは採火式が8月13日金曜日に開催されるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第8号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、レセプト点検で負担割合などに相違が発見された場合は、被保険者本人にどう対処されるのかに対し、例えば被保険者が2割負担なのに3割負担として徴収された場合は、町と医療機関で調整し、後日、医療機関から負担金の差額は返還されるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、発達支援教室そらの利用児童数は何人かに対し、未就学児を対象とし、35名であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、マイナンバーカードを保険証として使用できるようになることで、従来の保険証は不要になるのかに対し、マイナンバーカードを読み取り、被保険者情報を確認できれば、保険証の提示は不要である。ただし、対応できる医療機関に限られるため、当面は保険証の提示が必要になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

会議の前に、総務産業建設常任委員長から訂正の報告がありましたのでよろしくお願
いします。

林日出雄君。

○総務産業建設常任委員長（林 日出雄君）

先ほどの総務産業建設常任委員会の委員長報告の中で、出席者について全委員出席の
下と報告をいたしましたが、3月11日の出席委員は8名でしたので、訂正いたします。
以上です。

○議長（小寺 強君）

これから、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算（第7号）についての討
論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和2年度輪之内町一般会計補正予算(第7号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 令和2年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和2年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 令和2年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和2年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 令和3年度輪之内町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 令和3年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予

算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 令和3年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ御出席を賜り、熱心な審議を賜り、議長として厚くお礼を申し上げます。

また、議会を通し、議事進行等に各位の御協力・御支援を賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

一方、執行部の各位におかれましては、本日成立しました各予算を通じて輪之内町の発展のため、より一層の御努力をいただきますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

これもちまして、令和3年第1回定例輪之内町議会を閉会します。

(午前10時34分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月17日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 土井田 崇 夫

署名議員 上 野 賢 二